

官報

号外

平成二十年四月十五日

○第百六十九回 衆議院會議録 第二十一号

平成二十年四月十五日(火曜日)

議事日程 第十一号

平成二十年四月十五日

午後一時開議

第一 防衛省設置法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第二 独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 消費者契約法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 防衛省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 消費者契約法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

国土交通省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時二分開議

○議長(河野洋平君) これより會議を開きます。

日程第一 防衛省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、防衛省設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。安全保障委員長嘉数知賢君。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

○嘉数知賢君登壇

た、いま議題となりました防衛省設置法等の一部を改正する法律案につきまして、安全保障委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本案は、防衛省の所掌事務をより効果的かつ効率的に遂行し得る体制を整備するため、防衛省設置法等の一部を改正するものであり、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、自衛官の定数を三百四十四人削減し、二十四万八千三百三人に改めること、

第二に、防衛大学校及び防衛医科大学校における研究の位置づけを規定すること、

第三に、陸上自衛隊の学校の生徒の身分を新設

し、当該生徒を防衛省の職員の定員外とするにと、

第四に、定年に達したことにより退職することとなる自衛官について、本人の同意を得た上で、当該自衛官が定年に達した後も通算三年まで引き続き自衛官として勤務させることを可能とすること、

第五に、自衛官への定年退職者等の再任用について、現行の一年以内の任期を六十歳前に限り三年以内の任期を可能とすること、

第六に、即応予備自衛官の員数を十七人削減し、八千四百八人に改めること等であります。

本案は、去る四月九日本委員会に付託され、翌十日石破防衛大臣から提案理由の説明を聴取し、十一日質疑を行い、質疑終了後、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 消費者契約法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第二、独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案、日程第三、消費者契約法等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長中野清君。

独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案及び同報告書

消費者契約法等の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

○中野清君登壇

た、いま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、両法律案の概要について申し上げます。独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案は、近年における消費者紛争の増加、複雑化等の事情の変化にかんがみ、消費者紛争の適正かつ迅速な解決を図るため、国民生活センターに、独立して職権を行う紛争解決委員会を置き、全国的に重要な消費者紛争について、和解の仲介及び仲裁を行うことができるようにするものであります。

また、消費者契約法等の一部を改正する法律案は、消費者被害の発生または拡大を防止するため、不当景品類及び不当表示防止法及び特定商取引に関する法律に規定する消費者の取引上の判断を誤らせる不当な行為等についても適格消費者団体が差しとめ請求をできるものとするとともに、適格消費者団体の認定及び監督に係る手続等を定めるものであります。

両案は、去る四月八日本委員会に付託され、翌九日岸田国務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。次いで、十一日参考人から意見を聴取り、質疑を行い、質疑終了後、直ちに採決いたしましたところ、両案は全会一致をもっていずれも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、両案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○御法川信英君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、国土交通省設置法等の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 御法川信英君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

国土交通省設置法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 国土交通省設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長竹本直一君。

国土交通省設置法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔竹本直一君登壇〕

○竹本直一君 たいいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国土交通省の組織に関し、観光立国の実現に関する施策を一体的に推進するため、観光庁を設置するとともに、航空・鉄道事故調査委員会及び海難審判庁を運輸安全委員会及び海難審判所に改組し、それぞれ航空事故等、鉄道事故等及び船舶事故等の原因究明並びに海技士等の懲戒のための海難審判を行わせることとするほか、船員労働委員会を廃止し、その所掌事務を交通政策審議会等に移管する等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る四月四日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、八日冬柴国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、九日質疑に入り、本日質疑を終了いたしました。

質疑終了後、本案に対し、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の三党派共同提案により、運輸安全委員会は、事故等の防止等のため講ずべき措置について勧告を受けた原因関係者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じなかったときは、その旨を公表することができるとする規定を追加することなどの修正案が提出され、本修正案について趣旨説明を聴取いたしました。次いで、討論の後、採決いたしました結果、修正案は全会一致、修正部分を除く原案は賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十三分散会

出席閣僚大臣

国土交通大臣 冬柴 鐵三君
防衛大臣 石破 茂君
国務大臣 岸田 文雄君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る十一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律

戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律

特許法等の一部を改正する法律

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

萩原 誠司君
橋本 岳君
赤澤 亮正君
補欠
安次富 修君
赤澤 亮正君
原田 憲治君

原田 憲治君
安次富 修君
福岡 資麿君
補欠
日森 文尋君
保坂 展人君

辞任

保坂 展人君

日森 文尋君

一、去る十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

河本 三郎君

土井 亨君

市村浩一郎君

佐々木隆博君

馬淵 澄夫君

園田 康博君

福田 昭夫君

御法川信英君

武藤 容治君

篠原 孝君

下条 みつ君

補欠
安井潤一郎君

関 芳弘君

萩原 誠司君

橋本 岳君

田嶋 要君

安井潤一郎君

新井 悦二君

篠田 陽介君

永岡 桂子君

松本 謙公君

補欠
亀岡 偉民君

清水鴻一郎君

土屋 正忠君

土屋 正忠君

清水鴻一郎君

外務委員

辞任

補欠

宇野 治君

松本 洋平君

中山 泰秀君

阿部 俊子君

山口 泰明君

田中 良生君

篠原 孝君

川内 博史君

松原 仁君

末松 義規君

阿部 俊子君

永岡 桂子君

田中 良生君

山口 泰明君

永岡 桂子君

中山 泰秀君

松本 洋平君

宇野 治君

川内 博史君

篠原 孝君

末松 義規君

松原 仁君

文部科学委員

辞任

補欠

近藤 基彦君

金子 恭之君

平口 洋君

西本 勝子君

二田 孝治君

遠藤 利明君

松本 大輔君

岡本 充功君

笠 浩史君

松本 謙公君

遠藤 利明君

二田 孝治君

金子 恭之君

近藤 基彦君

西本 勝子君

平口 洋君

岡本 充功君

松本 大輔君

松本 謙公君

笠 浩史君

厚生労働委員

辞任

補欠

清水鴻一郎君

中森ふくよ君

萩原 誠司君

平 将明君

福岡 資麿君

大塚 高司君

岡本 充功君

鷺尾英一郎君

菊田真紀子君

高井 美穂君

糸川 正晃君

下地 幹郎君

大塚 高司君

若宮 健嗣君

鷺尾英一郎君

森本 哲生君

森本 哲生君

下条 みつ君

平 将明君

萩原 誠司君

中森ふくよ君

若宮 健嗣君

下条 みつ君

高井 美穂君

下地 幹郎君

糸川 正晃君

菊田真紀子君

岡本 充功君

福岡 資麿君

清水鴻一郎君

伊藤 忠彦君

近藤 三津枝君

清水清一郎君

橋本 岳君

安井潤一郎君

富岡 勉君

永岡 桂子君

井脇ノブ子君

飯島 夕雁君

あかま二郎君

廣津 素子君

あかま二郎君

猪口 邦子君

小野 次郎君

篠田 陽介君

山内 康一君

橋本 岳君

林 幹雄君

石田 真敏君

近藤 三津枝君

吉田 泉君

亀岡 偉民君

松野 頼久君

安全保障委員

大塚 拓君

長島 昭久君

清水鴻一郎君

福岡 資麿君

岡本 充功君

菊田真紀子君

糸川 正晃君

下地 幹郎君

高井 美穂君

若宮 健嗣君

大塚 高司君

岡本 充功君

伊藤 忠彦君

猪口 邦子君

あかま二郎君

飯島 夕雁君

井脇ノブ子君

永岡 桂子君

小野 次郎君

龜岡 偉民君

補欠

石田 真敏君

林 幹雄君

近藤 三津枝君

吉田 泉君

松野 頼久君

亀岡 偉民君

補欠

近藤 三津枝君

吉田 泉君

松野 頼久君

龜岡 偉民君

補欠

永岡 桂子君

小川 淳也君

馬淵 澄夫君

永岡 桂子君

小川 淳也君

寺田 学君

馬淵 澄夫君

寺田 学君

長島 昭久君

大塚 拓君

井脇ノブ子君

馬淵 澄夫君

寺田 学君

長島 昭久君

大塚 拓君

井脇ノブ子君

馬淵 澄夫君

寺田 学君

長島 昭久君

大塚 拓君

井脇ノブ子君

馬淵 澄夫君

寺田 学君

長島 昭久君

大塚 拓君

井脇ノブ子君

馬淵 澄夫君

寺田 学君

長島 昭久君

大塚 拓君

井脇ノブ子君

馬淵 澄夫君

寺田 学君

長島 昭久君

大塚 拓君

井脇ノブ子君

馬淵 澄夫君

寺田 学君

長島 昭久君

大塚 拓君

井脇ノブ子君

馬淵 澄夫君

永岡 桂子君

小川 淳也君

寺田 学君

馬淵 澄夫君

寺田 学君

長島 昭久君

大塚 拓君

井脇ノブ子君

馬淵 澄夫君

寺田 学君

長島 昭久君

大塚 拓君

井脇ノブ子君

馬淵 澄夫君

寺田 学君

長島 昭久君

大塚 拓君

井脇ノブ子君

馬淵 澄夫君

寺田 学君

長島 昭久君

大塚 拓君

井脇ノブ子君

馬淵 澄夫君

寺田 学君

長島 昭久君

大塚 拓君

井脇ノブ子君

馬淵 澄夫君

寺田 学君

長島 昭久君

大塚 拓君

井脇ノブ子君

馬淵 澄夫君

寺田 学君

長島 昭久君

大塚 拓君

井脇ノブ子君

井脇ノブ子君

龜岡 偉民君

橋本 岳君

馬淵 澄夫君

飯島 夕雁君

武藤 容治君

中森ふくよ君

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員

岡下 信子君

木原 誠二君

萩原 誠司君

渡部 篤君

若宮 健嗣君

富岡 勉君

西本 勝子君

安井潤一郎君

山内 康一君

萩原 誠司君

木原 誠二君

渡部 篤君

若宮 健嗣君

富岡 勉君

西本 勝子君

安井潤一郎君

山内 康一君

萩原 誠司君

木原 誠二君

渡部 篤君

若宮 健嗣君

富岡 勉君

西本 勝子君

安井潤一郎君

山内 康一君

萩原 誠司君

木原 誠二君

渡部 篤君

若宮 健嗣君

富岡 勉君

西本 勝子君

(議案付託)

一、去る十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七二号)

環境委員会 付託

一、昨十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

厚生労働委員会 付託
農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律案(内閣提出第四一七号)

農林水産委員会 付託
エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六一七号)

揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六二二号)

以上二件 経済産業委員会 付託
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)

青少年問題に関する特別委員会 付託

(議案送付)
一、去る十日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案

一、去る十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
生物多様性基本法案(田島一成君外二名提出)

(議案通知書受領)

一、去る十一日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律案
戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案
駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案
特許法等の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
国税電子申告・納税システムに関する質問主意書(平岡秀夫君提出)
北方領土返還を目指す民間団体の方針と政府方針との相違に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

防衛省における裏金組織についての調査に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)
志布志事件を担当した鹿児島県警察官に対する表彰についての警察庁の対応及び認識に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
後期高齢者医療制度の被保険者証等に関する質問主意書(山井和則君提出)

後期高齢者医療制度の月額保険料に関する質問主意書(山井和則君提出)
一、去る十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

外務省が同省におけるワインの管理方法は適正であるとする根拠等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
消失した在外省の対応等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
二〇〇一年十二月のアフガニスタン復興NGO東京会議での草の根・人間の安全保障無償資金

協力の資金の使途をめぐる外務省の対応に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)
一、昨十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

長期欠勤をしている外務省職員に対する外務省における対応等に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)
一九九六年五月のビザなし交流に同行した際に暴行を受けたとする外務省職員並びに暴行を働いたとされる衆議院議員への外務省の対応に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

中国における遺棄化学兵器処理事業への予算の透明性等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
福田総理の道路特定財源一般財源化発言に関する質問主意書(山井和則君提出)
介護予防サービスの効果分析等に関する質問主意書(山井和則君提出)
舛添厚生労働大臣の介護報酬の引き上げ発言に関する質問主意書(山井和則君提出)

(答弁書受領)
一、去る十一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員岩國哲人君提出高速道路の無料化に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員小川淳也君提出酒税と揮発油税において課税実務が異なる理由に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出チベット情勢についての政府の認識等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出国土交通省所管の財団法人「公共用地補償機構」における職員旅行の費用に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出長期欠勤をしている外務省職員に対する外務省における対応等に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員日森文尋君提出旧ソ連地域に抑留され、死没した者に対する扱い等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員平岡秀夫君提出旧共済組合の取扱に関する質問に対する答弁書
衆議院議員岡本充功君提出道路特定財源の一般財源化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岡本充功君提出後期高齢者医療制度に関する質問に対する答弁書
衆議院議員高井美穂君提出知的障害者手帳の共通化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員高井美穂君提出別居中の配偶者に対する国民健康保険の保険証交付に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出文化庁所管の芸術文化振興基金より助成を受けていた映画の上映が中止された件に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九六年五月のビザなし交流に同行した際に暴行を受けたとする外務省職員並びに暴行を働いたとされる衆議院議員への外務省の対応に関する質問に対する答弁書
衆議院議員大串博志君提出諫早湾干拓調整池に発生したアオコの調査に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出草の根・人間の安全保障無償資金協力を巡る債務についての外務省の対応と国民に対する説明責任に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇一年十二月のアフガニスタン復興NGO東京会議での草の根・人間の安全保障無償資金協力の資金の使途をめぐる外務省の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出群馬社会保険事務局職員による総務省年金記録確認群馬県地方第三者委員会委員への圧力問題等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員山井和則君提出「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正通知等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度の名称等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度の保険料等に関する質問に対する答弁書

平成二十年四月一日提出
質問 第二四四号

高速道路の無料化に関する再質問主意書

提出者 岩國 哲人

高速道路の無料化に関する再質問主意書
高速自動車国道及び都市高速道路(以下、高速道路)は、建設に要した費用と維持費並びに利息等の合計額である償還対象経費を、一定期間の料金収入により賄っている。

償還方法の決定にあたっては、都市間の広域的な交流を支える高速自動車国道、大都市圏の交通を支える都市高速道路について、適正な料金水準により、採算性を確保しつつ整備を推進するという点を考慮する必要がある。

また、償還が終われば高速道路は無料化されるのが原則である。

右に関連して、以下の事項に関して、再度質問する。

一 国内の全高速道路を無料化した場合の経済効果の試算は行ったことがないとのことであるが、一部または特定の高速道路につき無料化した場合の経済効果を試算したことがあるか。

ある場合、数値を示して当該試算の結果をご説明願いたい。

二 高速道路の料金徴収経費を縮減する方策につき、具体的に検討したことがあるか。

ある場合、各方法の概要、設置コスト、縮減予想額につき、数値を示してご説明願いたい。

三 道路整備特別措置法第二十三条第三項は、「会社管理高速道路に係る料金の徴収期間の満了の日、当該会社管理高速道路に係る道路資産の貸付期間の満了の日と同一でなければなら

ない。この場合において、当該満了の日、会社の成立の日から起算して四十五年を超えてはならない。」と規定し、同条第四項は、「前項に規定するもののほか、料金の徴収期間の基準は、政令で定める。」と規定し、満了の期日以外の徴収期間の基準に関する事項については、政令に委任している。

現行法下においても、償還にあたり、毎年均等額での償還を行うのではなく、低金利の時期に、期間あたりの償還額を相対的に増加させることで、最終的な金利を含めた総償還額を減少させることが可能と解されるが、このような施策は検討したことがあるか。

ない場合、当該施策をいかに考えるか。
右質問する。

内閣衆質一六九第二四四号
平成二十年四月十一日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出高速道路の無料化に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員岩國哲人君提出高速道路の無料化に関する再質問に対する答弁書

一 について

国土交通省においては、お尋ねの「一部または特定の高速道路につき無料化した場合の経済効果」の試算を行ったことはない。

二 について

東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「会社」と総称する。)では、料金(道路整備特別措置法(昭和三十

一年法律第七号)第二条第五項に規定する料金をいう。以下同じ。)を徴収する方法として、ETCシステム(有料道路自動料金収受システム)を使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成十一年建設省令第三十八号)第一条に規定するETCシステムをいう。)を導入するなど、料金徴収経費の縮減に努めているところであり、更なる料金徴収経費の縮減のための方策については、会社において具体的に検討されるべきものと考えている。

三 について

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)は、承継債務(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成十六年法律第百号。以下「機構法」という。)第二条第三項に規定する承継債務をいう。)及び会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務(以下「承継債務等」という。)を引き受け、四十五年以内に承継債務等の返済を行うこととされている。承継債務等の返済については、機構法第十六条の規定に基づき、機構が会社から徴収する貸付料を返済の原資としており、貸付料は会社の料金収入から償われることから、毎年度その額は異なり、返済額も均等にはなっていない。

承継債務等の返済の原資となる貸付料は、会社の毎年度の料金収入額の範囲内で設定されていることから、国土交通省においては、お尋ねのような施策を実施することは困難であると考えているが、仮に、償還計画において想定していない大幅な金利の変動等が生じた場合には、四十五年以内での承継債務等の返済が可能となるよう、機構及び会社において、協定・機構法第十三条に規定する協定をいう。)を変更するなど適切に対処することが必要であると認識している。

平成二十年四月一日提出
質問 第二四五号

酒税と揮発油税において課税実務が異なる理由に関する質問主意書

提出者 小川 淳也

酒税と揮発油税において課税実務が異なる理由に関する質問主意書

政府与党の方針によるか、与野党協議の経過によるかを問わず、国会の議論の結果、課税法制に変更が生じた場合には、政府は国民生活への影響、混乱を最小限とするため、等しく必要な課税実務に関する通知を発する責務があると考え、次の事項について質問する。

一 平成九年酒税減税の際、小売店と製造元にのみなし返品を適用することで、在庫調整を不要とし、もって市場価格の混乱を回避した国税庁長官通知発達の理由

二 本日より開始した揮発油税の暫定税率の期限切れに当たり、一同旨の国税庁長官通知を発達しない理由
右質問する。

内閣衆質一六九第二四五号
平成二十年四月十一日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員小川淳也君提出酒税と揮発油税において課税実務が異なる理由に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員小川淳也君提出酒税と揮発油税において課税実務が異なる理由に関する質問に対する答弁書

一及び二について
御指摘のウイスキー類等の減税に際しては、輸入ウイスキー類等の戻入れの場合の酒税額の

控除の適用についての手当てを含む酒税法の一部を改正する法律案を政府として国会に提出し、国会の御審議を経て、酒税法の一部を改正する法律(平成九年法律第二十一号)が成立した上で、その施行日である平成九年十月一日の時点において流通在庫となつてゐる課税済みのウイスキー類等について、市場の混乱、酒類業者の事務負担等を考慮し、その施行日前の同年七月八日に国税庁から通達を發出し、現品の移動を伴わない伝票処理により、戻入れの場合の酒税額の控除の適用を認める特例的な取扱いを、その施行日の時点の在庫品の現物確認を行うこと等の手続と併せて定めたところである。

他方、今般の平成二十年度税制改正においては、政府として揮発油税及び地方道路税の暫定税率の維持を含む所得税法等の一部を改正する法律案を今国会に提出し、その一日も早い成立をお願いしてゐるところであるため、平成九年の酒税法改正の際と同様の法律上の手当てを行つてゐない。また、本年四月一日の時点において流通在庫となつてゐた課税済みの揮発油については、現時点においては既に販売され消費段階に入つたものもあると考えられるという問題もある。したがつて、このような状況の下、御指摘のような措置を採つてゐないところである。

平成二十年四月一日提出
質問 第二四六号
チベット情勢についての政府の認識等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

チベット情勢についての政府の認識等に関する質問主意書

チベットにおいて本年三月十日の僧侶によるデモ行進が起り、それが契機となり同月十四

日には大規模な暴動へと発展し、現在も動乱(以下、「チベット動乱」という。)が続いてゐると承知するが、チベット情勢の現状について政府、特に外務省はどのような認識を有してゐるのか明らかにされたい。

二 世界各国の首脳は「チベット動乱」についてそれぞれ積極的な見解を表明しているが、我が国政府、特に福田康夫内閣総理大臣が「チベット動乱」について消極的な見解しか表明してゐないのはなぜか。

三 「チベット動乱」が起きてから、政府、特に外務省は邦人保護の観点からどのような対応をとつてきたのか説明されたい。

四 「チベット動乱」について政府、特に外務省は中国側に対して①誰が、②いつ、③どのような方策をもつて、④どこで、⑤どのような意見を伝えただのか、それぞれ明らかにされたい。

五 「チベット動乱」が起きてから中国政府が手配したチベット自治区ラサハへの視察に和田充広在中国日本公使が参加したと承知するが、和田公使から視察について外務本省にどのような報告があつたのか説明されたい。

六 和田公使は五の視察から戻つた本年三月二十九日、記者団に対して「チベット動乱」についての中国側の説明は不十分である旨述べたと承知するが、政府、特に外務省は右の和田公使の認識と同様の認識を有してゐるか。

七 「チベット動乱」に対して、今後我が国としてどのような対応をとつていくと考えてゐるのか説明されたい。

八 かつてソ連がアフガニスタンに侵攻した際、政府はモスクワオリンピックをボイコットしたが、「チベット動乱」を受けて、政府、特に外務省は北京オリンピックへの対応についてどのような考えを有してゐるのか明らかにされたい。右質問する。

内閣衆質一六九第二四六号
平成二十年四月十一日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員 鈴木宗男君提出チベット情勢についての政府の認識等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員鈴木宗男君提出チベット情勢についての政府の認識等に関する質問に対する答弁書

一及び二について
チベット情勢の現状については、情報収集に鋭意努めているが、直接的に入手できる情報は限られており、外務省として確たることをお答えすることは困難である。引き続き、懸念をもつて情勢を注視していく考えである。

政府としては、現在のチベット情勢を懸念をもつて注視するとともに、関係者の冷静な対応を求め、今後の事態が早期にかつ平和裡に沈静化するのを強く期待している。また、中国が国際社会の関心を踏まえ、透明性をもつて対応していくことを期待するとともに、状況の改善のために双方が受け入れられる形で関係者間の対話が行われるのであれば、それは歓迎すべきことと考えてゐる。このような見解は、福田康夫内閣総理大臣自身が表明しているが、各国首脳と比べて消極的な見解とは認識してゐない。

三について
外務省では、本年三月十四日に発生した中国チベット自治区ラサハ市における市民と中国当局との衝突を受け、直ちにチベット自治区に滞在する邦人の安全確認を行うとともに、本邦及び北京の旅行会社等に対しツアー旅行等の安全対策を呼び掛けた。

加えて、同月十五日、アジア大洋州局長より在日本国中国大使館公使に対して、また、同月十六日、在中国日本国大使館公使より中国外交部アジア司長に対して、チベット自治区に滞在

する邦人の安全確保を要請した。
さらに、在留邦人及び邦人渡航者に対する渡航情報として、同月十五日に「チベット自治区ラサハ市の治安悪化に伴う注意喚起」を發出するとともに、チベット自治区に対する危険情報を「渡航の延期をお勧めします。」に引き上げたほか、同月十八日には「チベット自治区周辺地域の治安悪化に伴う注意喚起」を發出するとともに、同月二十八日に青海省、甘肅省及び四川省のチベット族自治州に対する危険情報を「渡航の是非を検討してください。」に引き上げた。

四について

外務省は、本年三月十五日、外務報道官が、中国チベット自治区ラサハ市において、市民と中国当局の衝突により死傷者が出てゐる現在の情勢につき、懸念し、注視するとともに、関係者の冷静な対応を求め、今回の事態が早期にかつ平和裡に沈静化することを強く期待する旨の談話を發出し、同日、アジア大洋州局長より在日本国中国大使館公使に対して、及び同月十六日、在中国日本国大使館公使より中国外交部アジア司長に対し、外務報道官談話に示された政府の立場を説明するとともに、チベット自治区に滞在する邦人の安全確保をそれぞれ要請した。

さらに、同月二十一日、在中国日本国大使より中国外交部部長助理に対し、及び同月二十五日、外務事務次官より在日本国中国大使に対して、中国が国際社会の関心を踏まえ、透明性をもつて対応していくことを期待すること、状況の改善のために双方が受け入れられる形で関係者間の対話が行われるのであれば、それは歓迎すべきことである等の我が国立場についてそれぞれ伝えた。

五について

御指摘の「視察」に参加した御指摘の在中国日本国大使館公使より、暴徒による焼き打ちにあつたとされる商店や学校、ラサハ市中心部にある大昭寺、負傷者が入院している武装警察病院及び自治区人民病院等の訪問先の状況の他、

シャンパ・ブンツォク自治区主席との会見の概要、現地滞在邦人との面会の概要、チベット仏教の「活仏」である自治区政治協商會議副主席やチベット史専門家等との意見交換の内容等について報告があった。

六について
政府としては、今般の「視察の手配は、中国政府による一つの努力の表れであると受け止めているが、「視察を通じて事態の全体像が明らかになったわけではなく、引き続き、中国が国際社会の関心を踏まえた対応をしていくことを期待しており、御指摘の公使の発言は、こうした政府の認識を述べたものである。

七について
政府としては、引き続き、現在のチベット情勢を懸念をもって注視するとともに、関係者の冷静な対応を求め、今後の事態が早期にかつ平和裡に沈静化することを強く期待している。また、中国が国際社会の関心を踏まえ、透明性をもって対応していくことを期待するとともに、状況の改善のために双方が受け入れられる形で関係者間の対話が行われるのであれば、それは歓迎すべきであるとの日本側の考え方を中国側に伝えていくとともに、事態の推移を見極めつつ、適切に対処していく考えである。

八について
政府としては、北京オリンピックの成功を期待しており、北京オリンピックへの影響が出ないよう、今後、事態が沈静化することを、また、中国が国際社会の関心を踏まえ、透明性をもって対応していくことを期待している。

平成二十年四月一日提出
質問 第二四七号

国土交通省所管の財団法人「公共用地補償機構」における職員旅行の費用に関する再質問
主 意 書

提出者 鈴木 宗男

国土交通省所管の財団法人「公共用地補償機構」における職員旅行の費用に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一六九第一五七号)を踏まえ、再質問する。

一 国土交通省所管の財団法人である「公共用地補償機構」の役員・管理職三十人が、二〇〇三年度から二〇〇七年度の職員旅行費の約半分にあたる千五百万円を同機構に返還することを明らかにしたと本年三月七日付の新聞が報道していたことを受け、同機構における職員旅行(以下、「職員旅行」という。)の、その費用額及び費用負担先等を国交省は把握しているかと前回答問主意書で問うたところ、「前回答弁書」では「国土交通省としては、平成十五年度から平成十九年度までの各年度における機構の職員旅行(以下「職員旅行」という。)の行き先、参加人数、費用総額及び費用総額のうち職員が負担した額について、機構から聴取して、把握しているところである。」との答弁がなされているが、現時点で国交省は「職員旅行」の費用額及び費用の負担先等についてどの程度把握するに至っているのか説明された。

二 「職員旅行」に参加する「公共用地補償機構」の職員の自己負担はほとんどなく、同機構の支出として行われていることについて、国交省は「前回答弁書」で「国土交通省から機構に対して、国民の目から見て不快に思われることは、しっかりと受け止めて見直すべきであり、費用の大部分を機構が負担するような職員旅行の在り方について見直すよう伝えたところである。」と答弁しているが、国交省から「職員旅行」の在り方を見直す様伝えてから、同機構からはどのような回答があったか。

三 「公共用地補償機構」の職員が二〇〇三年度から二〇〇七年度までの「職員旅行」の費用の約半額に当たる千五百万円を返還することについて、前回答問主意書でなぜ半額の返還なのか、

全額を返還すべきではないのかと問うたが、「前回答弁書」では何ら明確な答弁がなされていない。「公共用地補償機構」が国交省所管の、事業内容等に強く公共性を帯びた財団法人であり、また「前回答弁書」にある様にその収入の約七割が国民の税金を原資とする道路整備特別会計からの支出で構成されていることを鑑みても、「職員旅行」の在り方は極めて不適切であり、半額ではなく全額を返還させるべきであると考え、国交省の見解如何。

四 「公共用地補償機構」以外の国交省所管の法人で、「職員旅行」の様に国民の税金が不適切な形で使われている例が他にないか、国交省は把握しているか。また、その様な事例を把握すべく、国交省として何らかの調査を行っているか。右質問する。

内閣衆質一六九第二四七号
平成二十年四月十一日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出国土交通省所管の財団法人「公共用地補償機構」における職員旅行の費用に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員鈴木宗男君提出国土交通省所管の財団法人「公共用地補償機構」における職員旅行の費用に関する再質問に対する答弁書

一 について
お尋ねの「費用額及び費用の負担先等」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国土交通省としては、平成十五年度から平成十九年度までの各年度における財団法人公共用地補償機構(以下「機構」という。)の職員旅行(以下「職員旅行」という。)の費用総額及び費用総額のう

ち職員が負担した額(以下「職員の負担額」という。)について、機構から聴取して、把握しているところである。平成十五年度の費用総額は三百九十八万四千六百五十五円、職員の負担額は三十二万四千円、平成十六年度の費用総額は四百三十八万六千五百円、職員の負担額は三十二万四千円、平成十七年度の費用総額は四百六十四万四千三百五十五円、職員の負担額は零円、平成十八年度の費用総額は四百二十万六千五百九十九円、職員の負担額は十四万四千五百円、平成十九年度の費用総額は四百三十六万八千二百八十一円、職員の負担額は三万四千円である。

二 について
国土交通省としては、機構は今年度以降の職員旅行を取りやめることとなつたと承知している。

三 について
先の答弁書(平成二十年三月十八日内閣衆質一六九第一五七号)十三及び二十についてで答えたとおり、国土交通省としては、旅行費用についても、福利厚生事業として行われるとしても、社会的な常識にかなうような自己負担は必要であつたと考えているところであり、このような考えを機構に対して伝えたところ、機構の役員及び管理職もこの考え方に賛同し、直近五年間における職員旅行の費用総額約二千三百万円の半額を、自主的に返還することとなつたと承知している。

返還する金額に関する国土交通省としての考え方については、国土交通省に設置した「道路関係業務の執行のあり方改革本部」において、外部有識者の意見をもとに検討を行っているところである。

四 について
中央省庁の補助金等交付状況、事業発注状況及び国家公務員の再就職状況に関する予備的調査(松本剛明君外四十五名提出、平成十八年衆議院第二号)において国家公務員の再就職者が

いると判明した法人のうち、平成十八年度において、道路整備特別会計から一件当たり五百万円以上の業務等の費用を支出したことがある国土交通省所管の公益法人(五十法人)について、平成十五年度から平成十九年度までの職員による旅行に対する支出の状況を調査したところ、三十三法人において支出の実績があった。

平成二十年四月一日提出
質問 第二四 八号

長期欠勤をしている外務省職員に対する外務省における対応等に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

長期欠勤をしている外務省職員に対する外務省における対応等に関する再質問主意書「前回答弁書」(内閣衆質一六九第二二八号)を踏まえ、再質問する。

一 現在在外務省国際情報統括官組織国際情報官(第四担当)として配属されている加賀美正人氏が長期にわたり休暇を取得していることについて、「前回答弁書」では「国際情報統括官組織において、御指摘の職員が休暇等により不在の場合の対応についてのお尋ねであれば、先の答弁書(平成二十年二月二十九日内閣衆質一六九第九号)一から三までについてでお答えしたとおり、所属部局の幹部職員等にその事務を代行等させており、同職員に替えて特定の者をその職に充てているわけではない。同組織における各幹部職員の役割については、同組織がつかさどる事務の性質にかんがみ、具体的にお答えすることは差し控えたい。」との答弁がなされているが、別の者が加賀美氏に替わって加賀美氏の職務に充てられている訳ではないことは、加賀美氏が行うべき事務を代行等する立場にある国際情報統括官組織における幹部職員とは、

具体的に誰を指すのかということである。外務省幹部職員は、外務省HP等、一般に公開されている資料等とその氏名が掲載されており、当該質問主意書に対する答弁書においてその氏名を記載することは個人情報侵害することなく、何ら問題がないと思料するところ、加賀美氏が行うべき事務を代行等する立場にある国際情報統括官組織における幹部職員とは具体的に誰を指すのか、再度質問する。また右の質問は、外務省が「前回答弁書」で言う「同組織における各幹部職員の役割」を問うているものではないところ、質問の趣旨を正確に踏まえた上で答弁されたい。

二 現在加賀美氏は長期休暇を終え、職務に復帰しているかと問うたところ、「前回答弁書」では「先の答弁書(平成二十年二月二十九日内閣衆質一六九第九号)一から三までについてでお答えしたとおり、御指摘の職員が休暇を取得する際には、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)に基づいて適正に休暇を取得しており、問題はないと考えている。」との答弁がなされているが、当方は加賀美氏の長期休暇が問題であるか否かは一切問うておらず、加賀美氏は現在職務に復帰しているか否かを問うただけである。右の答弁からは、加賀美氏はまだ職務に復帰しておらず、現在も長期休暇を取得中であると理解して良いか。確認を求める。

三 長期休暇を取得している外務省職員が、外務本省での勤務はしない一方で、外務省による「高校講座」等、高等学校等で外務省職員としての講演等の活動を行ったという事例はこれまであるか。あるのなら、直近の事例を三つ挙げられたい。

四 三の事例があるのなら、それは長期休暇を取得している一方で、外務省外での活動を行うことを外務省として認めているということか。

説明を求める。

五 外務省職員が「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)」に基づいて休暇を取得する際、最長でどれくらいの期間の休暇を取得できるのか説明されたい。

六 外務省職員が五の法律で定められた期間を超えて休暇を取得することは認められているか。認められているのなら、どのような事情がある時に認められるのか説明されたい。

七 「前回答弁書」にある様に、現在加賀美氏は五の法律に基づいて長期休暇を取得していると承知するが、加賀美氏の長期休暇も、五の期間の範囲内で取得されていると理解して良いか。確認を求める。

内閣衆質一六九第二四八号
平成二十年四月十一日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議員鈴木宗男君提出長期欠勤をしている外務省職員に対する外務省における対応等に関する再質問に対する答弁書

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出長期欠勤をしている外務省職員に対する外務省における対応等に関する再質問に対する答弁書

一について
御指摘の職員が行っている事務をどのように代行させているか等国際情報統括官組織における各幹部職員の役割については、同組織がつかさどる事務の性質にかんがみ、お答えすることは差し控えたい。

二について
御指摘の職員は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)以下「勤務時間法」という。)に基づいて適正に休暇を取得している。

三及び四については、外務省としては、御指摘のような事例はないと承知している。

五から七までについて

職員の休暇については、勤務時間法第十六条において、年次休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇とするとされており、例えば、介護休暇の期間については、勤務時間法第二十条第二項において、介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する六月の期間内において必要と認められる期間とするとされているが、休暇の期間については、それぞれの休暇について関連の人事院規則も含めて規定が多岐にわたるため、一概にお答えすることは困難である。二についてでお答えしたとおり、御指摘の職員は、勤務時間法に基づいて適正に休暇を取得している。

平成二十年四月二日提出
質問 第二四 九号

旧ソ連地域に抑留され、死没した者に対する扱い等に関する質問主意書

提出者 日森 文尋

旧ソ連地域に抑留され、死没した者に対する扱い等に関する質問主意書

政府は、これまで旧ソ連地域に抑留された日本人、死没した者の数等について、瀬谷英行参議院議員(当時)の質問主意書に対する答弁書(内閣参質一四〇第一号)、ならびに松崎哲久衆議院議員(当時)の質問主意書に対する答弁書(内閣衆質一六一第五〇号)、さらに外務省が一九五一年七月に発行した、いわゆる「引揚白書」等において言及している。

これらの文書を踏まえ、以下質問する。

一 今日まで、公務扶助料又は遺族年金等の支給を受けた者、現在受けている者は何名が明らかにされたか。

二 今後、旧ソ連地域等で抑留され、現地で死没したことが明らかになった者の取り扱いはどうなるのか。

三 政府は、「引揚白書」に示されている各種数値の信頼性を、いかに評価しているか。とりわけ吉田外務大臣の第二書簡の「添付書類 一、ステートメント」で示されている「北鮮」での死者数二万七千七百二十八名の数は、厚生労働省が平成十七年四月にロシア政府から受領した「ソ連邦抑留者で朝鮮に移送された者」に関する名簿数二万七千六百七十一名と非常に近いものであることから、第二書簡「添付書類 一、ステートメント 五 日本政府の調査の結果」は、非常に信頼性が高いと考えられるが政府の見解如何。

四 「引揚白書」に示されている未引揚者数には、抑留死没者が入っていると思うが、政府はどのように考えるか。

抑留死没者が入っているとすれば、その氏名、住所は明らかであり、公務扶助料あるいは遺族年金等を受給している者の中からその遺族を特定することができると思うが政府の見解如何。

五 旧ソ連地域に抑留された者全員は、収容されるときに氏名、日本における住所、職業、留守家族等を申告しているため、抑留死没者の氏名は、細かく記録されているはずである。この間、旧ソ連邦政府、カザフスタン共和国政府ならびにロシア連邦政府から提出された死没者の数、四万二千五百人は余りに少ないと言える。その後、名簿の引渡しはないのか。

六 政府は瀬谷英行参議院議員の質問主意書に対する答弁書において、抑留中死亡者数を約五万五千人と推定されると答弁し、松崎哲久衆議院

議員の答弁書においては、「日本政府が推計する抑留中死亡者数約五万三千人」と述べている。推定と推計の違いはどこにあるのか。また両答弁書における数値の差異は何によって生じたのか。

右質問する。

内閣衆質一六九第二四九号
平成二十年四月十一日
内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員日森文尋君提出旧ソ連地域に抑留され、死没した者に対する扱い等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員日森文尋君提出旧ソ連地域に抑留され、死没した者に対する扱い等に関する質問に対する答弁書

一 について

これまでに、恩給法(大正十二年法律第四十八号)に基づく公務扶助料(以下単に「公務扶助料」という。)及び戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第七十七号)に基づく遺族年金等(以下単に「遺族年金等」という。)を支給された者の数は把握していない。また、平成十九年三月末現在、公務扶助料を支給されている者は十萬八千八百九十三人、遺族年金等を支給されている者は二萬二千二百七十九人である。

二 について

恩給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法においては、抑留中に死亡した者は公務傷病により死亡した者とみなし、その遺族に対し、公務扶助料又は遺族年金等を支給することとされている。

三 について

御指摘の千九百五十一年五月十四日付け国際連合総会議長あて外務大臣書簡及び同年六月十

九日付け国際連合総会議長あて外務大臣書簡並びにこれらの書簡の添付書類に記述されている統計資料は、留守家族からの届出、抑留者からの現地通信、帰還者のもたらした情報、国勢調査に際しての未帰還者調査等に基づいて、当時政府が可能な限り正確な数字を把握しようとして作成したものであると認識している。

四 について

御指摘の千九百五十一年六月十九日付け国際連合総会議長あて外務大臣書簡の添付書類に記述されている未引揚者三六万九千九百人は、終戦時に旧ソヴィエト社会主義共和国連邦(以下「旧ソ連邦」という。)軍の占領地域にいたるとされた日本人から、千九百四十六年から千九百五十年までの間に同地域から引き揚げた日本人数を単純に差し引いて算出したものであり、この中には旧ソ連邦の地域において抑留中に死亡した日本人も含まれるものと考えられる。また、公務扶助料又は遺族年金等を支給されている者については、これらの死亡者の氏名、住所が判明すれば、当該死亡者の遺族であることを特定することは可能であると考えられる。

五 について

参議院議員瀬谷英行君提出シベリア抑留日本人死没者に関する質問に対する答弁書(平成十九年三月十八日内閣参質一四〇第一号。以下「一号答弁書」という。)三の1についてにおいて「旧ソ連邦政府等から提出された名簿による抑留中死亡者の数は四万二千五百人である」と答弁した後、新たにカザフスタン共和国政府及びロシア連邦政府等から抑留中死亡者の名簿が提供され、新たに九百十人の抑留中死亡者が判明している。

六 について

いわゆる「シベリア抑留者」は、一般に、旧ソ連邦及びモンゴル人民共和国(以下「モンゴル」という。)の地域で抑留された者であると解され

ることから、一号答弁書一についてにおいては、これらの地域における抑留中に死亡した日本人の推計人数として五万五千人と答弁している。一方、衆議院議員松崎哲久君提出シベリア抑留日本人死没者の慰霊碑建立に関する質問主意書(平成十六年十一月二十四日提出質問第五〇号)一及び二は、いわゆる「シベリア抑留者」のうち、旧ソ連邦の地域で抑留され死亡した者に関する質問であるため、答弁書(平成十六年十二月三日内閣衆質一六一第五〇号)二についてにおいて旧ソ連邦の地域における抑留中に死亡した日本人の推計人数として五万三千人と答弁したものである。

また、お尋ねの「推定」と「推計」は同じ意味として用いている。

平成二十年四月二日提出
質問 第二五〇号
旧令共済組合の取扱いに関する質問主意書
提出者 平岡 秀夫

1 旧令共済組合の取扱いに関する質問主意書
部分の取扱いに関し、定額部分について上限が設けられており、支払いのされたものの一定部分が年金額に反映されない仕組みとなっている。保険料を支払った人からすれば、この点については納得のいかないものであると思われるが、政府としてはどのように考えているのか。

2 旧令共済組合の報酬比例部分について、国家公務員等の共済年金には引き継がれるが、厚生年金には引き継がれない制度になっている模様である。共済年金になるか、厚生年金になるかで扱いが異なるのは、公平性に欠けると思われるが、どのように考えているか。

内閣衆質一六九第二五〇号
平成二十年四月十一日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員平岡秀夫君提出旧令共済組合の取扱
いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付す
る。

〔別紙〕

衆議院議員平岡秀夫君提出旧令共済組合の
取扱いに関する質問に対する答弁書

1について

厚生年金保険制度に基づく年金給付には、お
尋ねのようにいわゆる報酬比例部分と定額部分
から構成されているものがある。そのような年
金給付の定額部分の年金額については、一定額
に被保険者期間の月数乗じて計算することと
され、当該被保険者期間の月数には、生年月日
に応じて上限が設けられており、例えば昭和四
年四月一日以前に生まれた者の場合は四百二十
月とされている。このような上限設定は、定額
部分の年金給付は、保険料の納付額の多寡にか
かわらず一定水準の年金額を保障するためのも
のであるという性格にかんがみてものである
が、旧陸軍共済組合その他政令で定める共済組
合（以下「旧令共済組合」という。）の組合員で
あった期間（以下「旧令共済組合員期間」とい
う。）を有する者についても、このような考え方
の下に上限設定が行われているものである。

2について

現行の公務員共済年金制度は、公務員の恩給
期間及び旧共済組合員期間（旧国家公務員共済
組合等の組合員であった期間をいう。）を引き継
いだ制度であることから、公務員であった旧令

共済組合員期間についても、公務員共済組合の
組合員期間に引き継ぐこととしている。

一方、厚生年金保険制度は、旧令共済組合制
度とは異なる制度であり、旧令共済組合の組合
員は厚生年金保険制度に対する保険料負担を
行っていないことから、保険料納付額が給付額
に反映される報酬比例部分については支給せ
ず、保険料納付額の多寡と関連のない定額部分
に限り支給することとしたものであり、このこ
とが御指摘の「公平性に欠ける」とは考えて
いない。

なお、厚生年金保険制度が工場労働者を対象
として発足した制度であり、陸軍工廠等の労働
者を対象とした旧令共済組合制度と対象者が重
なるものと考えられることや、組合員であった
期間について何らかの措置を講ずべき当該旧令
共済組合が解散していること等を勘案し、厚生
年金保険制度の前身である労働者年金保険制度
が発足した昭和十七年六月から昭和二十年八月
までの旧令共済組合員期間を厚生年金保険の被
保険者期間とみなし、定額部分の年金額を計算
することとされている。

平成二十年四月二日提出
質問 第二五一号

道路特定財源の一般財源化に関する質問主意
書

提出者 岡本 充功

道路特定財源の一般財源化に関する質問主
意書

平成二十年三月二十七日福田康夫総理大臣は、

道路特定財源の平成二十一年度からの一般財源化
について、記者会見で表明した。そもそも受益と
負担の原則に基づき道路特定財源としての揮発
油税や、自動車重量税などを一般財源とすること
はこれまでの政府の主張と食い違う部分があると
考える。

従って、次の事項について質問する。

一 平成二十年三月二十七日午後四時から行われ
た総理記者会見における提案は、政府の方針表
明と考えてよいのか回答を求める。政府の方針
ではないとするならば政府の方針とするべく近
く閣議決定などを行う予定であるということこ
でよいのか、確認を求める。

二 平成十九年度の道路特定財源の暫定税率を維
持したまま一般財源化することは、暫定的に高
い税率を自動車ユーザーにのみ求めるというこ
ととなり、そもそも「受益と負担の関係」とい
う前提が崩れると考えるが見解如何。また納税者
の理解という観点では自動車ユーザーは受容す
ると考えているのか見解如何。

三 道路特定財源が一般財源化された場合、道路
中期計画で策定した本年度から十年間で五十九
兆円という金額の財源が無くなることになる
と考えるが見解如何。財源が無くなった場合は道
路中期計画自体を見直す必要があると考えるか
回答を求める。

四 これまで道路特定財源の使途であったが、職
員のレクリエーション費等のように今後は使用
しないと国土交通省が表明した使途如何。また
これらの使途の平成十六年度、十七年度、十八
年度並びに十九年度の総額如何。これらの費用
は平成二十年からの道路中期計画で示された

五十九兆円にも含まれているのか、またその金
額はどれだけ回答を求める。
右質問する。

内閣衆質一六九第二五一号
平成二十年四月十一日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岡本充功君提出道路特定財源の一般
財源化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付
する。

〔別紙〕

衆議院議員岡本充功君提出道路特定財源の
一般財源化に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の提案は、福田内閣総理大臣が、これ
までの国会審議における野党の意見を受け止
め、見直すべきは大胆に見直すとの決意の下、
野党においても受け入れることができるものと
考え、示したものであり、閣議決定について
は、与野党間の協議が行われた上で、必要に応
じて行う考えである。

二について

福田内閣総理大臣からは先般、道路関連法
案・税制の取扱いについて「道路特定財源制度
は今年の税制改正時に廃止し二十一年度か
ら一般財源化や「暫定税率分も含めた税率は、
環境問題への国際的な取組み、地方の道路整備
の必要性、国・地方の厳しい財政状況を踏まえ
て検討」との提案を行ったところである。これ
を踏まえ、道路特定財源の暫定税率の今後の在
り方や税率水準については、御指摘の「受益と

負担の關係「や」納税者の理解」といった観点も含め、税制の抜本的改革を議論する中で、具体的に検討してまいりたい。

三について

お尋ねについては、真に必要な道路整備は進めていくこととしており、そのための財源は確保しなければならぬと考えている。

四について

国土交通省が道路特定財源からの使途として、今般、支出しないこととしたものは、レクリエーションのための経費、健康・運動器具の購入に係る経費及び道路ミュージカルの上演に係る経費である。レクリエーションのための経費の支出の実績は、平成十六年度が約五十一万円、平成十七年度が約七万円、平成十八年度が約十五万円、平成十九年度が約八万円である。健康・運動器具の購入に係る経費の支出の実績は、平成十六年度が約十三万円であり、平成十七年度以降の実績はない。道路ミュージカルの上演に係る経費の支出の実績は、平成十六年度が約二億二千六百万円、平成十七年度が約一億三百万円、平成十八年度が約五千五百万円であり、平成十九年度の実績はない。これらの経費については、平成二十年度以降支出しないこととしている。

平成二十年四月二日提出
質問 第二五二号

後期高齢者医療制度に関する質問主意書

提出者 岡本 充功

後期高齢者医療制度に関する質問主意書

平成二十年四月から後期高齢者医療制度が創設され様々な疑問と懸念を生んでいる。医療費抑制

策をとる政府は今後この医療制度により医療提供を制限するのではないかとこの疑念も生じている。従って、次の事項について質問する。

一 後期高齢者医療制度の保険料について、今回の制度改正によって、保険料の年額が平成十九年度より高くなる後期高齢者の人数如何。また世帯数如何。さらに負担増の最大はこの市町村で、どのような収入を得ている高齢者となるのか回答を求める。調査をしていないのであればその理由如何。

二 平成二十年三月二十八日厚生労働委員会において政府参考人は、必要かつ適切な医療を後期高齢者にも提供すると答弁している。この場合の後期高齢者への適切な医療とは若年者に対する適切な医療と差異が生じることもあり得るとの解釈が見解如何。あるとすれば具体的にはどのような差異と考えるのか回答を求める。

三 後期高齢者は一般的に若年者より生命予後不良であり、また医療費が高額となることが多いが生命予後や必要となる医療費で適切な医療を区分することに對する見解如何。若年者と比較した生命予後や必要となる医療費をもつて保険医療の内容を年齢で区分することを中央社会保険医療協議会に諮問することはあり得るのか回答を求める。

右質問する。

内閣衆質一六九第二五二号
平成二十年四月十一日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岡本充功君提出後期高齢者医療制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員岡本充功君提出後期高齢者医療制度に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの点を把握するための調査については、各都道府県の後期高齢者医療広域連合(以下「各広域連合」という。)及び各市町村に対し、後期高齢者医療の被保険者ごとに、後期高齢者医療制度加入前の保険料額の把握、又は当該制度加入前に国民健康保険の被保険者であった者については保険料額に相当する額の算定等を依頼することが必要であり、各広域連合及び各市町村にとつて膨大な負担となることが見込まれる。これまで、各広域連合及び各市町村においては、当該制度の円滑な施行のために最大限の努力がなされてきているところであり、お尋ねの調査を行うことにより、当該制度の円滑な運営に支障を来しかねないことから、お尋ねの調査は行っていない。

二について

必要とされる医療の内容は、年齢にかかわらず共通する部分が多いと考えられることから、後期高齢者医療における診療報酬は、基本的には健康保険と同一の診療報酬を適用することとしているが、治療が長期化しやすい、複数疾患に罹患しやすい等の後期高齢者の心身の一般的な特性に応じた適切な医療を提供する上では、七十四歳以下の者に対する医療とは異なった医療提供の在り方もあり得ると考えており、診療報酬においても、例えば、糖尿病等の慢性疾患を主病とする後期高齢者に対して、他の疾患に

三について

御指摘の意味するところが必ずしも明らかではないが、後期高齢者に対する適切な医療の内容として、後期高齢者に対する医療を制限するなど、年齢を理由として後期高齢者に不利な取扱いをすることを意図しているわけではない。また、御指摘の保険医療の内容を具体化する診療報酬については、そもそも高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)に基づき設定することとされており、二について述べたとおり、後期高齢者の心身の特性を踏まえ、後期高齢者に対する適切な医療が提供されるよう、その適切な設定に努めているところである。その手続については、上記法律に基づき、中央社会保険医療協議会への諮問を経て、厚生労働大臣が決定することとされているものである。

平成二十年四月二日提出
質問 第二五三号

知的障害者手帳の共通化に関する質問主意書

提出者 高井 美穂

書

知的障害者手帳の共通化に関する質問主意書
身体障害者手帳は全国共通であるが、知的障害者手帳(通称「療育手帳」)は自治体ごとに手帳の名称や形状が違わだけでなく、転居した場合新たに

申請や判定の手続きをやり直さなければならぬという。視覚障がいと知的障がいを併せ持つ子どもの母親が東京から徳島に転居した際、何度も手続きのため役所に足を運ばなければならず、本人や家族の負担が重い、と訴えている。

そこで、以下のとおり質問する。

一 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のそれぞれの発行責任者はだれか。また、それぞれの手続き窓口はどこになるか。

二 前述三種類の手帳について、交付を受けている者が他都道府県に転居した場合、それぞれどのような手続き、および審査が必要か。

三 前述の母親は「療育手帳も、身体障害者手帳や運転免許証と同様、住所変更だけで使えるようにならないか」「複数の手帳を一つの手帳にしたい」と訴えている。厚生労働省は、本年三月十七日の電話での問い合わせに対し、「療育手帳については、各自治体が国より先に独自に取り組んできたものが定着している。知的障がいについては、症状が変化し、等級が変わることがある」として、直ちに手帳交付手続きを改善する考えがない、としているが、同時に「同様の要望は時々いた、だ」とも述べている。三障がいを統合する「障害者自立支援法」が施行になったが、この法の趣旨からしても手帳を一つに統合するなど、利用者の立場から改善すべきと考えるがどうか。もし手帳制度の改善ができないのだとすれば、その最大の理由はなにか。

右質問する。

内閣衆質一六九第二五三号
平成二十年四月十一日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員高井美穂君提出知的障害者手帳の共通化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員高井美穂君提出知的障害者手帳の共通化に関する質問に対する答弁書

一について

身体障害者手帳については、都道府県知事、指定都市の市長又は中核市の市長がその交付を行うこととされているが、交付申請の受理及び実際の交付は当該身体障害者の居住地を管轄する福祉事務所長（福祉事務所を設置しない町村の場合は町村長、以下同じ）が行う。

療育手帳については、都道府県知事又は指定都市の市長がその交付を行うこととされているが、交付申請の受理及び実際の交付は当該知的障害者の居住地を管轄する福祉事務所長が行う。

精神障害者保健福祉手帳については、都道府県知事又は指定都市の市長がその交付を行うこととされているが、交付申請の受理及び実際の交付は当該精神障害者の居住地を管轄する市町村長が行う。

二について

身体障害者手帳については、その交付を受けた者は、他の都道府県の区域に居住地を移したときは、三十日以内に、身体障害者手帳を添えて、新居住地を管轄する福祉事務所長を経由し

て新居住地の都道府県知事、指定都市の市長又は中核市の市長にその旨を届け出るものとされており、当該届出があったときは、当該福祉事務所長は身体障害者手帳にその旨を記載し、返還するものとされている。

療育手帳については、その交付を受けた者は、他の都道府県の区域に居住地を移したときは、療育手帳を添えて、新居住地を管轄する福祉事務所長を経由して、新居住地の都道府県知事又は指定都市の市長にその旨を届け出るものとされており、当該届出があったときは、当該福祉事務所長は療育手帳にその旨を記載し、返還するものとされている。また、新居住地の都道府県知事又は指定都市の市長は、必要がある場合には、既に交付されている療育手帳の訂正及び返還に代えて、新たな療育手帳を交付することも差し支えないこととするなど、都道府県知事又は指定都市の市長が独自の対応を行うことも可能としている。

精神障害者保健福祉手帳については、その交付を受けた者は、他の都道府県の区域に居住地を移したときは、精神障害者保健福祉手帳を添えて、新居住地を管轄する市町村長を経由して、都道府県知事又は指定都市の市長にその旨を届け出るものとされており、当該届出があったときは、都道府県知事又は指定都市の市長は、既に交付されている精神障害者保健福祉手帳と引換えに、当該市町村長を経由して新たな精神障害者保健福祉手帳を交付するものとされている。

三について

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保

健福祉手帳については、その交付に当たり、それぞれの制度の趣旨に沿って所定の手続を行っていたことが必要であるため、これらを統合することは困難であるが、療育手帳については、二について述べたとおり都道府県知事又は指定都市の市長が独自の対応により新たな手帳の交付を行うこともあり、既に療育手帳を取得している者が居住地を移したときに新居住地において新たな手帳の交付の手続を行うに当たって、できる限り不便を被ることのないよう、都道府県等に対する必要な指導を行ってまいりたい。

平成二十年四月二日提出
質問 第二五四号

別居中の配偶者に対する国民健康保険の保険証交付に関する質問主意書

提出者 高井 美穂

別居中の配偶者に対する国民健康保険の保険証交付に関する質問主意書

本年三月三十日付け毎日新聞朝刊は「国保・保険証 別居妻に交付せず」などの見出しで記事掲載している。それによると、国民健康保険法施行規則に従った福岡市が、離婚を求め別居中である夫からの「交付しないよう」との要請に従い、妻からの「遠隔地証」の交付申請を拒否した、と伝えられている。

そこで、以下のとおり質問する。

一 厚生労働省等政府は、福岡市から前述事案について、相談等何らかの連絡を受けているか。受けているとすれば、いつ、どのような内容で

問い合わせを受け、どのように回答しているか明らかにされたい。

二 政府は、福岡市の国民健康保険法ならびに施行規則の解釈と「交付しない」という決定について、対応が正当と考えるか。正当であるとすれば、その根拠を、また、もし正当でないとするならば、どのような部分が不適正か示されたい。

三 同報道によれば、同種のケースに対し、交付を認める自治体もある、としているが、政府は各自自治体の実態をどのように把握しているのか。

四 世帯主の同意がなくても、配偶者が遠隔地証の交付を求める場合、それを認めるべきであり、政府は、各自自治体の実態を把握し、求めがあれば交付できるよう運用を改善すべきと考えるが、方針を示されたい。

内閣衆質一九九第二五四号
平成二十年四月十一日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員高井美穂君提出別居中の配偶者に対する国民健康保険の保険証交付に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員高井美穂君提出別居中の配偶者に対する国民健康保険の保険証交付に関する質問に対する答弁書

一について
御指摘の事案について、福岡市から相談等の連絡は受けていない。

二について

御指摘の事案における福岡市の対応は、世帯主が被保険者証の交付を求めることができる旨規定した国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第九条第二項に基づいたものであると考える。

三について

御指摘のような事案において、妻に対して被保険者証を交付している自治体があるとは承知していない。

四について

国民健康保険においては、未成年者等も被保険者としており、資格取得の届出、保険料の納付等について、個々の被保険者に義務を課すことは適当ではないことから、その世帯に属するすべての被保険者について世帯主にこれを義務付けているところであり、被保険者証の交付についてはのみ、世帯主以外の被保険者を対象とすることは困難であると考え。また、お尋ねの各自自治体の実態について把握することも考えていない。

平成二十年四月二日提出
質問 第二五五号

文化庁所管の芸術文化振興基金より助成を受けていた映画の上映が中止された件に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

文化庁所管の芸術文化振興基金より助成を受けていた映画の上映が中止された件に関する質問主意書

靖国神社を題材にした日中合作の映画「靖国

YASUKUNI（以下、「靖国」という。）の上映が、東京と大阪の映画館五館で中止になったと、右映画を配給するナインエンタテインメント社が本年三月三十一日に発表した。右を踏まえ、以下質問する。

一 「靖国」は文化庁所管の芸術文化振興基金より助成を受けていたと承知するが、「靖国」が同基金より助成を受けるに至った経緯及び助成金額について詳細に説明されたい。

二 「靖国」が芸術文化振興基金から助成を受けていることについて、一部国会議員から照会（以下、「照会」という。）があったと承知するが、右は事実か。

三 「照会」を受けて、「靖国」の試写会（以下、「試写会」という。）が本年三月十二日に東京都内で行われたと承知するが、「試写会」が開催されるまでの経緯を政府は承知しているか。

四 「試写会」の案内はどの国会議員に対してなされたか。

五 「試写会」の開催に、政府、特に文化庁は何らかの形で関与をしているか。

六 「靖国」の上映が中止されたことに対する政府の見解如何。

内閣衆質一九九第二五五号
平成二十年四月十一日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出文化庁所管の芸術文化振興基金より助成を受けていた映画の上映が中止された件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出文化庁所管の芸術文化振興基金より助成を受けていた映画の上映が中止された件に関する質問に対する答弁書

一について

文化庁としては、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）が平成十八年七月に実施した映画の製作活動に係る平成十八年度（第二回）芸術文化振興基金助成金の募集に際し、有限会社龍影から映画「靖国 YASUKUNI」の製作に対する助成金交付要望書が提出され、振興会は所定の審査を経て、同年十月二日に助成金の交付を内定し、平成十九年四月十八日に助成金七百五十万円を支払ったものと承知している。

二、三及び五について

平成二十年二月十二日に国会議員から文化庁に対し、映画「靖国 YASUKUNI」への助成についての問合せがあったとともに、同映画を見たいとの要望があったことから、文化庁において、有限会社龍影並びに同映画の配給及び宣伝を担当しているアルゴ・ピクチャーズ株式会社（以下「アルゴ・ピクチャーズ」という。）に当該要望を伝え、両会社と相談した結果、同年三月十二日にアルゴ・ピクチャーズの主催により独立行政法人国立美術館東京国立近代美術館フィルムセンター（以下「フィルムセンター」という。）において国会議員を対象とする同映画の試写会が行われた。

なお、文化庁は、同試写会が行われるに当たり、アルゴ・ピクチャーズにフィルムセンターを会場として紹介した。

四について

試写会の案内については、主催者であるアルゴ・ピクチャーズが行ったものであり、文化庁としては、その詳細を把握していない。

文化庁としては、映画館に対する嫌がらせや圧力等により映画「靖国 YASUKUNI」の上映が中止されたのであれば、誠に遺憾であると考えている。

平成二十年四月二日提出
質問 第二五六号

一九九六年五月のビザなし交流に同行した際に暴行を受けたとする外務省職員並びに暴行を働いたとされる衆議院議員への外務省の対応に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

一九九六年五月のビザなし交流に同行した際に暴行を受けたとする外務省職員並びに暴行を働いたとされる衆議院議員への外務省の対応に関する質問主意書

一九九六年五月二十五日から二十七日までの日程で国後島を訪問したビザなし交流(以下、「ビザなし交流」という。)による北方四島訪問団(以下、「訪問団」という。)に同行した加賀美正人現国際情報統括官組織国際情報官(第四担当)は、顧問として「訪問団」に参加していた鈴木宗男衆議院議員から暴行(以下、「暴行」という。)を受けたと主張している。このことと「政府答弁書(内閣衆質一六九第二一九号)」を踏まえ、以下質問する。

一 ビザなし交流五周年を記念して桜の植樹(以

下、「植樹」という。)並びに「植樹」の為の苗木の持込み(以下、「苗木の持込」という。)が「訪問団」の公式日程(以下、「日程」という。)の中に組み込まれており、また一九九六年五月二十四日に「訪問団」の出発式(以下、「出発式」という。)が行われたことについて、「政府答弁書」では「苗木の持込み及び植樹については、先の答弁書平成二十年三月二十一日内閣衆質一六九第一七一号」一から三までについて述べたとおり、外務省として確認できる範囲では、四島交流の枠組みで北方領土を訪問した御指摘の訪問団の具体的な行程を記載した日程表に明記されていなかったと承知しており、また、北海道庁から事前に協議を受けていなかった。御指摘の者は御指摘の訪問団の出発式に出席していたと承知している。」と、外務省としてはあくまで「植樹」及び「苗木の持込」は承知しておらず、北海道庁からも事前に協議を受けていなかったとする一方で、加賀美氏は「出発式」に出席していたことは認める旨の答弁がなされているが、「出発式」ではどの様なことが話し合われたか外務省は承知しているか。

二 「出発式」で「植樹」及び「苗木の持込」についての説明も行われ、「出発式」に出席していた加賀美氏も当然右の説明を聞いていたものと承知するが、確認を求める。

三 一九九六年四月二十四日付の北海道新聞に「すくすく育て 日ロ交流の木 道植樹祭を記念 チシマザクラ国後に来月帰郷」ビザなし訪問団に苗木託すとの見出しで、「五月に根室市で開かれる第四十七回道植樹祭を記念して、苗木五本ずつを国後島に植樹することが、二十

三日までに決まった。苗木は植樹祭直後に同島を訪れる日本側ビザなし訪問団に託され、現地の島民に植樹してもらう。(中略)苗木は、五月二十四日の植樹祭の前日に検疫を済ませ、式典で堀達也知事と大矢市長から訪問団代表二人に渡される。訪問団は交流促進を願う知事のメッセージを添え、南クリール地区行政府に渡す予定だ。」と、「植樹」及び「苗木の持込」について書かれた記事があるが、外務省は右の記事を承知しているか。

四 一九九六年五月二十五日付の北海道新聞に「根室で北海道植樹祭 堀知事ら参加」との見出しで、「堀知事と大矢快治根室市長から、今回の植樹祭を記念して国後島に植えるチシマザクラとアカエゾマツの苗木各五本が、二十五日出発するビザなし訪問団長の辻中義一羅臼町長らに贈られた。」と、「植樹」及び「苗木の持込」について書かれた記事があるが、外務省は右の記事を承知しているか。

五 一九九六年五月二十五日付の読売新聞夕刊に「ビザなし交流団出発 北方四島ホームステイ、植樹も」との見出しで、「二行は二十六日まで同島に滞在し、一昨年十月の北海道東方沖地震以後、中断されていたホームステイを行うほか、根室の市木チシマザクラと道木アカエゾマツをロシア人島民と一緒に記念植樹して、交流を深める。」と、「植樹」について書かれた記事があるが、外務省は右の記事を承知しているか。

六 三と四及び五の記事の様に、「植樹」の実施並びに「苗木の持込」について触れられた記事が「訪問団」が発する前に既に掲載されている。また、加賀美氏は「出発式」に出席しており、外

務省と総理府(当時)とで入念にすりあわせがなされた上で作成された「日程」にも「植樹」を実施する旨書かれているのに、それでも外務省、また加賀美氏が「植樹」の実施並びに「苗木の持込」について承知していなかったと言うのは極めて不自然で何の説得力もないと考えるが、外務省の見解如何。

七 「暴行」について加賀美氏が一九九六年五月二十七日付で作成した報告書(以下、「報告書」という。)と同年同月三十日付の医師の診断書(以下、「診断書」という。)を、外務省は「暴行」があつたと判断する根拠にしており、「報告書」について「政府答弁書」では「当時の報告書には、御指摘の事実が御指摘の訪問団が使用した船舶内であつたことを含め、御指摘の事実の経緯が記されていたと承知しており、十分な客観性を有していると考えている。」との答弁がなされている。では「報告書」には、加賀美氏が鈴木宗男衆議院議員から殴られたのかまたは蹴られたのか、体のどこに暴行を受けたのか等、「暴行」について具体的にどの様なことが書かれているのか明らかにされたか。

八 「報告書」には、「暴行」が「訪問団」が使用した船舶内のどこで行われたと書かれているのか明らかにされたい。

九 「報告書」には、何を理由に鈴木宗男衆議院議員が「暴行」を行ったと書かれているのか明らかにされたい。

十 「報告書」には、「暴行」が行われた場に加賀美氏と鈴木宗男衆議院議員の他に誰がいたと書かれているのか明らかにされたい。「訪問団」の一員として「ビザなし交流」に参加し、「暴行」が

あつたとされる現場に居合わせていた「訪問団」团长である辻中義一、羅日町長、野村義次、北海道議員、中津俊行、根室支庁長、大濱芳嗣、総務

庁北方対策本部参事官補佐(いずれも当時)の四名に對して、「暴行」の事実があるか否かを明らかにすべく、二〇〇二年三月十三日と十四日の二日間にわたり、大室征男、関根靖弘両弁護士を通じて聞き取り調査を行い、それを記録した文書(以下、「文書」という。)を作成していることはこれまでの質問主意書等で重ねて述べているところであるが、「報告書」で右の四名については触れられているか。

十一 「報告書」には、「暴行」が行われた時に十の人物はどの様な反応を示していたと書かれているのか明らかにされたい。

十二 「報告書」には、「暴行」を受けた後に加賀美氏がどの様な対応をとったと書かれているのか明らかにされたい。

十三 外務省が「暴行」を最初に公表したのはいつか。その具体的な日にちを明らかにされたい。

十四 十三の日にちと「暴行」があつたとされる一九九六年五月二十七日に時間差はあるか。

十五 十四で、時間差があるのなら、それはなぜか。なぜ外務省が「暴行」の事実を「暴行」があつた直後に公表しなかつたのか、その理由を説明されたい。

十六 外務省が「暴行」を最初に公表する際に、「ビザなし交流」及び「訪問団」の関係者に「何かあつたら宜しく頼みます」との、「暴行」があつたということで話を合わせて欲しいと口裏を合わせる様な依頼をしたという事実があると承知

するが、外務省が右の様な依頼を関係者にした理由を明らかにされたい。

十七 「政府答弁書」では、外務省における「報告書」の配付先に当時の欧亜局ロシア課、当時の条約局法規課及び大臣官房総務課、外務大臣、事務次官、外務審議官、官房長及び当時の欧亜局長が挙げられているが、当時欧亜局ロシア課長、条約局法規課長、大臣官房総務課長、外務大臣、事務次官、外務審議官、官房長及び欧亜局長の任に就いていた人物の氏名を全て明らかにされたい。

十八 「報告書」の配付を受けて、十七の人物から「報告書」並びに「暴行」について何らかの意見は出されたか。

十九 十八で、出されたのなら、どの様な意見が出されたのか具体的に説明されたい。

二十 「政府答弁書」では、「平成八年五月二十七日に外務省欧亜局長(当時)が御指摘の議員との間で本件について電話でやり取りしたと承知している」と、「暴行」があつた後に外務省欧亜局長が鈴木宗男衆議院議員と電話で話した旨の答弁がなされているが、右の電話でのやり取りの際に、当時の外務省欧亜局長は鈴木宗男衆議院議員とどの様な内容の話をしたのか説明されたい。

二十一 二十の電話でのやり取りを記録した文書は作成されているか。

二十二 前回質問主意書でも触れた様に、当方は当時の浦部欧亜局長と「暴行」についてやり取りを交わしたことは記憶しているが、電話でやり取りをした記憶はない。浦部氏が直接当方の元

を訪れ、話をしたのに、外務省が浦部氏と当方が電話で「暴行」についてやり取りをしたと言う根拠を示されたい。

二十三 「暴行」の後、外務省は加賀美氏に對してどの様な対応をとったか。「政府答弁書」では何ら明確な説明がなされていないところ、再度質問する。

二十四 外務省または加賀美氏が「暴行」を行ったとする鈴木宗男衆議院議員に對して法的手段に訴えない理由について、「政府答弁書」はじめこれまでの答弁書では何ら明確な説明がなされていないが、右は「政府答弁書」で「その他のお尋ねについては、文書が残されておらず、お答えすることは困難である。」と外務省が答弁している様に、そのことを記録した文書が現在残されていないから外務省として説明ができないからか。確認を求める。

二十五 外務省は十の四名に對してこれまで「暴行」の事実について話を聞いたことがあるか。

二十六 十の四名は当方が加賀美氏を激しく叱責したことは認めているが、誰一人として「暴行」を目撃しておらず、また「暴行」がなされたという記憶はないとの証言をしており、必要とあれば「文書」の写しを提出することも可能であるが、右の四名の証言に對する外務省の見解を示されたい。

二十七 外務省が「暴行」があつたと考える根拠は、結局は「報告書」と「診断書」の二つのみであると考へて良いか。明確な答弁を求める。

内閣衆質一六九第二五六号
平成二十年四月十一日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九六年五月のビザなし交流に同行した際に暴行を受けたとする外務省職員並びに暴行を働いたとされる衆議院議員への外務省の対応に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九六年五月のビザなし交流に同行した際に暴行を受けたとする外務省職員並びに暴行を働いたとされる衆議院議員への外務省の対応に関する質問に對する答弁書

一から六までについて

御指摘の訪問団の出発式において、御指摘の訪問団の团长から苗木の持込みについて発言があり、御指摘の者はこの時点で初めて苗木の持込みについて知らされたと承知している。先の答弁書(平成二十年四月一日内閣衆質一六九第二一九号)一から三までについて述べたとおり、外務省として確認できる範囲では、苗木の持込み及び植樹については、御指摘の四島交流事業の実施団体において作成されたと承知する御指摘の訪問団の具体的な行程を記載した日程表に明記されていなかったと承知しており、また、北海道庁から事前に協議を受けていなかった。その他のお尋ねについては、御指摘の四島交流の枠組みの下での訪問が行われてから既に十年以上の年月が経過しており、また、外務省

が保存している文書から確認できず、お答えすることは困難である。

七から十二まで、二十三、二十六及び二十七について

先の答弁書(平成二十年四月一日内閣衆質一六九第二一九号)四、八及び十一から十五までについて等で繰り返し述べているとおり、外務省として御指摘の事実があったと考えるのは、当時、主に御指摘の者から提出された当時の報告書(以下「報告書」という。)及び診断書から判断したものである。報告書には、御指摘の議員の対応の詳細が記されていたと承知しているが、御指摘の四名が御指摘の事実があった場合に居合わせたか否かも含め、その他のお尋ねについては、御指摘の事実があった時点から既に十年以上の年月が経過しており、また、報告書からは明らかでなく、お答えすることは困難である。

十三から十九まで、二十四及び二十五について

報告書は、先の答弁書(平成二十年四月一日内閣衆質一六九第二一九号)五から七までについてで述べた外務省の関係部局等に配布された。その他のお尋ねについては、御指摘の事実があった時点から既に十年以上の年月が経過しており、また、文書が残されておらず、お答えすることは困難である。

二十から二十二までについて

報告書によれば、外務省欧亜局長(当時)から御指摘の議員に対して、後日説明を行いたい旨述べたと承知している。

平成二十年四月三日提出
質問 第二五七号

諫早湾干拓調整池に発生したアオコの調査に関する質問主意書

提出者 大串 博志

諫早湾干拓調整池に発生したアオコの調査に関する質問主意書

一 先般農水省は、昨年十一月二十六日に調整池におけるアオコの調査を行い、少なからぬミクロシチンを検出したことを明らかにした。この十一月二十六日の調査以外にも調査分析を行っているか。行っているのであれば、調査日、調査地点、分析方法および分析結果如何。

二 調整池でミクロシチンが検出された以上、諫早湾への排水中にもそれが含まれているものと推測されるが、湾内の二枚貝や動物プランクトン等に蓄積されたミクロシチンの調査分析は行ったか。行っているのであれば、調査日、調査地点、分析方法および分析結果如何。

三 ミクロシチンなどアオコ毒素が農作物に及ぼす影響、および水生生物特に魚介類、動植物プランクトンに及ぼす影響にはどのようなものがあるか。海外文献調査結果も含めて政府はどのように認識しているのか。

内閣衆質一六九第二五七号

平成二十年四月十一日

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員 大串博志君提出諫早湾干拓調整池に発生したアオコの調査に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員大串博志君提出諫早湾干拓調整池に発生したアオコの調査に関する質問に對する答弁書

一 調整池におけるミクロシチンの調査については、農林水産省としては、平成十九年十一月二十六日及び平成二十年二月十八日に実施している。

平成二十年二月十八日における調査は、中央揚水機場取水地点付近及び小江揚水機場取水地点付近においてそれぞれ二地点ずつ、計四地点の調整池の水を採取し、高速液体クロマトグラフ法により、ミクロシチンのうち、国内の湖沼で通常検出されるミクロシチンL、ミクロシチンR及びミクロシチンYの分析を行った。その結果、それぞれの濃度は四地点とも測定可能な値(ミクロシチンL R及びミクロシチンR Rにあつては一リットル当たり〇・〇五マイクログラム、ミクロシチンY Rにあつては一リットル当たり〇・一マイクログラム)未満であつた。

二 について

諫早湾内の二枚貝や動物プランクトン等について、農林水産省としてミクロシチンの蓄積に係る調査分析は行っていない。

三 について

農林水産省として、これまでのところ、国内においては、アオコの発生した湖沼の水を農業用水として利用することで農作物への被害が発生したとする事例は承知していない。

また、アオコに由来するミクロシチンが水生生物に及ぼす影響の評価について確立した見解が示されているとは承知していない。

平成二十年四月三日提出
質問 第二五八号

草の根・人間の安全保障無償資金協力を巡る債務についての外務省の対応と国民に対する説明責任に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

草の根・人間の安全保障無償資金協力を巡る債務についての外務省の対応と国民に対する説明責任に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一六九第一九六号)を踏まえ、再質問する。

一 週刊金曜日二〇〇八年二月八日号に掲載されている、幼少児国際教育交流協会(以下、「協会」という。)がネパールにおける草の根・人間の安全保障無償資金協力(以下、「草の根資金協力」という。)の事業を行うべく一九九六年に外務省から約千六百万円の援助を受けたが一部事業の未実施が発覚し、外務省から千二百万円の返還請求がなされたものの、「協会の解散に伴う混乱の中返還はなされず、国民の税金千二百万円がそのまま消えてしまった旨の記事(以下、「記事」という。)の中で、「協会」が外務省と相談しながら解散手続を取り、あたかも「協会」が千二百万円の債務を返還できないことを外務

省が承知の上で「協会」の解散を認めたともとれる記述がなされていることに對して、外務省は週刊金曜日に対して抗議を行っていない。また、同じく週刊金曜日、かつて外務省の在外公館に配置されていた美術品九十八点が消えたとする記事を掲載したことに対しては、外務省は同省のHPに右の記事は事実でない旨反論する文章を掲載しているのに、「記事」に対してはHPに反論する文章も掲載していない。右の様に外務省の対応が異なるのはなぜかと問うたところ、「前回答弁書」では「御指摘の美術品についての記事については、衆議院議員鈴木宗男君提出在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画が消失した件についての外務省の説明及び管理責任に関する再質問に対する答弁書(平成二十年三月二十一日内閣衆質一六九第一七五号)十一から十五までについて述べたとおり、報道機関から在外公館が管理する美術品に関する照会が多くなされたことから、御指摘の記事のうち、事実を反する記述について外務省ホームページに掲載したものであるが、御指摘の幼少児国際教育交流協会(以下「協会」という。)に関する記事については、そのようなことがなく、外務省ホームページに何らかの文書を掲載する措置はとっていない。お尋ねにあるい

断の基準であると考えて良いか。確認を求める。

二 一の認識に間違いがないのなら、外務省について誤った、事実でない内容の報道等がなされても、外部からの照会が何もなされない限り外務省としては何の措置も取らず、放っておくということがある。確認を求める。

三 「記事」の中で、久野氏が幼少児国際教育研究所なるものを立ち上げ、幼少児のための英会話塾を開講するなど、新たな事業を展開している」と書かれており、外務省として千二百万円の返還を要する前にまずは久野氏の事業内容等について調査(以下、「調査」という。)をして、その後再度法的措置を検討すべきではないかと前質問主意書を含めて重ねて問うているが、「前回答弁書」でも「久野氏が『新たな事業を展開している』とのことであるが、外務省としてそのような事実を確認していない」との答弁がなされている。現在久野氏が新たな事業を展開しているかどうかを外務省が把握していないことは当然も既に承知している。当方が問うているのは、外務省が「調査」をしようとしないうちに、久野氏のプライバシーなどは一切問うていない。なぜ外務省は「調査」をしないのか、その理由を説明されたい。

四 前回質問主意書で、①「協会」により「草の根資金協力」の千二百万円が消えてなくなつてしまつたことに對して、外務省の担当当局には少なくとも監督責任があり、然るべき立場にある者が責任を負うべきではないのか、②外務省として責任を曖昧なままにしておくという考えを有していると理解して良いかの二点を再度問う

たところ、「前回答弁書」では「外務省として、今般のような事態になつた責任を曖昧なままにしておく意図があるわけではない。今般のような事態になつたことは遺憾であるが、外務省としては、先の答弁書平成二十年三月七日内閣衆質一六九第一二二一六について述べたとおり、本件に關し、外務省の担当当局において不適切な対応をとつたとは考えていない。」との答弁がなされている。では右答弁にある様に、千二百万円もの税金が消えてなくなつてしまつたことの責任を曖昧なままにしておく意図を外務省が有していないのなら、今後外務省として「協会」により千二百万円もの税金が消えてなくなつてしまつたことについてどの様な責任をとる考えでいるのか説明されたい。

五 「協会」の解散に伴い返還がなされていない千二百万円は、外務省においてどの様に決算されているのか説明されたい。

六 過去に「草の根資金協力」の事業で、中断がなされ、外務省から資金供与先の団体に資金の返還を求めたことがあるケースを全て挙げ、外務省としてどの様な対応を取つてきたのか明らかにされたいと問うたところ、「前回答弁書」でも「個別の案件の実施状況を精査する作業は膨大となることから、お尋ねのすべてについてお答えすることは困難である」との答弁がなされているが、では全ての案件を挙げるのが困難であるのなら、「協会」の事例を除く直近の事例三件を挙げ、外務省として右の三件に對してどの様な対応を取つてきたのかを説明されたい。

内閣衆質一六九第二五八号
平成二十年四月十一日
内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出草の根・人間の安全保障無償資金協力を巡る債務についての外務省の対応と国民に対する説明責任に関する再質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出草の根・人間の安全保障無償資金協力を巡る債務についての外務省の対応と国民に対する説明責任に関する再質問に対する答弁書

一 及び二について
報道機関の記事等への対応については、その事実関係や報道のもたらす影響等を総合的に勘案して、外務省として適切に對処している。

三について
御指摘の外務省による「調査」がいかなる程度のものであるかを想定しているのか不明であるが、御指摘の久野氏が「新たな事業を展開している」との事実も、相手方に返還させるべき財産があるとの事実も外務省としては確認していない。いずれにせよ、これ以上のお尋ねにお答えすることは、御指摘の久野氏のプライバシーにかかわることから差し控えたい。

四について
お尋ねについて、御指摘の幼少児国際教育交流協会(以下「協会」という。)がネパールにおいて実施した事業については、実施主体として完了させる責任を有していたにもかかわらず、完

了させなかった協会に責任がある。先の答弁書（平成二十年三月二十八日内閣衆質一六九第一九六号）六について述べたとおり、今般のよ
うな事態になったことは遺憾であるが、外務省
としては、本件に関し、外務省の担当部局にお
いて不適切な対応をとったとは考えていない。
五について

債権管理事務取扱規則（昭和三十一年大蔵省
令第八十六号）第三十条及び歳入徴収官事務規
程（昭和二十七年大蔵省令第四百一十一号）第二十
七条の規定に基づき、債権が消滅したものとみ
なして整理した上で、平成十八年度決算におい
て不納欠損額に計上している。
六について

最近の例としては、スリランカにおける平成
十五年度案件「バンダラウエラ村飲料水供給計
画」、バングラデシュにおける平成十七年度案
件「国際エンゼル協会学校増設計画」及びグレナ
ダにおける平成十七年度案件「グリーンビル中
学校改修計画」について、それぞれの資金供与
先の団体に対して、供与資金のうち未使用分の
返還を求め、その返還を受けた。

平成二十年四月三日提出
質問 第二五九号

二〇〇一年十二月のアフガニスタン復興NG
O東京会議での草の根・人間の安全保障無償
資金協力の資金の使途をめぐる外務省の対応
に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

二〇〇一年十二月のアフガニスタン復興N
GO東京会議での草の根・人間の安全保障
無償資金協力の資金の使途をめぐる外務省
の対応に関する質問主意書

二〇〇一年十二月の自民党の外交部会におい
て、当時の小原雅博外務省無償資金協力課長が、
同年同月に開催されたアフガニスタン復興NGO
東京会議（以下、「東京会議」という。）に「草の根資
金協力」の資金を充てる旨の説明をした事実はあ
るかとの問いに対して、「政府答弁書」（内閣衆質
一六九第一九六号）では「平成十三年十二月六日
に開催された自由民主党外交関係合同会議におい
て、外務省側より、草の根無償資金協力（当時）に
より、アフガニスタン復興NGO東京会議にかか
る経費の一部の支援を行うことを考えている旨説
明したが、自由民主党側より、草の根無償資金協
力でそうした支援はできないのではないかと指摘し
た結果、草の根無償資金協力は、国内における活
動に対する支援としては使えないとの結論に至つ
たことから、同年十二月二十日に開催された自由
民主党外交関係合同会議において、外務省よりそ
の結論を説明した経緯がある。」との答弁（以下、
「答弁」という。）がなされている。右を踏まえ、以
下質問する。

一 「答弁」では「東京会議」にかかる経費の一部に
対して草の根・人間の安全保障無償資金協力
（以下「草の根資金協力」という。）から支援を行
うことを外務省が考えていることを、二〇〇一
年十二月の自民党外交関係合同会議（以下、「自
民党会議」という。）で説明したことである

が、「答弁」で言う「東京会議」にかかる経費の一
部とは、具体的にどの様な経費を指していたの
か詳細に説明されたい。

二 「自民党会議」において「草の根資金協力」の資
金を「東京会議」にかかる経費に充てることはで
きないのではないかと指摘した議員は誰か。

三 本年二月二十六日と三月七日に閣議決定され
た政府答弁書（内閣衆質一六九第九五号、一二
一号）では、「草の根資金協力」の資金は、開発
途上国における社会経済開発事業の実施に対し
て使われるものであり、我が国国内における宿
泊費や飲食費に充てることは認められない旨の
答弁がなされているが、外務省が右の当然の
ルールを無視して国民の税金である「草の根資
金協力」の資金を流用する様な判断をしたのは
なぜか。

四 三の判断は外務省のどこの部局によつてなさ
れたものか。また、当該部局の責任者は誰か。

五 「答弁」では、「自民党会議」での指摘を受け、
外務省において検討した結果、「草の根資金協
力」の資金を国内における活動に対する支援と
しては使えないとの結論に至つたことである
が、右は「草の根資金協力」の資金の使い方に
ついて、そのしくみ、ルールを外務省が十分に
把握していなかったという意味か。

六 外務省は五の結論に至り、「草の根資金協力」
の資金を「東京会議」にかかる経費の一部に充て
られないことがわかった後、「東京会議」の関係
NGO団体に対してどの様な説明を行ったか。
七 本来国内の活動にかかる経費に充てられない
「草の根資金協力」の資金を「東京会議」にかか

経費に充てようとした当時の外務省の判断は適
切であったか。外務省の見解如何。
右質問する。

内閣衆質一六九第二五九号
平成二十年四月十一日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇一年十二
月のアフガニスタン復興NGO東京会議での草
の根・人間の安全保障無償資金協力の資金の使途
をめぐる外務省の対応に関する質問に対し、別
紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇一年十二
月のアフガニスタン復興NGO東京会議で
の草の根・人間の安全保障無償資金協力の
資金の使途をめぐる外務省の対応に関する
質問に対する答弁書

一 について

外務省が保管している文書によれば、お尋ね
については、アフガニスタンで活動するNGO
の渡航費を想定していたものと承知している。

二 について

外務省が保管している文書によれば、鈴木宗
男衆議院議員より、御指摘の指摘があったと承
知している。

三から七までについて

御指摘の「自民党会議」における事実関係につ
いては、先の答弁書（平成二十年三月二十八日
内閣衆質一六九第一九六号）八について述べ

たとおりである。平成十三年十二月二十日に開催された自由民主党外交関係合同会議において、外務省側より、同月六日の同じ会議で、草の根無償資金協力(当時)により、アフガニスタンの復興NGO東京会議(以下「東京会議」という。)にかかる経費の一部の支援を行うことを考えている旨説明したことは不適切としつつ、更に検討した結論について、改めて説明するとともに、東京会議の関係者に対しても説明したと承知しているものであり、当時の外務省の対応は適切なものであったと考える。

平成二十年四月三日提出
質問 第二六〇号

群馬社会保険事務局職員による総務省年金記録確認群馬地方第三者委員会委員への圧力問題等に関する質問主意書

提出者 山井 和則

群馬社会保険事務局職員による総務省年金記録確認群馬地方第三者委員会委員への圧力問題等に関する質問主意書

総務省年金記録確認群馬地方第三者委員会委員の発言に対する、群馬社会保険事務局職員による圧力問題等について、以下のとおり質問する。

一 社会保険庁は、群馬社会保険事務局職員による圧力問題について、ヒアリング調査を何回実施したか。ヒアリングごとの実施日時、場所、ヒアリングを行った社会保険庁側の者の役職、ヒアリング対象者、具体的なヒアリング内容をお教えいただきたい。

二 社会保険庁の調査結果をお教えいただきたい

い。

三 総務省は群馬社会保険事務局職員による圧力問題について、ヒアリング調査を何回実施したか。ヒアリングごとの実施日時、場所、ヒアリングを行った総務省側の者の役職、ヒアリング対象者、具体的なヒアリング内容をお教えいただきたい。

四 総務省の調査結果をお教えいただきたい。

五 標記問題について、政府の統一見解をお示しいただきたい。

六 もし見解が出ていない場合、いつ出すのかをお教えいただきたい。

七 「ねんきん特別便」で「訂正がない」と返信した人に対して行っている入念照会は、二月十五日時点では千三百件であったが、最新の状況では一日何件のペースで行っているか。

八 三月末までに送付した「ねんきん特別便」の対象者のうち受給者は何人か。また、そのうち七十五歳以上は何人か。

九 この割合で考えれば、後期高齢者医療制度の保険料が年金引きとなる者は何人と推定されるか。

右質問する。

内閣衆質一六九第二六〇号

平成二十年四月十一日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出群馬社会保険事務局職員による総務省年金記録確認群馬地方第三者委員会委員への圧力問題等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山井和則君提出群馬社会保険事務局職員による総務省年金記録確認群馬地方第三者委員会委員への圧力問題等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねのヒアリング調査については、合計で十一回行った。まず、昨年十二月二十五日午後、社会保険庁運営部医療保険課長補佐(以下「医療保険課長補佐」という。)及び同課主査が、高崎社会保険事務所長室において、群馬社会保険事務局(以下「群馬局」という。)の年金課長(以下「年金課長」という。)、昨年七月当時の群馬局の保険課課長補佐(以下「保険課課長補佐」という。)及び群馬局の次長(以下「次長」という。)に対して、また、社会保険庁運営部医療保険課(以下「医療保険課」という。)内において、昨年七月当時の群馬局の局長(以下「局長」という。)に対して、それぞれ個別にヒアリング調査を行った。その内容は、年金課長に対しては、年金記録確認群馬地方第三者委員会(以下「群馬地方第三者委員会」という。)に説明者として出席した経緯、御指摘の事案に係る同委員会の委員(以下「委員」という。)からの質問及び当該質問に対する回答に関する事項、保険課課長補佐にに対しては、委員の事務所を訪問し説明を行うこととした経緯、委員に対する面談の申入れ及び委員とのやり取りに関する事項、次長及び局長に対しては、年金課長が同委員会で行った説明及び昨年七月当時の群馬局の保険課長(以下「保険課長」という。)が委員の事務所を訪問して

行った説明に関する事項である。

次に、昨年十二月二十六日午後、医療保険課内において、医療保険課長補佐及び同課主査が、保険課長に対してヒアリングを行った。

その内容は、委員の事務所を訪問し説明を行うこととした経緯、委員に対する面談の申入れ及び委員とのやり取りに関する事項である。このヒアリング調査の内容について更に詳しく確認するとともに調査の適正を期するため、昨年十二月に調査を行った医療保険課長補佐とは別の医療保険課課長補佐及び社会保険庁総務部サード推進課社会保険指導室(以下「指導室」という。)が、本年一月九日午後、社会保険庁内会議室において、本年一月二十八日午前、医療保険課内において、保険課長に対して、再度、ヒアリング調査を行った。

また、昨年十二月二十五日のヒアリング調査の内容について更に詳しく確認するため、同日午後、医療保険課内において、医療保険課長補佐二名が、年金課長に対して、再度、ヒアリング調査を行った。

最後に、本年一月三十一日午後、社会保険庁総務部サード推進課長室において、社会保険庁運営部医療保険課長及び上席社会保険指導官が、これまでのヒアリング調査の内容について最終的に確認するため、局長、保険課長及び保険課長補佐に対して、それぞれ個別にヒアリング調査を行った。

二について
お尋ねの調査結果については、本年二月二十

二日付け「平成十九年十二月十二日の衆議院厚生労働委員会における指摘事項に係る調査結果について」で公表したとおり、保険課長は、群馬地方第三者委員会における委員の質問に対し、事実即して説明を行っており、委員の発言に対して、社会保険事務局の不利になるようなことを発言しないようにということを述べた事実は確認されなかったものの、保険課長が「収納率を意識した適及全喪」と言われると職員が勝手に作成しているように誤解を招きかねない」と説明したが、委員には、「社会保険事務局に不利な発言をしないように」との趣旨と受け止められた可能性はあるというものである。

三について

本年三月七日午後、群馬地方第三者委員会事務室において、総務省行政評価局行政相談課長及び群馬行政評価事務所長が、委員に対して、昨年七月十七日に群馬局の職員が当該委員の事務所を訪問し説明を行った際の発言内容及びそれを圧力と感じたか否かについてヒアリング調査を行った。

四について

ヒアリング調査の結果、委員からは、群馬局の職員からは保険料の収納率を上げるためにさかのぼって社会保険が喪失する手続がとられていると委員会で発言しているが、そんなことは言わないようにとの発言があったと記憶していること、当該職員の発言について圧力と感じたこと、当該職員の発言によってその後の群馬地方第三者委員会における自分の発言に影響はな

かったこと、この問題をあまり大きくしたくないこととの回答を得た。

五及び六について

舛添厚生労働大臣が、本年三月二十六日の衆議院厚生労働委員会において、社会保険庁と総務省の調査に係る事実関係について精査すると答弁を行ったことを踏まえ、現在、その実施方法について検討中である。

七について

お尋ねの件数については、本年三月二十一日時点において、一日当たり平均約千二百件である。

八について

本年三月末までに送付した「ねんきん特別便」の送付対象者のうち、年金受給者の数は約三百万人である。また、お尋ねの七十五歳以上の人数については、現時点では把握していない。

九について

お尋ねの後期高齢者医療の保険料を特別徴収の方法によつて納付する者は、介護保険制度において、六十五歳以上の高齢者である第一号被保険者の約八割が特別徴収の方法によつて保険料を納付していることを踏まえ、平成二十年度において、後期高齢者医療の被保険者の約八割に当たる千万人程度と推計している。

平成二十年四月三日提出
質問 第二六一号

「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正通知等に関する質問主意書

提出者 山井 和則

「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正通知等に関する質問主意書

「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正通知（平成20年4月1日付、社援発第0401005号）について、以下のとおり質問する。

一 全国の市町村における、最新の生活保護医療扶助の移送費の給付は、何人が受けているか。
二 そのうち、滝川事件のような不正なものは何件あり、不正額はいくらに達するか。

三 医療扶助の移送費の給付について、いつ、どのような形で調査を行っているか。また、その調査結果をお示しいただきたい。

四 「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正通知を発出した趣旨は何か。右質問する。

内閣衆質一九九第二六一号
平成二十年四月十一日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員 山井和則君提出「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正通知等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正通知等に関する質問に対する答弁書

一及び三について

医療扶助の移送費については、厚生労働省において、毎年度六月末日までに、都道府県知事

並びに指定都市及び中核市の市長からその給付件数及び金額について報告を受けているところである。最新の報告である平成十八年度の給付件数は百三十三万四千六百六十九件であり、給付額は四十三億八千五百八十一万二千元である。

また、厚生労働省としては、現在、各自自治体に対し、継続的に給付している医療扶助の移送費のうちその給付額が一定額を超えるものについての調査を依頼しているところである。

二について

お尋ねの件数及び金額については、把握していない。

四について

御指摘の通知については、医療扶助の移送費に関して、不正受給が疑われる事案及び過大給付と思われる事案が見受けられたこと並びに各自自治体によつて給付範囲等についての取扱いが様々であったことを踏まえ、その給付範囲の明確化を図ることを目的として発出したものである。

平成二十年四月三日提出
質問 第二六一号

後期高齢者医療制度の名称等に関する質問主意書

提出者 山井 和則

後期高齢者医療制度の名称等に関する質問主意書

一 平成二十年四月一日、後期高齢者医療制度が施行され、翌日、福田首相は記者団に対し、「高齢者にとってよい制度である」と語ったが、

その理由と根拠をお示しいただきたい。

二 よい制度であると言う以上は、後期高齢者医療制度は医療に係る費用の伸びを増やす改革なのか、それとも抑制する改革なのか、どちらかお示しいただきたい。

三 もし後期高齢者医療制度が医療に係る費用を抑制する制度であれば、高齢者にとってよい制度とは言えないのではないか。

四 四月一日、突然、「長寿医療制度」という新しい名称が発表されたが、これは「後期高齢者医療制度」の名称を変更した正式名称であるのか、それとも単なる通称であるのか。

五 今後、福田首相は、国会答弁及びその他の場において、「後期高齢者医療制度」、「長寿医療制度」のどちらの名称を使うのか。

六 今後、外添厚生労働大臣は、国会答弁及びその他の場において、「後期高齢者医療制度」、「長寿医療制度」のどちらの名称を使うのか。

七 もし「長寿医療制度」の名称を使う場合、被保険者である七十五歳以上の高齢者や地方自治体は混乱するのではないか。

八 もし後期高齢者医療制度の被保険者証に「長寿医療制度」の名称も使う場合、混乱が生じるのではないか。

九 地方自治体の職員が被保険者等に制度の説明をする場合、どちらの名称を利用するのか。

十 一つの制度に二つの名称があるのは、被保険者や関係者の混乱を招き、おかしいのではないか。

十一 「後期高齢者医療制度」、「長寿医療制度」の英語表記はそれぞれどのようなものになるか。

十二 厚生労働省はどちらの名称を利用するのか。

か。

十三 地方自治体はどちらの名称を利用するのか。右質問する。

内閣衆質一六九第二六二号
平成二十年四月十一日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度の名称等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度の名称等に関する質問に対する答弁書

一 から三までについて

後期高齢者医療制度は、国民全体が長寿を喜び、七十五歳以上の高齢者等ができるだけ自立した生活を送れるよう、生活を支える医療を提供し、その医療費については、給付費の五割を公費により、四割を若年世代からの支援金により賄うなど国民全体で支える分かりやすい制度とするものである。また、高齢者一人一人に所得に応じた保険料の負担を求めるとともに、保険料を原則として年金から徴収することにより、高齢者の保険料納付の利便性を向上させるとともに、行政事務の負担軽減を図るものである。これらの観点から、人口の急速な高齢化の進展を迎えている我が国において、これまでの老人保健制度より医療保険制度の安定性を高め、国民皆保険の維持に資することができるところから、高齢者のみならず国民全体にとつてよ

りよい制度であると考えている。

また、後期高齢者医療制度を規定している高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)は、その第一条にあるように、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的としているものであり、後期高齢者医療制度は、医療費の伸びを増加させたり又は抑制させたりすることをその目的としたものではない。

四 から十三までについて

「長寿医療制度」については、一 から三までについて述べた後期高齢者医療制度の趣旨を踏まえ、当該制度をより身近で親しみやすいものとする観点から、当該制度の通称として設けることとしたものであり、今後、国及び自治体における周知のための広報において活用していくこととしたものである。なお、後期高齢者医療の被保険者証のように法令において「後期高齢者医療制度」を用いることが定められている場合を除き、混乱が生じることなく制度の趣旨についてより効果的な広報が行われるよう、国及び自治体において「後期高齢者医療制度」及びその通称である「長寿医療制度」の用語を適宜用いることにより、適切な広報に努めてまいりたい。

また、お尋ねの「後期高齢者医療制度」及び「長寿医療制度」の英語表記については、政府として特に定めているものはない。

平成二十年四月三日提出
質問 第二六三号

後期高齢者医療制度の保険料等に関する質問
主意書

提出者 山井 和則

後期高齢者医療制度の保険料等に関する質問
問主意書

後期高齢者医療制度の保険料等について、以下のとおり質問する。

一 後期高齢者医療制度における保険料の普通徴収の対象となつていない被保険者のうち、低所得等のため保険料を一年以上納められず資格者証が発行される被保険者は、制度施行二年後、どれくらいの人数になると推計しているか。

二 後期高齢者医療制度が施行される以前の制度のもとで、受給資格者証の発行を受けた者は何人いるか。

三 また、受給資格者証を受けた者と受けていない者との間の受診率はどの程度の違いがあるか。

四 昨年一年間で、国民健康保険の保険料が払えなかつたりしたために、死亡した者が三十一人との新聞報道があった(平成二十年三月二十六日、東京新聞)。不況や倒産といった理由によつて資格者証を発行したのは何件あったか。不況や倒産といった理由によつて資格者証を発行するのは、趣旨に反するのではないか。

五 これと同趣旨で、後期高齢者医療制度において、資格者証を発行するのはおかしいのではないか。

六 病状が急変した場合の治療等の実施、搬送等

について、あらかじめ意思を確認する際の「後期高齢者終末期相談支援料」は、対応の如何によつては延命しないことにつながりかねず、生命の尊厳に反するものであるが、この点についてどのように考えるか。
右質問する。

内閣衆質一六九第二六三号
平成二十年四月十一日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度の保険料等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度の保険料等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの資格者証とは、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十四条第七項に規定する被保険者資格証明書（以下「後期高齢者医療被保険者資格証明書」という。）のことを指すものと考えられるが、厚生労働省としては、お尋ねの後期高齢者医療制度が施行して二年経過後における後期高齢者医療被保険者資格証明書の交付を受けている者の人数についての推計は行っていない。

二について

お尋ねの受給資格者証とは、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第九条第六項に規定する被保険者資格証明書（以下「国民健康

保険被保険者資格証明書」という。）のことを指すものと考えられるが、厚生労働省としては、国民健康保険被保険者資格証明書の交付を受けた者の人数については把握していない。なお、国民健康保険被保険者資格証明書を交付された世帯数は、平成十九年六月一日現在で約三十四万世帯である。

三について

お尋ねの受診率の違いについては、把握していない。

四について

お尋ねの件数については、把握していない。なお、国民健康保険法第九条第三項の規定により、保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合には、

そもそも被保険者証の返還を求めないことから、国民健康保険被保険者資格証明書は交付されないものであり、当該特別の事情については、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令

第三百六十二号）第一条において、世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと等の事由により保険料を納付することができないと認められる事情と規定されている。御指摘の不況や倒産といった理由が当該特別の事情に該当するか否かについては、各保険者において慎重に確認を行い、適切に制度を運用しているものと認識している。

五について

後期高齢者医療被保険者資格証明書について

も、国民健康保険被保険者資格証明書と同様に、高齢者の医療の確保に関する法律第五十四

条第四項の規定により、政令で定める特別の事情があると認められる場合には交付しないこととされており、当該特別の事情については、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第四条において、世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと等の事由により保険料を納付することができないと認められる事情と規定されている。御指摘の不況や倒産といった理由が当該特別の事情に該当するか否かについては、各後期高齢者医療広域連合において慎重に確認を行い、適切に制度を運用していくものと考えている。

六について

お尋ねの後期高齢者終末期相談支援料は、医師、看護師等の医療従事者から病状等について適切な説明がなされ、患者と医療従事者との間で病状が急変した場合の延命治療の実施等当該病状に対する診療方針について話し合いを行い、患者が終末期における療養について十分に理解した上で、患者の自発的意思を尊重して決定された診療方針を文書等により患者に提供することとを診療報酬上評価するものである。

終末期医療の在り方については様々な御議論があるが、平成十九年五月には終末期医療に携わる医師や生命倫理に詳しい法学者等により構成された「終末期医療の決定プロセスのあり方に関する検討会」における御議論を踏まえて、厚生労働省において、「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」を策定したところである。これは、終末期医療の決定プロセスについて、患者及び医療従事者ともに広く合意が

得られる基本的な点について確認をし、それをガイドラインとして示したものである。後期高齢者終末期相談支援料を診療報酬において算定する際の運用については、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」（平成二十年三月五日付け保医発第〇三〇五〇

〇一号厚生労働省保険局医療課長及び厚生労働省保険局歯科医療管理官通知）において、当該ガイドラインを参考とすること、患者の十分な理解が得られない場合等には、当該文書提供が診療報酬の算定対象とならないこと、終末期と判断した患者であるからといって患者に意思の決定を迫ってはならないこと等を明記しているところであり、厚生労働省としては、御指摘のような御懸念が生じないよう、適切な運用に努めてまいりたい。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十年二月五日

内閣総理大臣 福田 康夫

防衛省設置法等の一部を改正する法律

（防衛省設置法の一部改正）

第一条 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「十五万三千二百二十人」を「十五万二千二百二十人」に、「四万五千七百十六人」を「四万五千五百八十五人」に、「四万七千三百十

三人を「四万七千三百三十八人」に、「百五十二人」を「千百十五人」に、「三百四十三人」を「三百四十七人」に、「千九百三人」を「千九百六人」に、「二十四万八千六百四十七人」を「二十四万八千三百三人」に改める。

第十五条第二項及び第十六条第二項中、「自衛隊」を「自衛隊」に、「研究能力」を「研究の能力」に、「行う」を「行うとともに、当該研究を行う」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条中第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 政令で定める陸上自衛隊の学校においては、第一項の規定にかかわらず、陸曹長以下三等陸曹以上の自衛官となるべき者に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行う。

6 前項の教育訓練を受けている者(以下「生徒」という。)の員数は、防衛省の職員の定員外とする。

第三十二条第一項中「陸曹長」を「陸曹長」に、「二等陸士及び三等陸士」を「及び二等陸士」に改め、同条第二項中「二等海士及び三等海士」を「及び二等海士」に改め、同条第三項中「二等空士及び三等空士」を「及び二等空士」に改める。

第三十三条中「その他」を「生徒その他」に改める。

第三十六条第一項中「二等陸士及び三等陸士」を「二等陸士及び三等陸士」に改める。

士」を「及び二等陸士」に、「二等海士及び三等海士」を「及び二等海士」に、「二等空士及び三等空士」を「及び二等空士」に改め、同項ただし書中「基き」を「基つき」に改める。

第四十四条の四第一項第五号中「第四十五条第三項」の下に「又は第四項」を加える。

第四十五条に次の一項を加える。

4 防衛大臣は、前項の期間又はこの項の期間が満了する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、当該自衛官の同意を得て、一年以内の期間を限り、引き続き自衛官として勤務させることができる。ただし、その期間の末日は、当該自衛官が定年に達した日の翌々日から起算して三年を超えないことができる。

第四十五条の二第二項中「同条第三項」の下に「若しくは第四項」を、「二年」の下に「(任期の末日がその者が年齢六十年に達する日前となる場合にあつては、三年)」を加え、同条第二項中「一年」を「前項に定める期間」に改める。

第四十八条の見出し中「学生」の下に「又は生徒」を加え、同条第一項中「又は防衛医科大学校の長」を「若しくは防衛医科大学校の長又は第二十五条第五項の政令で定める陸上自衛隊の学校の校長」に、「学校長」を「学校長等」に、「又は同法第十六条第一項」を「若しくは同法第十六条第一項」に、「が成績不良」を「又は生徒が成績不良」に改め、同条第二項及び第三項各号列記以外の部分中「学校長」を「学校長等」に改め、「学生」の下に「又は生徒」を加え、「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第一号及び第二号

中「学生」の下に「又は生徒」を加え、同条第四項及び第五項中「学生」の下に「又は生徒」を加える。

第五十条中「及び学生」を「学生及び生徒」に改める。

第五十条の二中「学生」の下に「若しくは生徒」を加える。

第五十八条第二項中「及び学生」を「学生及び生徒」に改める。

第七十五条の二第二項中「八千四百二十五人」を「八千四百八人」に改める。

(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正)

第三条 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「学生」という。の下に「生徒(自衛隊法第二十五条第五項の教育訓練を受けている者をいう。以下同じ。)」を加える。

第十二条第一項及び第十八条の二第一項中「及び学生」を「学生及び生徒」に改める。

第二十二條第一項中「並びに学生」を「学生並びに生徒」に改める。

第二十五条の次に次の一条を加える。

(生徒の給与)
第二十五条の二 生徒には、生徒手当及び期末手当を支給する。

2 前項の生徒手当の月額額は、九万四千九百円とする。

3 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合にお

いて、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百八十」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「生徒が受けるべき生徒手当の月額」とする。

4 第一項の生徒手当の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十七条の二第三号及び第二十七条の十第一項中「第四十五条第三項」の下に「又は第四項」を加える。

第二十八条の二第一項中「第四十五条第三項」の下に「又は第四項」を加え、同条第四項中「学生」を「学生及び生徒」に改め、「については、学生」の下に「又は生徒」を加え、同項ただし書中「学生」の下に「又は生徒」を加え、同条第五項中「学生」の下に「又は生徒」を加える。

第二十九条中「又は学生」を「学生又は生徒」に改める。

別表第二の三等陸士、三等海士及び三等空士の項を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中自衛隊法第四十四条の四第一項第五号の改正規定、同法第四十五条に一項を加える改正規定及び同法第四十五条の二第一項の改正規定(同条第三項の下に「若しくは第四項」を加える部分に限る。)、第三条中防衛省の職員^の給与等に関する法律第二十七条の二第三号、第二十七条の十第一項及び第二十八号の二第一項の改正規定並びに附則第七条の規定 公布の日 二 第二条中自衛隊法第四十五条の二第一項の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く。)、及び同条第二項の改正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日 三 第二条中自衛隊法第三十三条、第四十八条、第五十条、第五十条の二及び第五十八号第二項の改正規定、第三条の規定第一号及び次号に掲げる改正規定を除く。並びに附則第五条及び第六条の規定 平成二十一年四月一日 四 第二条中自衛隊法第三十二条の改正規定(同条第一項中「陸曹長」を「陸曹長」に改める部分を除く。)、及び同法第三十六条第一項の改正規定、第三条中防衛省の職員^の給与等に関する法律別表第二の改正規定並びに次条第二項並びに附則第三条及び第四条の規定 平成二十一年十月一日 (経過措置) 第二条 第二条の規定による改正後の自衛隊法第二十五条第五項の学校は、当分の間、この法律の施行の日前に三等陸士として採用され、か	つ、この法律の施行の際現に隊員の職務を遂行するに必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を受けている一等陸士、二等陸士又は三等陸士に対し、当該教育訓練を行うことができる。 2 前条第四号に掲げる規定の施行の際現に前項の規定により教育訓練を受けている三等陸士の階級及び俸給については、第二条の規定による改正後の自衛隊法第三十二条第一項及び第三条の規定による改正後の防衛省の職員^の給与等に関する法律別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。 (恩給法の一部改正) 第三条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。 第二十三条第六号中「二等陸士」を「又ハ二等陸士」に改め、「又ハ三等陸士、三等海士若ハ三等空士」を削る。 (恩給法の一部改正に伴う経過措置) 第四条 従前の規定による三等陸士、三等海士又は三等空士については、前条の規定による改正後の恩給法第二十三条第六号の規定にかかわらず、なお従前の例による。 (国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正) 第五条 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)の一部を次のように改正する。 第二十七条第一項の表第八条第一項の項中「又は第二十五条第三項」を「第二十五条第三項又は第二十五条の二第三項」に改め、同表	第十二条第一項の項中「受けている者」の下に「自衛隊法第二十五条第五項の教育訓練を受けている者」を加える。 (国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正) 第六条 国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。 第二十四条第一項中「学生」という。の下に「自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第二十五条第五項の教育訓練を受けている者(以下「生徒」という。)」を加え、「及び学生」を「学生及び生徒」に改め、「(昭和二十九年法律第六十五号)」を削る。 (国家公務員の留学費用の償還に関する法律の一部改正) 第七条 国家公務員の留学費用の償還に関する法律(平成十八年法律第七十号)の一部を次のように改正する。 第十一条の表第四条第二号の項中「第四十五条第三項」の下に「又は第四項」を加える。	防衛省設置法等の一部を改正する法律案 (内閣提出)に関する報告書 一 議案の目的及び要旨 本案は、防衛省の所掌事務をより効果的かつ効率的に遂行し得る体制を整備するため、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数の変更、防衛大学校等における研究の位置付けの明確化、陸上自衛隊の学校の生徒の身分の新設、自衛官の勤務延長及び再任用に係る期間の伸長等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。 1 防衛省設置法の一部改正 (一) 自衛官の定数を三百四十四人削減し、二十四万八千三百三人に改めること。 (二) 防衛大学校及び防衛医科大学校における研究の位置付けを規定すること。 2 自衛隊法の一部改正 (一) 陸上自衛隊の学校の生徒の身分を新設し、当該生徒を防衛省の職員^の定員外とすること。 (二) 陸上自衛隊の学校の生徒の身分の新設に伴い、三等陸士、三等海士及び三等空士の階級を廃止すること。 (三) 陸上自衛隊の学校の生徒の身分の新設に伴い、所要の規定の整備を行うこと。 (四) 定年に達したことにより退職することとなる自衛官について、本人の同意を得た上で、当該自衛官が定年に達した後も通算三年まで引き続き自衛官として勤務させることを可能とすること。 (五) 自衛官への定年退職者等の再任用につい
---	---	---	---

理 由

防衛省の所掌事務をより効果的かつ効率的に遂行し得る体制を整備するため、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数の変更、防衛大学校等における研究の位置付けの明確化、陸上自衛隊の学校の生徒の身分の新設、自衛官の勤務延長及び再任用に係る期間の伸長等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

て、現行の一年以内の任期を六十歳前に限り三年以内の任期を可能とすること。

(六) 即応予備自衛官の員数を十七人削減し、八千四百八人に改めること。

(七) その他所要の規定の整備を行うこと。

3 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正

(一) 陸上自衛隊の学校の生徒の身分の新設に伴い、生徒に対する給与としての生徒手当の新設、期末手当の支給及び療養の給付その他所要の規定の整備を行うこと。

(二) 自衛官の勤務延長について、本人の同意を得た上で当該自衛官が定年に達した後も通算三年まで引き続き自衛官として勤務させることを可能とすることに伴い、若年定年退職者給付金の支給その他適切な処遇を確保するための措置を講ずること。

(三) 陸上自衛隊の学校の生徒の身分の新設に伴い、三等陸士、三等海士及び三等空士の階級を廃止することに伴い、自衛官俸給表の三等陸士、三等海士及び三等空士の項を削除すること。

4 施行期日等

(一) この法律は、平成二十一年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行すること。ただし、2の四及び3の(二)に係る改正規定は公布の日から、2の(五)に係る改正規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、2の(三)及び3の(一)に係る改正規定は平成二十一年四月一日から、2の(二)及び3の

(三)に係る改正規定は平成二十一年十月一日から施行することとするほか、4の(二)に掲げる関係法律の施行期日を定めること。

(二) この法律の施行に伴い必要となる経過措置を定め、関係法律の規定について整備すること。

二 議案の可決理由

本案は、防衛省の所掌事務をより効果的かつ効率的に遂行し得る体制を整備するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

平成二十年四月十一日

安全保障委員長 嘉数 知賢
衆議院議長 河野 洋平殿

独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十年三月四日
内閣総理大臣 福田 康夫

独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律

独立行政法人国民生活センター法(平成十四年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 役員及び職員(第六条―第九条)
第三章 業務

第一節 業務の範囲(第十条)

第二節 重要消費者紛争解決手続

第一款 紛争解決委員会(第十一条―第十八条)

第二款 和解の仲介

第一目 手続(第十九条―第二十六条)

第二目 和解仲介手続の利用に係る特例

(第二十七条―第二十八条)

第三款 仲裁(第二十九条―第三十三条)

第四款 雑則(第三十四条―第三十九条)

第三節 消費者紛争に関するセンターのその他の業務(第四十条―第四十二条)

第四章 利益及び損失の処理の特例等(第四十三条)

第五章 雑則(第四十四条―第四十六条)

第六章 罰則(第四十七条―第四十九条)

附則

第一条の次に次の一条を加える。

(定義)

第一条の二 この法律において「消費者紛争」とは、消費生活に関して消費者(個人(事業として又は事業のためにした行為が紛争の原因になった場合におけるものを除く。)をいう。以下同じ。)

又は消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第十二条の二第二項に規定する差止請求を行う適格消費者団体(同法第二条第四項に規定する適格消費者団体をいう。)と事業者(法人その他の団体及び事業として又は事業のためにした行為が紛争の原因になった場合における個

人をいう。)との間に生じた民事上の紛争をいう。

2 この法律において「重要消費者紛争」とは、消費者紛争のうち、消費者が生じ、若しくは生ずるおそれのある被害の状況又は事案の性質に照らし、国民生活の安定及び向上を図る上でその解決が全国的に重要であるものとして内閣府令で定めるものをいう。

第三条中「国民生活に」を「国民生活に」に改め、「行う」の下に「とともに、重要消費者紛争について法による解決のための手続を実施する」を加える。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 業務

第三章中第十条の前に次の節名を付する。

第一節 業務の範囲

第十条の見出しを削り、同条中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 重要消費者紛争の解決を図ること。

第十六条第二号中「第十一条第一項」を「第四十三条第一項」に改め、同条を第四十九条とし、第五章中同条の前に次の二条を加える。

第四十七条 第十五条第一項第十六条第三項において準用する場合を含む。の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 第四十条第二項の規定に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

第五章を第六章とする。

第四章中第十五条を第四十六条とし、第十四条

官 報 (号 外)

を削り、第十三条を第四十五条とし、第十二条を第四十四条とする。 第四章を第五章とする。 第十一条の見出しを削り、同条第一項中「前条」を「第十条」に改め、第三章中同条を第四十三条とする。 第十条の次に次の二節及び章名を加える。 第二節 重要消費者紛争解決手続 第一款 紛争解決委員会 (設置、権限等) 第十一条 センターに紛争解決委員会(以下「委員会」という。)を置く。 2 委員会は、重要消費者紛争の解決のための和解の仲介及び仲裁の手続(以下「重要消費者紛争解決手続」と総称する。)の実施その他この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。 3 委員会は、独立してその職権を行う。 (組織) 第十二条 委員会は、委員十五人以内をもつて組織する。 2 委員は、非常勤とする。 (委員の任命等) 第十三条 委員は、法律又は商品若しくは役務の取引に関する専門的な知識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命する。 2 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。 一 成年被後見人又は被保佐人 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	三 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 3 委員が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当然失職する。 4 通則法第二十三条第二項の規定は、委員について準用する。 (委員の任期) 第十四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。 (委員の服務等) 第十五条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。 2 委員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。 (特別委員) 第十六条 重要消費者紛争解決手続に参加させるため、委員会に、特別委員を置くことができる。 2 特別委員の任期は、二年とする。 3 第十二条第二項、第十三条第一項から第三項まで、第十四条第二項及び前条並びに通則法第二十三条第二項の規定は、特別委員について準用する。 (委員長) 第十七条 委員会に、委員長を置き、委員の互選	によりこれを定める。 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。 (会議及び議決) 第十八条 委員会は、委員長が招集する。 2 委員会は、委員長又は前条第三項の規定により委員長の職務を代理する委員(第二十一条第二項において「委員長代理者」という。)が出席し、かつ、現に在任する委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。 3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 第二款 和解の仲介 第一目 手続 (手続の開始) 第十九条 重要消費者紛争の当事者の双方又は一方は、委員会に対し、和解の仲介の申請をすることができ。 2 前項の申請は、書面で行わなければならない。 3 次条第一項に規定する仲介委員は、第一項の申請に係る紛争が重要消費者紛争に該当しないと認めるときは、当該申請を却下しなければならない。 4 前項の規定により第一項の申請を却下する決定に不服がある者は、委員会に対し、異議を申し出ることができる。 5 和解の仲介の申請が重要消費者紛争の当事者の一方からされたものであるときは、委員会	は、他方の当事者に対し、速やかに、第二項の書面の写しを添えてその旨を通知するとともに、委員会が行う仲介により当該重要消費者紛争の和解による解決を図る意思があるかどうかを確認しなければならない。 (仲介委員) 第二十条 委員会が行う和解の仲介の手続(前条第三項の規定による手続を含む。以下「和解仲介手続」という。)は、一人又は二人以上の仲介委員(和解仲介手続を実施する者をいう。以下同じ。)によって実施する。 2 仲介委員は、事件ごとに、委員又は特別委員のうちから、委員長が指名する。 3 委員長は、前項の規定により仲介委員を指名するに当たっては、委員又は特別委員の有する知識経験その他の事情を総合的に勘案し、仲介委員の構成について適正を確保するように配慮しなければならない。 4 仲介委員は、中立かつ公正な立場において、和解仲介手続を実施しなければならない。 5 二人以上の仲介委員が指名されている場合には、和解仲介手続上の事項は、仲介委員の過半数で決する。 (仲介委員の忌避) 第二十一条 仲介委員について和解仲介手続の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者は、その仲介委員を忌避することができる。 2 仲介委員の忌避についての決定は、当事者の申立てにより、委員長(申立てに係る仲介委員が委員長である場合にあっては委員長代理者、委員長及び委員長代理者である場合にあってはあらかじめ委員長の指名する委員)が行う。
---	---	--	---

3 前項の申立てをしようとする当事者は、仲介委員が指名されたことを知った日又は忌避の原因があることを知った日のいずれか遅い日から十五日以内に、忌避の原因を記載した申立書を委員長に提出しなければならない。	4 仲介委員は、第二項の申立てがあつたときは、同項の決定があるまで和解仲介手続を中止しなければならない。ただし、急速を要する行為については、この限りでない。 (出席及び文書等の提出の要求) 第二十二條 仲介委員は、和解の仲介を行うために必要があると認めるときは、当事者に対し、和解仲介手続への出席又は事件に係るのある文書若しくは物件の提出を求めることができる。 (手続の非公開) 第二十三條 和解仲介手続は、公開しない。 (弁護士の助言) 第二十四條 仲介委員のうちに弁護士がいな場合(司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)第三条第一項第七号に規定する紛争について行う和解仲介手続において、仲介委員のうち少なくとも一人が同条第二項に規定する司法書士である場合を除く。)において、和解仲介手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときは、仲介委員は、弁護士である委員又は特別委員の助言を受けるものとす。 (和解案の受諾勧告) 第二十五條 仲介委員は、和解案を作成し、当事者に対し、その受諾を勧告することができる。 (手続の終了) 第二十六條 仲介委員は、申請に係る重要消費者	紛争がその性質上和解の仲介をするのに適当でないとき、又は当事者が不当な目的のみだりに和解の仲介の申請をしたと認めるときは、和解仲介手続を終了させなければならない。 2 仲介委員は、和解仲介手続によつては当事者間に和解が成立する見込みがないと認めるときは、和解仲介手続を終了させることができる。 3 仲介委員は、前二項の規定により和解仲介手続を終了させたときは、その旨を当事者に通知しなければならない。 第二目 和解仲介手続の利用に係る特例 (時効の中断) 第二十七條 前条第二項の規定により仲介委員が和解仲介手続を終了させた場合において、和解の仲介の申請をした者が同条第三項の規定による通知を受けた日から一月以内に当該和解仲介手続の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、当該和解の仲介の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。 (訴訟手続の中止) 第二十八條 重要消費者紛争について当該重要消費者紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、当該当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。 一 当該重要消費者紛争について、当該重要消費者紛争の当事者間において和解仲介手続が	実施されていること。 二 前号のほか、当該重要消費者紛争の当事者間に和解仲介手続によつて当該重要消費者紛争の解決を図る旨の合意があること。 2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。 3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。 第三款 仲裁 (手続の開始) 第二十九條 重要消費者紛争の当事者の双方又は一方は、委員会に対し、仲裁の申請をすることができる。 2 当事者の一方がする仲裁の申請は、この法律の規定による仲裁に付する旨の合意に基づくものでなければならない。 3 第十九条第二項から第四項までの規定は、委員会が行う仲裁の手続について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の」とあり、並びに同条第三項及び第四項中「第一項の」とあるのは「第二十九条第一項の」と、同条第三項中「次条第一項に規定する仲介委員」とあるのは「第三十条第一項に規定する仲裁委員」と読み替えるものとする。 (仲裁委員) 第三十條 委員会が行う仲裁の手続(前条第三項において読み替えて準用する第十九条第三項の規定による手続を含む。以下同じ。)は、一人又は二人以上の仲裁委員(当該仲裁の手続を実施する者をいう。以下同じ。)によつて実施する。 2 仲裁委員は、委員又は特別委員のうちから当	事者が合意によつて選定した者につき、委員長が指名する。ただし、当事者の合意による選定がされなかつたときは、委員又は特別委員のうちから委員長が指名する。 3 仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士(司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争について行う仲裁の手続の場合にあつては、弁護士又は同条第二項に規定する司法書士)でなければならない。 4 委員長は、第二項ただし書の規定により仲裁委員を指名するに当たつては、委員又は特別委員の有する知識経験その他の事情を総合的に勘案し、仲裁委員の構成について適正を確保するように配慮しなければならない。 5 仲裁委員は、中立かつ公正な立場において、仲裁の手続を実施しなければならない。 (文書等の提出の要求) 第三十一條 仲裁委員は、仲裁を行うために必要があると認めるときは、当事者に対し、事件に係るのある文書又は物件の提出を求めることができる。 (手続の非公開) 第三十二條 仲裁の手続は、公開しない。 (仲裁法の規定の適用) 第三十三條 仲裁委員は、委員会が仲裁を行う場合における仲裁法(平成十五年法律第三十八号)の適用については、仲裁人とみなす。 第四款 雑則 (裁判外紛争解決手続を実施する他の者との連携) 第三十四條 委員会は、重要消費者紛争解決手続の実施に当たつては、消費者紛争について裁判	平成二十年四月十五日 衆議院会議録第二十一号	独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案及び同報告書
--	---	--	---	---	-------------------------------	---

外紛争解決手続(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第五十一号)第一条に規定する裁判外紛争解決手続をいう。)を実施する国の機関、地方公共団体及び民間事業者との適切な役割分担に配慮しつつ、これらの者と相互に連携を図り、紛争の実情に即した適正かつ迅速な解決が行われるように努めなければならない。

(業務規程)

第三十五条 委員会は、重要消費者紛争解決手続並びに次条の規定による公表及び第三十七条の規定による勧告の実施に必要な細則について、業務規程を定め、これを公表するものとする。

(結果の概要の公表)

第三十六条 委員会は、和解仲介手続又は仲裁の手続が終了した場合において、国民生活の安定及び向上を図るために必要と認めるときは、それらの結果の概要を公表することができる。

(義務履行の勧告)

第三十七条 委員会は、和解又は仲裁判断で定められた義務について、権利者の申出がある場合において、相当と認めるときは、義務者に対し、当該義務の履行に関する勧告をすることができる。

2 前項の場合において、委員会は、当該義務の履行状況について、当事者に報告を求め、又は調査をすることができる。

(異議申立て及び行政事件訴訟の制限)

第三十八条 この節(第一款を除く。)の規定による処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による異議申立て及び行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三十九号)

による訴えの提起をすることができない。

(内閣府令への委任)

第三十九条 この法律に規定するもののほか、委員会、重要消費者紛争解決手続並びに第三十六条の規定による公表及び第三十七条の規定による勧告に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第三節 消費者紛争に関するセンターのその他の業務

(訴訟の準備又は追行の援助)

第四十条 センターは、和解仲介手続によつて重要消費者紛争が解決されなかつた場合において、和解の仲介の申請をした消費者が当該和解仲介手続の目的となつた請求について訴えを提起するときは、訴訟の準備又は追行の用に供するための資料(重要消費者紛争解決手続において当事者が提出したものを除く。)で内閣府令で定めるものを提供することができる。

2 前項の規定により資料の提供を受けた消費者は、当該資料を同項の訴訟の準備又は追行の用に供する目的以外の目的に利用してはならない。

(消費者紛争に関する苦情の申出に係る業務)

第四十一条 センターは、委員会が行う重要消費者紛争解決手続のほか、消費者から消費者紛争に関する苦情の申出があつた場合には、次に掲げる業務を行う。

- 一 当該消費者紛争の実情に即した解決を図るのにふさわしい手続の選択に資する情報を当該消費者に提供すること。
- 二 当該苦情の処理のためのあつせんを行うこと。

(情報の収集、公表等)

第四十二条 センターは、消費者紛争の発生を防止するため、消費生活に関する情報を有する地方公共団体その他の者に対し、当該情報の提供を依頼することができる。

2 センターは、前項の規定により提供を受けた情報その他収集した消費生活に関する情報を整理し、及び分析し、国民生活の安定及び向上を図るために必要と認める場合には、その結果を公表し、又は関係行政機関に対し、意見を付して当該結果を通知するものとする。

第四章 利益及び損失の処理の特例等

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第二条 この法律による改正後の独立行政法人国民生活センター法(次条及び附則第五条において「新法」という。)第十三条第一項の規定による委員の任命に関し必要な行為は、この法律の施行前においても、同項の規定の例により行うことができる。

(調整規定)

第三条 この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)が平成二十一年四月一日前である場合には、施行日から同年三月三十一日までの間における新法第一条の二第一項の規定の適用については、同項中「第十二条の二第一

項」とあるのは、「第十二条第五項」とする。

(経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(消費者基本法の一部改正)

第六条 消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二十五条中「相談」の下に、「事業者と消費者との間に生じた紛争の合意による解決を加える。

理由

近年における消費者紛争の増加、複雑化等の事情の変化にかんがみ、消費者紛争の適正かつ迅速な解決を図るため、独立行政法人国民生活センターが全国的に重要な消費者紛争について和解の仲介及び仲裁を行うことができるようにする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、近年における消費者紛争の増加、複雑化等の事情の変化にかんがみ、消費者紛争の適正かつ迅速な解決を図るため、独立行政法人国民生活センターが全国的に重要な消費者紛争

について和解の仲介及び仲裁を行うことができ
るようにするもので、その主な内容は次のとお
りである。

1 センターの目的及び業務の範囲

独立行政法人国民生活センター(以下「セン
ター」という。)の目的及び業務の範囲に関す
る規定に、消費生活に関して消費者又は消費
者契約法に規定する差止請求を行う適格消費
者団体と事業者との間に生じた民事上の紛争
のうち、その解決が全国的に重要であるもの
として内閣府令で定めるもの(以下「重要消費
者紛争」という。)の解決を図ることを加える
こと。

2 紛争解決委員会

(一) センターに、独立して職権を行う紛争解
決委員会(以下「委員会」という。)を置くも
のとする。

(二) 委員会は、重要消費者紛争の解決のため
の和解の仲介及び仲裁の手続の実施その他
この法律の規定によりその権限に属させら
れた事項を処理するものとする。

(三) 委員会の委員は、法律又は商品若しくは
役務の取引に関する専門的な知識経験を有
する者のうちから、内閣総理大臣の認可を
受けて、理事長が任命するものとするこ
と。

3 和解の仲介及び仲裁

(一) 重要消費者紛争の当事者の双方又は一方
は、委員会に対し、和解の仲介又は仲裁の
申請をすることができるものとする。

を整備すること。

(二) 和解仲介手続の利用の特例として、和解
仲介手続の申請による時効の中断、和解仲
介手続を行う場合の訴訟手続の中止につい
ての規定を設けること。

(三) 結果の概要の公表、和解又は仲裁判断に
係る義務履行の勧告等について必要な規定
を整備すること。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を
超えない範囲内において政令で定める日から
施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、近年における消費者紛争の増加、複
雑化等の事情の変化にかんがみ、消費者紛争の
適正かつ迅速な解決を図るため、独立行政法人
国民生活センターが全国的に重要な消費者紛争
について和解の仲介及び仲裁を行うことができ
るようにするものであり、妥当なものと認め、
可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を
付することに決した。

平成二十年四月十一日

内閣委員長 中野 清

衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

独立行政法人国民生活センター法の一部を
改正する法律案に対する附帯決議
政府は、本法施行に当たり、次の事項について
十分配慮すべきである。

一 国民生活センターの消費生活相談業務につい

ては、消費者契約をめぐるトラブルが急増・多
様化している現状にかんがみ、これら消費者相
談についての確・迅速な対応が可能となるよ
う、窓口や相談員の確保など体制強化を図るこ
と。また、全国の消費生活センターをはじめ地
方公共団体との連携強化・情報共有に努めるこ
と。

二 紛争解決委員会の仲介委員・仲裁委員が職務
を行うに当たっては、消費者の利益の擁護・増
進を図るといふ国民生活センターの本来趣旨に
かんがみ、消費者と事業者の情報力や交渉力に
格差があることを踏まえつつ、必要に応じて、
消費者のために積極的に後見的役割を果たすこ
と。

三 和解仲介手続及び仲裁の手続の整備に当たっ
ては、消費者をはじめとした当事者にとって負
担の少ない手続とすること。

消費者契約法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十年三月四日

内閣総理大臣 福田 康夫

消費者契約法等の一部を改正する法律

(消費者契約法の一部改正)

第一条 消費者契約法(平成十二年法律第六十一
号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第十二条・第十二条の
二」に改める。

第二条第二項中「法律」の下に「(第四十三條第
二項第二号を除く。)」を加える。

第十二条に見出しとして「差止請求権」を付
し、同条第五項及び第六項を削り、第三章第一
節中同条の次に次の一条を加える。

(差止請求の制限)

第十二条の二 前条又は不当景品類及び不当表
示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第
十一条の二の規定による請求(以下「差止請
求」という。)は、次に掲げる場合には、する
ことができない。

一 当該適格消費者団体若しくは第三者の不
正な利益を図り又は当該差止請求に係る相
手方に損害を加えることを目的とする場合

二 他の適格消費者団体を当事者とする差止
請求に係る訴訟等(訴訟並びに和解の申立
てに係る手続、調停及び仲裁をいう。以下
同じ。)につき既に確定判決等(確定判決及
びこれと同一の効力を有するものをい
い、次のイからハまでに掲げるものを除く。以
下同じ。)が存する場合において、請求の内
容及び相手方が同一である場合。ただし、
当該他の適格消費者団体について、当該確
定判決等に係る訴訟等の手続に関し、次条
第一項の規定が第三十四条第一項第四号に
掲げる事由により取り消され、又は同条第
三項の規定により同号に掲げる事由があつ
た旨の認定がされたときは、この限りでな
い。

イ 訴えを却下した確定判決
ロ 前号に掲げる場合に該当することのみ
を理由として差止請求を棄却した確定判
決及び仲裁判断

ハ 差止請求をする権利(以下「差止請求

官 報 (号 外)

権」という。)の不存在又は差止請求権に係る債務の不存在の確認の請求(第二十条において「差止請求権不存在等確認請求」という。)を棄却した確定判決及びこれと同一の効力を有するもの

2 前項第二号本文の規定は、当該確定判決に係る訴訟の口頭弁論の終結後又は当該確定判決と同一の効力を有するものの成立後に生じた事由に基づいて同号本文に掲げる場合の当該差止請求をすることを妨げない。

第十三条第四項中「である事業者等」を削る。
第十五条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、第十三条第一項の認定をしようとするときは、同条第三項第二号に規定する事由の有無について、公正取引委員会の意見を聴くものとする。

第二十三条第四項第二号中「事業者等に対し」を削り、同項第九号中「事業者等」を「相手方」に改め、同条第五項中「及び内閣総理大臣」を「並びに内閣総理大臣及び公正取引委員会」に改め、「他の適格消費者団体」の下に「及び公正取引委員会」を加え、同条第六項中「第十二条第五項第二号本文」を「第十二条の二第一項第二号本文」に改める。

第三十四条第一項第四号中「第十二条第五項第二号本文」を「第十二条の二第一項第二号本文」に、「事業者等」を「差止請求に係る相手方」に改め、同項第五号及び同条第三項中「第十二条第五項第二号本文」を「第十二条の二第一項第二号本文」に改める。
第三十五条第一項及び第三項中「第十二条第

五項第二号本文」を「第十二条の二第一項第二号本文」に改める。

第三十八条中「警察庁長官」を「次の各号に掲げる者」に、「第十三条第五項第三号、第四号又は第六号八に該当する」を「それぞれ当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

一 公正取引委員会 第十三条第三項第二号に掲げる要件に適合しない事由又は第三十条第四項第一項第四号に掲げる事由

二 警察庁長官 第十三条第五項第三号、第四号又は第六号八に該当する事由

第三十九条第一項中「事業者等」を「差止請求に係る相手方」に改める。

第四十一条第一項中「事業者等に」を「者に」に改め、同項ただし書中「事業者等」を「被告となるべき者」に改める。

第四十三条第二項中「差止請求」を「次の各号に掲げる規定による差止請求」に、「第十二条第一項から第四項までに規定する事業者等の」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第十二条 同条に規定する事業者等の行為

二 不当景品類及び不当表示防止法第十一條の二 同条に規定する事業者の行為

第四十五条第一項中「である事業者等」を削る。

第四十六条第一項中「第十二条第五項第二号本文」を「第十二条の二第一項第二号本文」に改める。

第四十九条第一項中「事業者等」を「その相手方」に改める。

第二条 消費者契約法の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項中「又は不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第十一條の二を」を「不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第十一條の二又は特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)第五十八條の四から第五十八條の九までに改める。

第十五条第二項中「公正取引委員会」の下に「及び経済産業大臣」を加える。

第二十三条第五項中「内閣総理大臣及び公正取引委員会」を「内閣総理大臣、公正取引委員会及び経済産業大臣」に、「適格消費者団体及び公正取引委員会」を「適格消費者団体並びに公正取引委員会及び経済産業大臣」に改める。

第三十八条第一号中「公正取引委員会」の下に「又は経済産業大臣」を加える。

第四十三条第二項に次の一号を加える。
三 特定商取引に関する法律第五十八條の四から第五十八條の九まで これらの規定に規定する当該差止請求に係る相手方である販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者、関連商品の販売を行う者又は業務提供誘引販売業を行う者(同法第五十八條の七第二項の規定による差止請求に係る訴えにあつては、勧誘者の行為

(不当景品類及び不当表示防止法の一部改正)
第三条 不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。
(適格消費者団体の差止請求権)
第十一條の二 消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第二条第四項に規定する適格消費者団体は、事業者が、不特定かつ多数の一般消費者に対して次の各号に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為が当該各号に規定する表示をしたものである旨の周知その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると誤認される表示をすること。
二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示をすること。
(特定商取引に関する法律の一部改正)
第四条 特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 業務提供誘引販売取引(第五十一條―第五十八條の三)」を「第五章 業務提供誘引販売取引(第五十一條―第五十八條の三)」「第五十一條―第五十八條の三」を「第五十一條―第五十八條の四―第五十八條の十」に改める。

第二条第一項中「この章」の下に「及び第五十八條の四第一項」を加え、同条第二項中「この章の下に」及び第五十八條の五を加え、同条第三項中「この章の下に」及び第五十八條の六第一項を加え、同条第四項中「この章」の下に「並びに第五十八條の五」を加える。

第三十三條第一項中「第六十六條第一項及び」を「第五十八條の七第一項及び第三項並びに」に改め、「(以下この章)の下に」及び第五十八條の七第一項第一号イを、「以下この章」の下に「及び第五十八條の七」及び第五十八條の七第一項第四号を加え、同条第二項中「並びに」の下に「第五十八條の七」を加える。

第四十一條第一項各号列記以外の部分中「この章」の下に「及び第五十八條の八第一項第一号」を加え、同項第二号中「を前号」を「を同号」に改め、同条第二項中「この章」の下に「並びに第五十八條の八第一項第一号」を加える。

第四十二條第一項中「この章」の下に「及び第五十八條の八」を加える。

第四十八條第二項中「この章」の下に「並びに第五十八條の八第二項」を加え、「及び次条を」次条及び第五十八條の八第二項に改める。

第五十一條第一項中「並びに」の下に「第五十八條の九」を、「物品(以下この章)の下に」及び第五十八條の九第一項第一号イを、「利益以下この章」及び「以下この章」の下に「及び第五十八條の九第一項第三号」を加える。

第五章の次に次の一章を加える。

第五十條の二 差止請求権

(訪問販売に係る差止請求権)

第五十八條の四 消費者契約法(平成十二年法

律第六十一條)第二条第四項に規定する適格消費者団体(以下この章において単に「適格消費者団体」という。)は、販売業者又は役務提供者事業者が、訪問販売に関し、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役務提供者事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、又は売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、不実のことを告げる行為
イ 商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容
ロ 第六条第一項第二号から第五号までに掲げる事項
ハ 第六条第一項第六号又は第七号に掲げる事項

二 売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、前号イ又はロに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為
三 売買契約若しくは役務提供契約を締結させ、又は売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為

2 適格消費者団体は、販売業者又は役務提供者事業者が、売買契約又は役務提供契約を締結

するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む売買契約又は役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役務提供者事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 第九条第八項(第九条の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する特約
二 第十条の規定に反する特約
(通信販売に係る差止請求権)

第五十八條の五 適格消費者団体は、販売業者又は役務提供者事業者が、通信販売をする場合の商品若しくは指定権利の販売条件又は役務の提供条件について広告をするに際し、不特定かつ多数の者に対して当該商品の性能若しくは当該権利若しくは当該役務の内容又は当該商品若しくは当該権利の売買契約の申込みの撤回若しくは解除に関する事項(第十五条の二第一項ただし書に規定する特約がある場合には、その内容を含む。)について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると誤認させるような表示をする行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役務提供者事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求する

二 適格消費者団体は、販売業者又は役務提供者事業者が、通信販売をするに際し、前号イ又はロに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為
三 売買契約若しくは役務提供契約を締結させ、又は売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為

ことができる。

(電話勧誘販売に係る差止請求権)

第五十八條の六 適格消費者団体は、販売業者又は役務提供者事業者が、電話勧誘販売に関し、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役務提供者事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、又は売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、不実のことを告げる行為
イ 商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容
ロ 第二十一條第一項第二号から第五号までに掲げる事項
ハ 第二十一條第一項第六号又は第七号に掲げる事項

二 売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、前号イ又はロに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為
三 売買契約若しくは役務提供契約を締結させ、又は売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為

2 適格消費者団体は、販売業者又は役務提供者事業者が、売買契約又は役務提供契約を締結

官 報 (号 外)

するに際し、不特定かつ多数の者との間で次の掲げる特約を含む売買契約又は役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

- 一 第二十四条第八項に規定する特約
- 二 第二十五条の規定に反する特約

(連鎖販売取引に係る差止請求権)

第五十八条の七 適格消費者団体は、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、それぞれその統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 統括者又は勧誘者が、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約(その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗等によらないで行う個人との契約に限る。以下この項及び第三項において同じ。)の締結について勧誘をするに際し、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げ

る行為

イ 商品(施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。第四号において同じ。)の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらの内容

ロ 第三十四条第一項第二号から第五号までに掲げる事項

二 一般連鎖販売業者が、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘をするに際し、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、前号イ又はロに掲げる事項につき、不実のことを告げる行為

三 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結させ、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為

四 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について広告をするに際し、その連鎖販売業に係る商品の性能若しくは品質若しくは施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の内容、当該連鎖販売取引に伴う特定負担又は当該連鎖販売業に係る特定利益について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若し

くは有利であると誤認させるような表示をする行為

五 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引につき利益を生ずることが確実であると誤認させるべき断定的判断を提供してその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘をする行為

2 適格消費者団体は、勧誘者が、不特定かつ多数の者に対して前項第一号又は第三号から第五号までに掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その統括者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

3 適格消費者団体は、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、その連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、それぞれその統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 第四十条第四項に規定する特約

二 第四十条の二第六項に規定する特約

(特定継続的役務提供に係る差止請求権)

第五十八条の八 適格消費者団体は、役務提供事業者又は販売業者が、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その役務提供事業者又は販売業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 特定継続的役務提供をする場合の特定継続的役務の提供条件又は特定継続的役務の提供を受ける権利の販売条件について広告をするに際し、当該特定継続的役務の内容又は効果について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると誤認させるような表示をする行為

二 特定継続的役務提供等契約の締結について勧誘をするに際し、又は特定継続的役務提供等契約の解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、不実のことを告げる行為

イ 役務又は役務の提供を受ける権利の種類及びこれらの内容又は効果(権利の場合にあつては、当該権利に係る役務の効果)

ロ 役務の提供又は権利の行使による役務の提供に際し当該役務の提供を受ける者又は当該権利の購入者が購入する必要がある商品がある場合には、その商品の種類及びその性能又は品質

八 第四十四条第一項第三号から第六号までに掲げる事項

二 第四十四条第一項第七号又は第八号に掲げる事項

三 特定継続的役務提供等契約の締結について勧誘をするに際し、前号イからハまでに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為

四 特定継続的役務提供等契約を締結させ、又は特定継続的役務提供等契約の解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為

2 適格消費者団体は、役務提供事業者、販売業者又は関連商品の販売を行う者が、特定継続的役務提供等契約又は関連商品販売契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む特定継続的役務提供等契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、それぞれその役務提供事業者、販売業者又は関連商品の販売を行う者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 第四十八条第八項に規定する特約

二 第四十九条第七項(第四十九条の二第三項において準用する場合を含む。)に規定する特約

(業務提供誘引販売取引に係る差止請求権)

第五十八条の九 適格消費者団体は、業務提供誘引販売業を行う者が、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行う

おそれがあるときは、その業務提供誘引販売業を行う者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約(その業務提供誘引販売業に關して提供され、又はあつせんされる業務を事業所等によらないで行う個人との契約に限る。以下この条において同じ。)の締結について勧誘をするに際し、又はその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為

イ 商品(施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。)の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらの内容

ロ 第五十二条第一項第二号から第五号までに掲げる事項

二 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約を締結させ、又はその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為

三 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引について広告をするに際し、当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担又は当該業務提供誘引販売業に係る業務提供利

益について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると誤認させるような表示をする行為

四 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引につき利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の締結について勧誘をする行為

2 適格消費者団体は、業務提供誘引販売業を行う者が、業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、その業務提供誘引販売業を行う者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 第五十八条第四項に規定する特約

二 第五十八条の三第一項又は第二項の規定に反する特約

(適用除外)

第五十八条の十 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める規定の適用について準用する。

一 第二十六条第一項 第五十八条の四から第五十八条の六まで

二 第二十六条第五項 第五十八条の四

三 第二十六条第六項 第五十八条の六

四 第二十六条第七項 第五十八条の四第二項(第二号に係る部分に限る。)及び第五十八条の六第二項(第二号に係る部分に限る。)

五 第四十条の二第七項 第五十八条の七第三項(第二号に掲げる特約のうち第四十条の二第三項及び第四項の規定に反するものに係る部分に限る。)

六 第五十条第一項 第五十八条の八

七 第五十条第二項 第五十八条の八第二項(第二号に掲げる特約のうち第四十九条第二項、第四項及び第六項(第四十九条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定に反するものに係る部分に限る。)

八 第五十八条の三第三項 前条第二項(第二号に係る部分に限る。)

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 第一条又は第二条の規定の施行前にされた消費者契約法第十三条第一項の認定の申請並びに同法第十九条第三項及び第二十條第三項の認可の申請に係る認定及び認可に関する手続については、それぞれ第一条又は第二条の規定による改正後の同法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第一条又は第二条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、それぞれ第一条又は第二条の規定による改正後の消費者契約法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理 由

消費者被害の発生又は拡大を防止するため、内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体が、不当景品類及び不当表示防止法及び特定商取引に関する法律に規定する消費者の取引上の判断を誤らせる不当な行為等についても差止請求をすることができるようになる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

消費者契約法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、消費者被害の発生又は拡大を防止するため、内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体が、不当景品類及び不当表示防止法及び特定商取引に関する法律に規定する消費者の取引上の判断を誤らせる不当な行為等についても差止請求をすることができるようになるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 消費者契約法の一部改正

(一) 内閣総理大臣は、適格消費者団体の認定をしようとするときは、所定の事由について公正取引委員会及び経済産業大臣の意見を聴くものとする。また、公正取引委員会及び経済産業大臣は、内閣総理大臣が適格消費者団体に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、内閣

総理大臣に対し、その旨の意見を述べることができるものとする。

(二) 内閣総理大臣は、適格消費者団体による差止請求権の行使状況について、電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置その他の方法により、公正取引委員会及び経済産業大臣に伝達するものとする。

2 不当景品類及び不当表示防止法の一部改正
適格消費者団体は、事業者が、不特定かつ多数の一般消費者に対して、商品若しくは役務の品質、規格その他の内容について著しく優良であると誤認される表示又は商品若しくは役務の価格その他の取引条件について著しく有利であると誤認される表示をする行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該行為の差止請求をすることができるようになること。

3 特定商取引に関する法律の一部改正
適格消費者団体は、販売業者等が、訪問販売等の所定の取引類型に関し、不特定かつ多数の者に対して、不実告知等の不当な勧誘行為又はクーリング・オフを無意味にするような特約を含む契約の締結等を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該行為の差止請求をすることができるようになること。

4 施行期日
この法律は、一部の規定を除き、平成二十一年四月一日から施行すること。
二 議案の可決理由
本案は、消費者被害の発生又は拡大を防止するため、内閣総理大臣の認定を受けた適格消費

者団体が、不当景品類及び不当表示防止法及び特定商取引に関する法律に規定する消費者の取引上の判断を誤らせる不当な行為等についても差止請求をすることができるようになるものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成二十年四月十一日

内閣委員長 中野 清

(別紙)

消費者契約法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一 特定商取引法及び景品表示法への消費者団体訴訟制度の導入の意義を踏まえ、適格消費者団体と関係行政機関との連携や制度の適切かつ効率的な運用に留意すること。
二 消費者被害の救済の実効性を確保するため、適格消費者団体が損害賠償等を請求する制度の導入について、引き続き検討すること。

三 適格消費者団体による差止請求の対象行為については、特定商取引法において本法案の対象とならなかった条項(政省令事項を含む)にかかるとなる行為や、詐欺・強迫行為を伴う勧誘行為、民法の公序良俗に違反する条項を含む消費者契約の意思表示、不当な契約条項を含む消費者契約の意思表示を行うことを推薦し提案する行為(いわゆる推奨行為)等をはじめとして、その範

囲の拡大について引き続き検討を進めること。
また、独占禁止法等の消費者関連諸法についても、消費者団体訴訟制度の導入について検討を進めること。

四 国及び地方公共団体は、適格消費者団体の活動が促進されるよう、円滑な資金の確保や情報提供など環境整備に努めること。

国土交通省設置法等の一部を改正する法律案

右

平成二十年一月二十九日

内閣総理大臣 福田 康夫

国土交通省設置法等の一部を改正する法律
(国土交通省設置法の一部改正)

第一条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条を」を「第二十九条の二に、
「船員労働委員会」を「観光庁」に、
「第四節 海上保安庁(第五十二条)」を「第四節 海上保安委員会(第五十三条)」を「第五節 海上保安委員会(第五十二条)」に改める。
第三十条中「推進」の下に、「観光立国の実現に向けた施策の推進」を加える。

第四十条第十五号中「第百号」を「第九十九号」に改め、同条第七十五号中「関する事故」の下に「並びにこれらの事故の兆候」を加え、「並びにこれらの事故の兆候についての必要な調査」を削り、同条第九十六号を削り、第九十七号を第九十六号とし、第九十八号から第百号までを

一号ずつ繰り上げ、第百一号の前に次の一号を加える。

百 船舶事故及び船舶事故の兆候の原因並びに船舶事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関する事。

第四十条第百十一号中「の原因及び」を「及び航空事故の兆候の原因並びに」に改め、「並びに航空事故の兆候についての必要な調査」を削り、同条中第百二十三号を削り、第百二十二号を第百二十三号とし、第百十八号から第百二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第百十七号の次に次の一号を加える。

百十八 海難審判法(昭和二十二年法律第百三十五号)第九条に規定する事務

第六十条第二項の表航空・鉄道事故調査委員会の項を削る。

第十四条第一項第三号中「(昭和二十八年法律第百四十九号)」の下に、「船員法(昭和二十二年法律第百号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)、船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)、勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第九十八号)、勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)、船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)」を加える。

第十六条第二項中「二人」を「四人」に改める。

第十九条に次の一項を加える。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員

は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

第二十七条第二項中「小笠原総合事務所」を「次のとおり」に改め、同項に次のように加える。

小笠原総合事務所
海難審判所

第三章第三節中第二十九条の次に次の一条を加える。

(海難審判所)
第二十九条の二 海難審判所については、海難審判法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

第三十五条第一項中「航空・鉄道事故調査委員会」を「運輸安全委員会」に、「第百号まで」を「第九十九号まで、第百号(運輸安全委員会)の行う運輸安全委員会設置法(昭和四十八年法律第百十三号)第五条第五号及び第六号に規定する調査に対する援助に係るものに限る。」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 地方運輸局は、前項の規定により分掌する事務のうち、第四十四条に規定するものについては、観光庁長官の指揮監督を受けるものとする。

第三十八条第一項中「航空・鉄道事故調査委員会」を「運輸安全委員会」に、「航空・鉄道事故調査委員会設置法第三条第一号から第三号まで」を「運輸安全委員会設置法第五条第一号及び第二号」に改める。

第四十一条を次のように改める。

第四十一条 国家行政組織法第三条第二項の規定

定に基づいて、国土交通省に、次の外局を置く。

観光庁
気象庁

2 前項に定めるもののほか、国家行政組織法第三十二条第二項の規定に基づいて国土交通省に置かれる外局は、次のとおりとする。

運輸安全委員会
海上保安庁

第四章第二節を次のように改める。

第二節 観光庁

第四十二条 観光庁の長は、観光庁長官とする。

(長官)
第四十三条 観光庁は、観光立国の実現に向けて、魅力ある観光地の形成、国際観光の振興その他の観光に関する事務を行うことを任務とする。

(所掌事務)
第四十四条 観光庁は、前条の任務を達成するため、第四十四条第二十一号から第二十三号まで、第百二十五号及び第百二十八号に掲げる事務をつかさどる。

第四十七条中「第百十八号から第百二十一号まで」を「第百十九号から第百二十二号まで」に改める。

第四十九条第一項中「第四十四条第百十九号、第百二十号を」を「第四十四条第百二十号、第百二十一号」に、「第百二十一号」を「第百二十二号」に改める。

第四章第五節を削る。

第四章第四節中第五十二条を第五十三条とする。

第四章中第四節を第五節とし、第三節の次に次の一節を加える。

第四節 運輸安全委員会

第五十二条 運輸安全委員会については、運輸安全委員会設置法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

(航空・鉄道事故調査委員会設置法の一部改正)
第二条 航空・鉄道事故調査委員会設置法(昭和四十八年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

運輸安全委員会設置法

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次
第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 運輸安全委員会の設置、任務及び所掌事務並びに組織等(第三条―第十
七条)
第三章 事故等調査(第十八条―第二十五条)
第四章 勧告及び意見の陳述(第二十六条―第二十八条)
第五章 雑則(第二十九条―第三十三条)
附則
第一章 総則
第一条中「航空事故及び鉄道事故」を「航空事故等、鉄道事故等及び船舶事故等」に、「並びにこれらの事故」を「並びに航空事故、鉄道事故及び船舶事故」に、「適確に行わせる」を「適確に行う」に、「事故の兆候について必要な調査を行わせるため航空・鉄道事故調査委員会」を「調査の

結果に基づき国土交通大臣又は原因関係者に対し必要な施策又は措置の実施を求める運輸安全委員会に改める。

第二条を削る。

第二条の二第二項を削り、同条第三項中「航空事故及び航空事故の兆候」を「次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 航空事故

二 航空事故の兆候(機長が航行中他の航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認めた事態その他航空法第七十六条の二の国土交通省令で定める事態をいう。)

第二条の二第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を削り、同条第六項中「鉄道事故及び鉄道事故の兆候」を「次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 鉄道事故

二 鉄道事故の兆候(鉄道事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態をいう。)

第二条の二第六項を同条第四項とし、同条に次の三項を加える。

5 この法律において「船舶事故」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 船舶の運用に関連した船舶又は船舶以外の施設の損傷
- 二 船舶の構造、設備又は運用に関連した人の死傷

6 この法律において「船舶事故等」とは、次に掲げるものをいう。
一 船舶事故

二 船舶事故の兆候(船舶事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態をいう。)

7 この法律において「原因関係者」とは、航空事故等、鉄道事故等若しくは船舶事故等の原因又は航空事故、鉄道事故若しくは船舶事故に伴い発生した被害の原因に関係があると認められる者をいう。

第二条の二を第二条とし、第二十七条を第三十三条とする。

第二十六条第一号中「第十五条第二項第一号若しくは第二号」を「第十八条第二項第一号、第二号若しくは第三号」に、「第十七条第四項」を「第二十二条第四項」に改め、同条第二号中「第十五条第二項第三号」を「第十八条第二項第四号」に、「第十七条第二項」を「第二十二条第二項」に改め、同条第三号中「第十五条第二項第四号」を「第十八条第二項第五号」に、「第十七条第四項」を「第二十二条第四項」に改め、同条第五号中「第十五条第二項第六号」を「第十八条第二項第七号」に、「第十七条第四項」を「第二十二条第四項」に改め、同条第六号中「第十五条第二項第七号」を「第十八条第二項第八号」に改め、同条第七号中「第十五条第二項第九号」を「第十八条第二項第九号」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十五条中「第十五条の二第二項」を「第十九条第二項」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十四条中「第十五条第二項」を「第十八条第二項」に、「第十七条第二項」を「第二十二条第二項」に改め、同条を第三十条とする。

第二十三条を第二十九条とする。

第二十二条の見出しを「(意見の陳述)」に改め、同条中「航空事故若しくは鉄道事故」を「航空事故等、鉄道事故等若しくは船舶事故等」に、「これらの事故」を「航空事故、鉄道事故若しくは船舶事故」に、「建議する」を「意見を述べる」に改め、同条を第二十八条とし、同条の次に次の章名を付する。

第五章 雑則

第二十一条の見出しを「(国土交通大臣への勧告)」に改め、同条第一項中「航空事故若しくは船舶事故」を「航空事故等、鉄道事故等若しくは船舶事故等」に、「これらの事故」を「航空事故、鉄道事故若しくは船舶事故」に改め、同条を第二十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(原因関係者への勧告)

第二十七条 委員会は、事故等調査を終えた場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、航空事故等、鉄道事故等若しくは船舶事故等の防止又は航空事故、鉄道事故若しくは船舶事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき措置について原因関係者に勧告することができる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、前項の規定による勧告を受けた原因関係者に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる。

第二十条第二項中「附記」を「付記」に改め、同条を第二十五条とし、同条の次に次の章名を付する。

第四章 勧告及び意見の陳述

第十九条第一項中「当該事故等の原因に関係があると認められる者」を「原因関係者」に改

め、同条第三項中「又は旅客」を「旅客」に改め、「鉄道事故等」の下に「又は旅客を運送する海上運送事業の用に供する船舶について発生した船舶事故等」を加え、同条を第二十四条とする。

第十八条を第二十三条とする。

第十七条第二項中「第十五条第二項第三号」を「第十八条第二項第四号」に改め、同条第四項中「第十五条第二項各号」を「第十八条第二項各号」に改め、同条第五項中「第十五条第四項」を「第十八条第四項」に改め、同条を第二十二條とする。

第十六条の見出しを削り、同条中「事故等」を「航空事故等若しくは鉄道事故等」に改め、同条を第二十條とし、同条の前に見出しとして「(事故等の発生の通報)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第二十一条 国土交通大臣(船員法(昭和二十二年法律第百号)第百三条第一項の規定により

国土交通大臣の行うべき事務を日本の領事官が行う場合にあつては、当該領事官は、同法第十九条の規定により船舶事故等について報告があつたとき、又は船舶事故等が発生したことを知つたときは、直ちに委員会にその旨を通報しなければならない。

2 海上保安官、警察官及び市町村長は、船舶事故等が発生したことを知つたときは、直ちに委員会にその旨を通報しなければならない。

第十五条の二第一項中「第十八条」を「第二十三條」に改め、同条を第十九條とする。

第十五条第一項中「第三条第一号から第三号

までを「第五条第一号及び第二号」に改め、同条第二項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号中「又は軌道経営者」を「軌道経営者又は船舶の使用」に改め、「鉄道施設の下に」「船舶」を加え、「若しくは鉄道事故等関係者」を「鉄道事故等関係者若しくは船舶事故等関係者」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次の一号を加える。

三 船舶の使用、船舶に乗り組んでいた者、船舶事故に際し人命又は船舶の救助に当たつた者その他の船舶事故等の関係者（以下「船舶事故等関係者」という。）から報告を徴すること。

第十五条第三項中「同項第三号」を「同項第四号」に改め、同条第四項中「第二項第三号」を「第二項第四号」に改め、同条を第十八条とする。
第十四条第四項中「国土交通省令」を「政令」に改め、同条を第十七条とし、同条の次に次の章名を付する。

第三章 事故等調査

第十三条第一項中「又は鉄道事故等」を「鉄道事故等又は船舶事故等」に、「又は鉄道事故」を「鉄道事故又は船舶事故」に、「以下同じ」を「第二十五条第一項第四号において同じ」に改め、同条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（規則の制定）

第十六条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、運輸安全委員会規則を制定することができる。

第十二条を第十四条とし、第十一条を第十三

条とし、第十条を第十二条とする。

第九条第二項中「四人」を「六人」に改め、同条第四項中「第五条第四項」を「第七条第四項」に改め、同条を第十一条とする。

第八条第一項中「第六条第四項各号の」を「第八条第四項各号のいづれか」に改め、同条を第十条とする。

第七条に次の一項を加える。

3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

第七条を第九条とする。

第六条第四項第一号を次のように改める。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第六条第四項第五号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 海上運送事業者若しくは港湾運送事業者若しくは船舶、船舶用機関若しくは船舶用品の製造、改造、整備若しくは販売の事業を営む者若しくはこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）若しくはこれらの者の使用人その他の従業者又は水先人

第六条を第八条とする。
第五条第一項中「九人」を「十二人」に改め、同条第二項中「四人」を「五人」に改め、同条を第七

条とする。
第四条中「行なう」を「行う」に改め、同条を第六条とする。
第三条各号列記以外の部分を次のように改め

る。

委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

第三条第一号中「航空事故」を「航空事故等」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「鉄道事故」を「鉄道事故等」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 船舶事故等の原因を究明するための調査を行うこと。

第三条第六号を次のように改める。

六 船舶事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査を行うこと。

第三条第七号中「航空事故及び鉄道事故」を「航空事故等、鉄道事故等及び船舶事故等」に、「これらの事故を」「航空事故、鉄道事故及び船舶事故」に、「施策について」を「施策又は措置について」に改め、同条第八号中「航空事故及び鉄道事故」を「航空事故等、鉄道事故等及び船舶事故等」に、「これらの事故」を「航空事故、鉄道事故及び船舶事故」に、「建議する」を「国土交通大臣又は関係行政機関の長に意見を述べる」に改め、同条に次の一号を加える。

十 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づき命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務
第三条を第五条とし、同条の前に次の章名及び二条を加える。

第二章 運輸安全委員会の設置、任務及び所掌事務並びに組織等

（設置）
第三条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第

百二十号）第三条第二項の規定に基づいて、国土交通省の外局として、運輸安全委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（任務）

第四条 委員会は、航空事故等、鉄道事故等及び船舶事故等の原因並びに航空事故、鉄道事故及び船舶事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査を適確に行うとともに、これらの調査の結果に基づき国土交通大臣又は関係者に対し必要な施策又は措置の実施を求めることを任務とする。

（海難審判法の一部改正）

第三条 海難審判法（昭和二十二年法律第三百十五号）の一部を次のように改正する。

目次を削り、題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 海難審判所の組織及び管轄

第一節 組織（第七条―第十五条）

第二節 管轄（第十六条―第十八条）

第三章 補佐人（第十九条―第二十三条）

第四章 審判前の手続（第二十四条―第二十九

九条）

第五章 審判（第三十条―第四十三条）

第六章 裁決の取消しの訴え（第四十四条―第四十六

条）

第七章 裁決の執行（第四十七条―第五十一

条）

第八章 雑則（第五十二条―第五十七条）

附則

第一条に見出しとして「（目的）」を付し、同条中「海難審判所の審判によつて海難の原因を明

らかにし、以てその「を」職務上の故意又は過失によつて海難を発生させた海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人に対する懲戒を行うため、国土交通省に設置する海難審判所における審判の手続等を定め、もつて海難の」に改める。

第二条を次のように改める。

(定義)

第二条 この法律において「海難」とは、次に掲げるものをいう。

一 船舶の運用に関連した船舶又は船舶以外の施設の損傷

二 船舶の構造、設備又は運用に関連した人の死傷

三 船舶の安全又は運航の阻害

第三条を削る。

第四条に見出しとして「(懲戒)」を付し、同条第二項中「海難審判庁」を「海難審判所」に、「以下」を「第八条及び第二十八条第一項において」に改め、同条第一項及び第三項を削る。

第四条を第三項とする。

第五条に見出しとして「(懲戒の種類)」を付し、同条第一項中「所為」を「行為」に改め、同項第一号中「以下」を「第四十九条及び第五十一条において」に改め、同条第二項に項番号を付し、同条を第四項とする。

第六条に見出しとして「(懲戒免除)」を付し、同条中「海難審判庁」を「海難審判所」に改め、

「第四条第二項に規定する場合において」を削り、「(履歴)」を「(経歴)」に、「(徴し)」を「(より)」に改め、同条を第五項とする。

第七条に見出しとして「(裁決の効力)」を付し、

し、同条中「海難審判庁」を「海難審判所」に改め、同条を第六項とする。

第二章の章名中「海難審判庁」を「海難審判所」に改める。

第二章中第八条の前に次の節名及び一条を加える。

第一節 組織

(設置)

第七条 国土交通省に、特別の機関として、海難審判所を置く。

第八条を次のように改める。

(任務)

第八条 海難審判所は、海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人に対する懲戒を行うための海難の調査及び審判を行うことを任務とする。

第九条及び第九項の二を削る。

第十条の三に見出しとして「(所掌事務)」を付し、同条中「海難審判庁」を「海難審判所」に改め、同条を第九項とする。

第十二条から第十五条までを削る。

第十一条に見出しとして「(職権の行使)」を付し、同条中「高等海難審判庁長官及び海難審判庁審判官をいう。以下同じ。」を削り、同条を第十三項とする。

第十条に見出しとして「(審判官及び理事官)」を付し、同条第一項を次のように改める。

海難審判所に審判官及び理事官を置く。

第十条第二項中「海難審判庁理事官及び海難審判庁副理事官をいう。以下同じ。」を削り、「(掌る)」を「(つかさどる)」に改め、同項ただし書を

削り、同項に項番号を付し、同条第四項中「海難審判庁審判官」を「審判官」に、「(政令の定める一定の資格を有する者)」を「海難の調査及び審判を行うについて必要な法律及び海事に関する知識経験を有する者として政令で定める者」に、「高等海難審判庁長官」を「国土交通大臣」に改め、同条第五項中「海難審判庁審判官」を「審判官」に改め、同条第三項を削る。

第十条第三項及び第四項に項番号を付し、同条を第十二項とし、同条の前に次の二条を加える。

(海難審判所長)

第十条 海難審判所の長は、海難審判所長とし、審判官をもつて充てる。

(地方海難審判所)

第十一条 海難審判所の事務の一部を取り扱わせるため、所要の地に、地方海難審判所を置く。

2 地方海難審判所の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、国土交通省令で定める。

第十六条に見出しとして「(構成)」を付し、同条第一項及び第二項を次のように改める。

海難審判所は、三名の審判官で構成する合議体で審判を行う。ただし、地方海難審判所においては、一名の審判官で審判を行う。

2 地方海難審判所において、審判官は、事件が一名の審判官で審判を行うことが不適当であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、三名の審判官で構成する合議体で審判を行う旨の決定をすることができる。

第十六条第五項中「第一項本文、第三項及び前項の」を「合議体で審判を行う」に改め、同条

第三項及び第四項を削る。

第十六条第三項に項番号を付し、同条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(国土交通省令への委任)

第十五条 この節に定めるもののほか、海難審判所の位置及び内部組織は、国土交通省令で定める。

第十七条及び第十八条を削る。

第十九条に見出しとして「(事件の管轄)」を付し、同条第一項を次のように改める。

審判に付すべき事件のうち、旅客の死亡を伴う海難その他の国土交通省令で定める重大な海難以外の海難に係るものは、当該海難の発生した地点を管轄する地方海難審判所(海難の発生した地点が明らかでない場合には、その海難に係る船舶の船籍港を管轄する地方海難審判所)が管轄する。

第十九条第二項中「地方海難審判庁」を「地方海難審判所」に、「(申立)」を「(申立て)」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「(政令)」を「国土交通省令」に改め、同項に項番号を付し、同条を第十六項とし、同条の前に次の節名を付する。

第二節 管轄

第二十条に見出しとして「(事件の移送)」を付し、同条第一項中「地方海難審判庁」を「地方海難審判所」に、「(以て)」を「(もつて)」に、「(管轄地方海難審判庁)」を「(当該事件を管轄する地方海難審判所)」に改め、同条第二項中「地方海難審判庁」を「地方海難審判所」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「(初から)」を「(初めから)」に、「(地方海難審判庁)」を「(地方海難審判所)」に改

め、同項に項番号を付し、同条を第十七条とする。

第二十一条に見出しとして「(管轄の移転)」を付し、同条第一項中「高等海難審判庁」を「海難審判所長に改め、同条第二項中「高等海難審判庁」を「海難審判所長」に改め、「決定を以て」を削り、同項に項番号を付し、同条を第十八条とする。

第二十一条の二及び第二十二条を削る。

第二十三条に見出しとして「(補佐人の選任)」を付し、第三章中同条を第十九条とする。

第二十四条に見出しとして「(補佐人の権限)」を付し、同条中「ものの外」を「もののほか」に改め、同条を第二十条とする。

第二十五条に見出しとして「(補佐人の要件等)」を付し、同条第一項中「高等海難審判庁」を「海難審判所」に改め、同項ただし書中「但し、海難審判庁」を「ただし、海難審判所」に改め、同条第二項に項番号を付し、同条を第二十一条とする。

第二十六条に見出しとして「(海事補佐人の義務)」を付し、同条第二項に項番号を付し、同条を第二十二条とする。

第二十七条に見出しとして「(海事補佐人に対する監督)」を付し、同条中「高等海難審判庁長官」を「海難審判所長」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十八条及び第二十九条を削る。

第三十条に見出しとして「(理事官による調査)」を付し、同条中「地方海難審判庁の所在地に駐在する」を削り、「且つ」を「かつ」に改め、

同条を第二十五条とし、第四章中同条の前に次の一条を加える。

(海難の発生の特則)

第二十四条 国土交通大臣(船員法(昭和二十二年法律第百号)第百三条第一項の規定により国土交通大臣の行うべき事務を日本の領事官が行う場合にあつては、当該領事官は、同法第十九条の規定により海難について報告があつたとき、又は海難が発生したことを知つたときは、直ちに管轄する海難審判所の理事官にその旨を通報しなければならない。

2 海上保安官、警察官及び市町村長は、海難が発生したことを知つたときは、直ちに管轄する海難審判所の理事官にその旨を通報しなければならない。

第三十一条に見出しとして「(理事官の義務)」を付し、同条を第二十六条とする。

第三十二条に見出しとして「(調査のための処分)」を付し、同条第一項中「左の各号の」を「次の」に改め、同項第四号中「公務所」を「国土交通大臣、運輸安全委員会、気象庁長官、海上保安庁長官その他の関係行政機関」に改め、同条第二項に項番号を付し、同条を第二十七条とする。

第三十三条に見出しとして「(審判開始の申立て)」を付し、同条第一項中「事件を審判に付すべきもの」を「海難が海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人の職務上の故意又は過失によつて発生したものである」に、「地方海難審判庁」を「海難審判所」に改め、「対して、」の下に「その者を受審人とする」を加え、同条第二項中「事

実」の下に「及び受審人に係る職務上の故意又は過失の内容」を加え、同項に項番号を付し、同条第三項及び第四項を削り、同条を第二十八条とする。

第三十四条に見出しとして「(通告)」を付し、同条第二項中「前項の場合においては」を削り、「申立て」を「申立て」に改め、同条第一項を削る。

第三十四条を第二十九条とする。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 審判

第三十五条に見出しとして「(審判の開始)」を付し、同条中「地方海難審判庁」を「海難審判所」に、「申立てに因つて」を「申立てによつて」に改め、第五章中同条を第三十条とする。

第三十六条に見出しとして「(審判の公開)」を付し、同条を第三十一条とする。

第三十七条に見出しとして「(審判長等の権限)」を付し、同条第一項中「審判長」の下に「又は審判を開始した一名の審判官」を加え、同条第二項中「審判官」の下に「又は審判を開始した一名の審判官」を加え、同項に項番号を付し、同条を第三十二条とする。

第三十八条に見出しとして「(受審人の尋問)」を付し、同条中「地方海難審判庁」を「海難審判所」に改め、同条を第三十三条とする。

第三十九条に見出しとして「(口頭弁論)」を付し、同条中「受審人があるときは」を削り、「基いて」を「基づいて」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を第三十四条とする。

第四十条に見出しとして「(証拠の取調べ)」を

付し、同条第一項中「地方海難審判庁」を「海難審判所」に、「申立てに因り」を「申立てにより」に改め、同条第二項中「地方海難審判庁」を「海難審判所」に、「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「公務所」を「国土交通大臣、運輸安全委員会、気象庁長官、海上保安庁長官その他の関係行政機関」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「地方海難審判庁」を「海難審判所」に、「勾引」を「勾引」に改め、同項に項番号を付し、同条を第三十五条とする。

第四十条の二に見出しとして「(宣誓)」を付し、同条中「地方海難審判庁」を「海難審判所」に、「取調べ」を「取調べ」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を第三十六条とする。

第四十条の三に見出しとして「(証拠による事実認定)」を付し、同条を第三十七条とする。

第四十条の四に見出しとして「(自由心証主義)」を付し、同条を第三十八条とする。

第四十一条に見出しとして「(審判開始の申立ての棄却)」を付し、同条中「地方海難審判庁」を「海難審判所」に、「左の」を「次の」に、「以て」を「もつて」に、「申立てを」を「申立てを」に改め、同条第二号中「申立て」を「申立て」に改め、同条第三号中「第七号又は第十九条第二項」を「第六号又は第十六条第二項」に改め、同条を第三十九条とする。

第四十二条の前に見出しとして「(裁決の方式)」を付し、同条中「附さなければ」を「付さなければ」に改め、同条を第四十条とする。

第四十三条中「原因」を受審人に係る職務上の故意又は過失の内容に、「且つ」を「かつ」

に、「その事実を」これらの事実」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を第四十一条とする。

第四十四条に見出しとして「(裁決の告知)」を付し、同条中「言渡」を「言渡し」に改め、同条を第四十二条とする。

第四十五条に見出しとして「(国土交通省令への委任)」を付し、同条中「ものの外」を「もののほか」に改め、「地方海難審判庁の」を削り、同条を第四十三条とする。

第六章を削る。

第五十三条に見出しとして「(裁決の取消しの訴え)」を付し、同条第一項中「高等海難審判庁の」を削り、「に対する訴」を「取消しの訴え」に改め、同条第二項中「の訴」を「の訴え」に、「言渡」を「言渡し」に改め、同項及び同条第三項に項番号を付し、同条第四項を削り、第七章中同条を第四十四条とする。

第五十四条に見出しとして「(被告適格)」を付し、同条中「の訴」を「の訴え」に、「高等海難審判庁長官」を「海難審判所長」に改め、同条を第四十五条とする。

第五十五条を削る。

第五十六条に見出しとして「(裁決の取消し)」を付し、同条第二項中「高等海難審判庁」を「海難審判所」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「裁決取消」を「裁決の取消し」に、「高等海難審判庁」を「海難審判所」に改め、同項に項番号を付し、同条を第四十六条とする。

第七章の章名中「海難審判庁の裁決に対する訴」を「裁決の取消しの訴え」に改め、同章を第六章とする。

第五十七条に見出しとして「(裁決の執行時期)」を付し、第八章中同条を第四十七条とする。

第五十八条に見出しとして「(裁決の執行者)」を付し、同条中「高等海難審判庁」を「海難審判所」に改め、「海難審判理事所の理事官が、地方海難審判庁の裁決は、当該地方海難審判庁の所在地に駐在する」を削り、同条を第四十八条とする。

第五十九条に見出しとして「(免許取消しの裁決の執行)」を付し、同条中「以下」を「次条及び第五十一条において」に改め、同条を第四十九条とする。

第六十条に見出しとして「(業務停止の裁決の執行)」を付し、同条を第五十条とする。

第六十一条に見出しとして「(海技免状等の無効の告示)」を付し、同条中「取消」を「取消し」に改め、同条を第五十一条とする。

第六十二条及び第六十三条を削る。

第八章を第七章とする。

第六十三条の二を削る。

第六十四条に見出しとして「(証人等の費用)」を付し、同条第二項に項番号を付し、第九章中同条を第五十二条とする。

第六十四条の二に見出しとして「(行政手続法の適用除外)」を付し、同条を第五十三条とする。

第六十四条の三に見出しとして「(行政不服審査法による申立て)」を付し、同条を第五十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(国土交通省令への委任)

第五十五条 この法律に定めるもののほか、海

難審判所の事務処理その他この法律の施行に關して必要な事項は、国土交通省令で定める。

第六十五条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに」に、「非訟事件手続法により、三千万円を」を「三十万円」に改め、同条各号中「海難審判庁」を「海難審判所」に改め、同条を第五十六条とし、同条の前に見出しとして「(過料)」を付す。

第六十六条中「第三十七条第二項」を「第三十二条第二項」に改め、「審判長」の下に「又は審判を開始した一名の審判官を加え、」非訟事件手続法により」を削り、「千円」を「十万円」に改め、同条を第五十七条とする。

第九章を第八章とする。

(労働関係調整法の一部改正)

第四十条 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第八条の三中「八人」を「十人」に改める。

第九条中「(船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員に關しては地方運輸局長(運輸監理部長を含む。以下同じ。))を削る。

第十八条第五号中「(船員法の適用を受ける船員に關しては国土交通大臣。以下同じ。))」を削る。

第三十五条の二第二項中「(船員法の適用を受ける船員に關しては、船員中央労働委員会。以下同じ。))」を削り、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。

(船員法の一部改正)

第五条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第六十条第四項、第七十三条及び第七十九条の二中「(船員中央労働委員会)」を「交通政策審議会」に改める。

第九十九条第二項中「(船員労働委員会(船員中央労働委員会又は船員地方労働委員会をいう。以下同じ。))」を「交通政策審議会又は地方運輸局に置かれる政令で定める審議会(以下「交通政策審議会等」という。))」に改める。

第一百零二条中「(船員地方労働委員会)」を「地方運輸局長(運輸監理部長を含む。以下同じ。))が指名するあつせん員」に改める。

第一百零条の見出しを「(交通政策審議会等の権限)」に改め、同条第一項中「(船員労働委員会)」を「交通政策審議会等」に改め、「労働組合法に定める権限を行う外」を削り、同条第二項中「(船員労働委員会)」を「交通政策審議会等」に改める。

第一百零二条第一項中「(運輸監理部長を含む。以下同じ。))」を削り、「(船員労働官又は船員労働委員会)」を「又は船員労働官」に改める。

(船員職業安定法の一部改正)

第六十条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

目次中「(船員労働委員会)」を「交通政策審議会等」に改める。

第五十五条第五項中「(船員中央労働委員会)」を「交通政策審議会」に改める。

第四章の章名中「(船員労働委員会)」を「交通政策審議会等」に改める。

第九十五条の見出し中「(船員労働委員会)」を「交通政策審議会等」に改め、同条第一項中「(船員中央労働委員会)」を「交通政策審議会」に改める。

員地方労働委員会」を「地方運輸局に置かれる政令で定める審議会(以下「地方審議会」という。))に改め、同条第二項中「船員労働委員会」を「交通政策審議会又は地方審議会」に改め、同条第三項及び第四項中「船員中央労働委員会」を「交通政策審議会」に、「船員地方労働委員会」を「地方審議会」に改め、同条第五項を削る。

(労働組合法の一部改正)

第七条 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中、「船員中央労働委員会、都道府県労働委員会及び船員地方労働委員会」を「及び都道府県労働委員会」に改める。

第十九条の三第二項中「六人」を「四人」に改める。

第十九条の十第一項中「第二十四条の二第六項」を「第二十四条の二第五項」に改める。

第十九条の十三を削る。

第二十四条の二第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項(第十九条の十三第四項の規定により準用する場合を含む。))」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第二十七条の二第三項、第二十七条の二第十五及び第二十七条の二第六中「第二十四条の二第五項」を「第二十四条の二第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

(最低賃金法の一部改正)

第八条 最低賃金法(昭和三十四年法律第三百三十七号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第三項中「船員中央労働委員会」を

「交通政策審議会」に、「船員地方労働委員会」を「地方運輸局に置かれる政令で定める審議会」に、「船員労働委員会」を「交通政策審議会等」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「船員労働委員会」を「交通政策審議会等」に改める。

第三十六条中「船員労働委員会」を「交通政策審議会等」に改める。

第三十七条第一項及び第二項中「船員労働委員会」を「交通政策審議会等」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「船員労働委員会」を「交通政策審議会等」に改め、同項を同条第三項とする。

(船員災害防止活動の促進に関する法律等の一部改正)

第九条 次に掲げる法律の規定中「船員中央労働委員会」を「交通政策審議会」に改める。

一 船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第二十七条第四項及び第六十三条(見出しを含む。)

二 勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第九十八号)第二十條

三 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第十六條第一項

四 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第六十條第二項

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部改正)

第十条 雇用の分野における男女の均等な機会及

び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「船員中央労働委員会」を「交通政策審議会」に改め、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」及び「調停を行わせる」を削り、「船員地方労働委員会に調停を委任する」を「第二十一条第三項のあつせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」に改め、同条第二項中「委任」を「指名」に、「船員地方労働委員会」を「調停員」に、

「前章第二節」を「第十九条から第二十七条まで」に改め、同条第三項前段中「公益委員のうちから当該船員地方労働委員会の会長が指名する三人の委員」を「三人の調停員」に改め、同項後段を削り、同条第四項中「及び第二十二條」を削り、

「第二十二條、第二十三條」を「から第二十三條まで」に、「委員会」とあるのは「船員地方労働委員会」を「委員会」とあるのは「調停員」と、第二十一条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長(運輸監理部長を含む。))が置かれる地方運輸局(運輸監理部を含む。))と、第二十六條中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱っている」に、「及び第四項」を「から第五項まで」に、「船員中央労働委員会規則」を「国土交通省令」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 調停員は、破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その地位を失う。

(個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の一部改正)

第十一条 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「あつせんを行わせる」を削り、「船員地方労働委員会にあつせんを委任する」を「第二十一条第三項のあつせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名するあつせん員」に改め、同条第二項中「委任」を「指名」に、「船員地方労働委員会」を「あつせん員」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 地方運輸局長(運輸監理部長を含む。))は、第一項の規定により読み替えられた第五条第一項の規定により指名するあつせん員にあつせんを行わせるため、二年ごとに、学識経験を有する者のうちからあつせん員候補者三人以上を委嘱し、あつせん員候補者名簿を作成しておかなければならない。

第二十一条第四項中「第十二條第二項、第十三條及び第十五條」を「第九條及び第十二條」に、「第十七條及び第十八條中「委員会」とあるのは「船員地方労働委員会」と、同条中「を」第九條第一項中「委員」とあるのは「あつせん員候補者」と、同条第二項中「委員」とあるのは「あつせん員又はあつせん員候補者」と、「当然失職する」とあるのは「その地位を失う」と、第十二條から第十五條までの規定中「あつせん委員」とあり、並びに第十二條第一項、第十八條及び第十九條中「委員会」とあるのは「あつせん員」と、第十二條第一項中「委員の」とあるのは「あつせん員候補者名簿に記載されている者の」と、「会

長とあるのは「当該あつせん員候補者名簿を作成した地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)」と、第十四条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該あつせん員を指名した地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)」と、第十七条中「委員会」とあるのは「あつせん員は」と、「当該委員会に係属している」とあるのは「当該あつせん員が取り扱っている」と、第十八条中「に」、「船員中央労働委員会規則」と、同条中「委員会及びあつせん」とあるのは「あつせんを」を「国土交通省令」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、附則第三条第二項並びに第五

条第一項及び第二項の規定は、公布の日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

第二条 この法律による改正前の法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「旧法令」という。)の規定により次の表の中欄に掲げる従前の国の機関(以下この条において「旧機関」という。)がした認可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律の施行後は、政令で定めるところにより、この法律による改正後の法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)の相当規定に基づいて、同表の下欄に掲げる相当の国等の機関(以下この条において「新機関」という。)がした認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

一	国土交通大臣(第一条の規定による改正前の国土交通省設置法(以下「旧設置法」という。)第四条第二十一号から第二十三号までに掲げる事務に係る場合に限る。)	観光庁長官
二	航空・鉄道事故調査委員会	運輸安全委員会
三	海難審判庁	海難審判所
四	船員中央労働委員会(旧設置法第四条第九十六号に掲げる事務に係る場合に限る。)	中央労働委員会
五	船員中央労働委員会(旧設置法第四条第九十七号及び第九十八号に掲げる事務に係る場合に限る。)	交通政策審議会
六	船員地方労働委員会(旧設置法第四条第九十六号に掲げる事務に係る場合に限る。)	中央労働委員会又は都道府県労働委員会

七 船員地方労働委員会(旧設置法第四条第九十七号及び第九十八号に掲げる事務のうち個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律に係る事務に係る場合に限る。)

地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)

八	船員地方労働委員会(旧設置法第四条第九十七号及び第九十八号に掲げる事務に係る場合(七の項に掲げる場合を除く。))に限る。)	地方運輸局長に置かれる政令で定める審議会
九	地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)(旧設置法第四条第九十六号に掲げる事務に係る場合に限る。)	厚生労働大臣又は都道府県知事

2 旧法令の規定により旧機関に対してされている申請、届出、申立てその他の行為は、附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされるものを除き、この法律の施行後は、政令で定めるところにより、新法令の相当規定に基づいて、新機関に対してされた申請、届出、申立てその他の行為とみなす。

3 旧法令の規定により旧機関に対して届出その他の手続をしなければならないとされている事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律の施行後は、政令で定めるところにより、これを、新法令の相当規定により新機関に対してその手続をしなければならないとされた事項について、その手続がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。

(航空・鉄道事故調査委員会設置法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に従前の航空・鉄

道事故調査委員会の委員長又は委員である者は、それぞれこの法律の施行の日に、第二条の規定による改正後の運輸安全委員会設置法(以下単に「運輸安全委員会設置法」という。)第八条第一項の規定により、運輸安全委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、運輸安全委員会設置法第九条第一項の規定にかかわらず、同日における従前の航空・鉄道事故調査委員会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行に伴い新たに任命されることとなる運輸安全委員会の委員については、運輸安全委員会設置法第八条第一項に規定する委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

3 航空・鉄道事故調査委員会の委員長又は委員であつた者に係るその職務に関して知り得た秘

密を漏らしてはならない義務については、第二
条の規定の施行後も、なお従前の例による。

4 運輸安全委員会設置法の規定は、この法律の
施行の日前に発生した航空事故等又は鉄道事故
等同日においてまた当該航空事故等又は鉄道
事故等に関する報告書が国土交通大臣に提出さ
れていないものについても適用する。

5 運輸安全委員会設置法の規定は、この法律の
施行の日前に発生した海難で同日においてまた
当該海難に関する審判開始の申立てがされてい
ないものについても適用する。

(海難審判法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の日前に審判開始の申立
てがされた海難の審判及びこの法律の施行の日
前に提起された高等海難審判庁の裁決に対する
訴えについては、なお従前の例による。この場
合において、従前の高等海難審判庁及び地方海
難審判庁並びにこれらの職員が行うべき事務
は、海難審判所及びその相当する職員が行うも
のとし、このうち、従前の地方海難審判庁にお
いて取り扱うべき事務は、当該地方海難審判庁
の所在地を管轄する地方海難審判所において取
り扱うものとする。

(船員労働委員会の廃止に伴う経過措置)

第五条 第七条の規定による改正後の労働組合法
(第三項において「新労働組合法」という。)第十
九条の第三項に規定する中央労働委員会の委
員の任命のために必要な行為は、この法律の施
行前においても行うことができる。

2 第十一条の規定による改正後の個別労働関係
紛争の解決の促進に関する法律第二十一条第三
項に規定するあつせん員候補者の委嘱及びあつ
せん員候補者名簿の作成のために必要な行為

は、この法律の施行前においても行うことがで
きる。

3 新労働組合法第十九条の第三項、第四条の
規定による改正後の労働関係調整法第八条の三
並びに附則第十二条の規定による改正後の特定
独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和
二十三年法律第二百五十七号)第三条第二項、
第二十五条及び第三十四条第二項の規定の適用
については、この法律の施行後初めて中央労働
委員会の委員の任期の満了による新たな委員の
任命が行われる日の前日までの間は、なお従前
の例による。

4 船員労働委員会の委員又は職員であつた者に
係るその職務に関して知り得た秘密を漏らして
はならない義務については、第七条の規定の施
行後も、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為及び前条第
四項の規定によりなお従前の例によることとさ
れる場合におけるこの法律の施行後にした行為
に対する罰則の適用については、なお従前の例
による。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもの
のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置
は、政令で定める。

(調整規定)

第八条 この法律の施行の日が最低賃金法の一部
を改正する法律(平成十九年法律第二百二十九号)
の施行の日前である場合には、第八条のうち次
の表の上欄に掲げる最低賃金法の改正規定中同
表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄
に掲げる字句とする。

第三十五条及び第三十六条 の改正規定		第三十七條の改正規定	
第三十五条第三項中「船員中 央労働委員会」を「交通政策審議 会」に、「船員地方労働委員会」を 「地方運輸局に置かれる政令 で定める審議会」に、「船員労働 委員会」を「交通政策審議会等」 に改め、同条第四項から第六項 までの規定中「船員労働委員会」 を「交通政策審議会等」に改め る。	第三十六條中「船員労働委員 会」を「交通政策審議会等」に改 める。	第三十七條第一項及び第二項	第四十二條第一項及び第二項
第三十六條を第三十條と し、第三十七條を第三十一 條とし、第三十八條を第三 十二條とし、第三十九條を 第三十三條とし、同條の次 に二條を加える改正規定	船員中央労働委員会又は船員地 方労働委員会(以下「船員労働委 員会」という。)を「船員労働委 員会」という。	船員中央労働委員会又は船員地 方労働委員会(以下「船員労働委 員会」という。)	交通政策審議会又は地方運輸局 に置かれる政令で定める審議会 (以下「交通政策審議会等」と いう。)
第四十一條の改正規定	船員中央労働委員会又は船員地 方労働委員会(以下「船員労働委 員会」という。)	交通政策審議会又は地方運輸局 に置かれる政令で定める審議会 (以下「交通政策審議会等」と いう。)	交通政策審議会又は地方運輸局 に置かれる政令で定める審議会 (以下「交通政策審議会等」と いう。)
第四十二條の改正規定	同条第四項中「第三十一條第三 項」を「第二十五條第三項」に改 め、同条第五項	同条第三項	同条第三項

(検討)

第九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、運輸安全委員会設置法第二十七條第二項の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(海上保安庁法の一部改正)

第十条 海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五條第四号中「海難審判庁」を「運輸安全委員会及び海難審判所」に改める。

第三十三條の二中「第五條第二十五号」を「第五條第二十六号」に改める。

(国家行政組織法の一部改正)

第十一條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

別表第一国土交通省の項中「船員労働委員会」

を「運輸安全委員会」に、
「氣象庁」を「海上保安庁」を「氣象
海難審判庁」を「海上
保安庁」に改める。

別表第二中「海難審判庁」を削る。

(特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の一部改正)

第十二條 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の一部を次のように改正する。

第三條第二項及び第二十五條中「六人」を「四人」に改める。

第三十四條第二項中「若しくは五人」を削る。

(水先法の一部改正)

第十三條 水先法(昭和二十四年法律第二百二十一

号)の一部を次のように改正する。

第五十九條ただし書中「海難審判庁」を「海難審判所」に改める。

(通訳案内士法等の一部改正)

第十四條 次に掲げる法律の規定中「国土交通大臣」を「觀光庁長官」に改める。

一 通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号)本則

二 國際觀光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)本則

三 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)本則

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第十五條 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一條第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 運輸安全委員会の委員長及び常勤の委員

第一條第二十四号を次のように改める。

二十四 削除

第一條第四十号を次のように改める。

四十 削除

第一條第五十号の次に次の一号を加える。

五十の二 運輸安全委員会の非常勤の委員

第一條第六十八号を次のように改める。

六十八 削除

別表第一官職名の欄中「公害等調整委員会委員長」を「公害等調整委員会委員長」に、「中央労働安全委員会の常勤の公益を代表する委員」を「中央労働安全委員会の常勤の公益を代表する委員」に改

め、「航空・鉄道事故調査委員会委員長」及び「航空・鉄道事故調査委員会の常勤の委員」を削る。

(船舶職員及び小型船舶操縦者法の一部改正)

第十六條 船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第二号及び第二項中「第四條第二項」を「第三條」に改める。

第十條第一項ただし書及び第二十三條の七第一項ただし書中「海難審判庁」を「海難審判所」に改める。

第三十條の三第二号及び第三十一條第二号中「第五條」を「第四條」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第十七條 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第七條第七項中「航空・鉄道事故調査委員会設置法」を「運輸安全委員会設置法」に、「第三條」を「第五條」に、「第二條の二第三項」を「第二條第二項」に改め、同條第八項中「航空・鉄道事故調査委員会」を「運輸安全委員会」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十八條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十二号(丙)中「第二十五條第一項」を「第二十一條第一項」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十九條 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二の百四の項から百六の項までの規定中「国土交通省」を「觀光庁」に改める。

(調整規定)

第二十條 この法律の施行の日が建築士法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第一百四十四号)の施行の日前である場合には、前条中「別表第一の百四の項から百六の項までの規定」とあるのは、「別表第一の百四の項、百五の項及び百七の項」とする。

(國際會議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による國際觀光の振興に関する法律の一部改正)

第二十一條 國際會議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による國際觀光の振興に関する法律(平成六年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第四條から第六條までの規定及び第七條第一項中「国土交通大臣」を「觀光庁長官」に改める。

第十三條第三項中「国土交通大臣」の下に「觀光庁長官」を加える。

(外国人觀光旅客の来訪地域の整備等の促進による國際觀光の振興に関する法律の一部改正)

第二十二條 外国人觀光旅客の来訪地域の整備等の促進による國際觀光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第十九條、第二十條第一項及び第三項、第二十一條第三項並びに第二十二條中「国土交通大臣」を「觀光庁長官」に改める。

第二十六條第二項中「国土交通大臣」を「觀光庁長官」に改める。

第三十六條第一項及び第四項中「国土交通大臣」を「觀光庁長官」に改める。

第四十條中「国土交通大臣」の下に「觀光庁長官」を加える。

第四十一条中「国土交通大臣」の下に「及び観光庁長官」を加える。

(特定非営利活動促進法の一部改正)

第二十三条 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第四十四条の二及び第四十四条の三中「船員中央労働委員会規則」を「運輸安全委員会規則」に改める。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第二十四条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第二項中「同項第六号、第七号、第四十一号」を「同項第四十一号」に改める。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第二十五条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「船員中央労働委員会規則」を「運輸安全委員会規則」に改め、同条ただし書中「船員労働委員会」を「運輸安全委員会」に、「船員中央労働委員会規則」を「運輸安全委員会規則」に改める。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第二十六条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四十八条中「船員中央労働委員会規則」を「運輸安全委員会規則」に改め、同条ただし書中「船員労働委員会」を「運輸安全委員会」に、「船員中央労働委員会規則」を「運輸安全委員会規則」に改める。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第二十七条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第九条中「船員中央労働委員会規則」を「運輸安全委員会規則」に改め、同条ただし書中「船員労働委員会」を「運輸安全委員会」に、「船員中央労働委員会規則」を「運輸安全委員会規則」に改める。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二十八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第四百二十四条の見出し中「航空・鉄道事故調査委員会設置法」を「運輸安全委員会設置法」に改め、同条中「航空・鉄道事故調査委員会設置法」を「運輸安全委員会設置法」に、「第十五条の二第二項」を「第十九条第一項」に改める。

(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正)

第二十九条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十二条中「船員中央労働委員会規則」を「運輸安全委員会規則」に改め、同条ただし書中「運輸安全委員会規則」を「運輸安全委員会規則」に改める。

中「船員中央労働委員会」を「運輸安全委員会」に、「船員中央労働委員会規則」を「運輸安全委員会規則」に改める。

(道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の一部改正)

第三十条 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成十八年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第三十条中「船員中央労働委員会規則」を「運輸安全委員会規則」に改め、同条ただし書中「船員中央労働委員会」を「運輸安全委員会」に、「船員中央労働委員会規則」を「運輸安全委員会規則」に改める。

理 由

国土交通省の組織に関し、観光立国の実現に関する施策を一体的に推進するため、観光庁を設置するとともに、航空・鉄道事故調査委員会及び海難審判庁を運輸安全委員会及び海難審判所に改組し、それぞれ航空事故等、鉄道事故等及び船舶事故等の原因究明並びに海技士等の懲戒のための海難審判を行わせることとするほか、船員労働委員会を廃止し、その所掌事務を交通政策審議会等に移管する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国土交通省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、国土交通省の組織に関し、観光立国の実現に関する施策を一体的に推進するため、観光庁を設置するとともに、航空・鉄道事故調

査委員会及び海難審判庁を運輸安全委員会及び海難審判所に改組し、それぞれ航空事故等、鉄道事故等及び船舶事故等の原因究明並びに海技士等の懲戒のための海難審判を行わせることとするほか、船員労働委員会を廃止し、その所掌事務を交通政策審議会等に移管する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 国土交通省設置法の一部改正

(一) 国土交通省の任務に、観光立国の実現に向けた施策の推進を追加し、国土交通省の外局として観光庁を置くとともに、同庁の長官、任務及び所掌事務について定めること。

(二) 国土交通省の外局である船員労働委員会を廃止すること。

(三) 航空・鉄道事故調査委員会及び海難審判庁の運輸安全委員会及び海難審判所への改組並びに船員労働委員会の所掌事務の交通政策審議会等への移管等に伴う所要の改正を行うこと。

2

航空・鉄道事故調査委員会設置法の一部改正

(一) 題名を運輸安全委員会設置法に改め、法律の目的に、船舶事故等の防止に寄与すること等を追加すること。

(二) 国土交通省の外局として運輸安全委員会を置き、同委員会の任務について定めること。

(三) 運輸安全委員会の所掌事務に、船舶事故等の原因究明調査、原因関係者に対する勧告を追加すること。

四 航空事故等、鉄道事故等又は船舶事故等の原因関係者に勧告を行い、勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができるものとする。

3 海難審判法の一部改正

(一) 法律の目的を海難の原因を明らかにするものから、職務上の故意又は過失によつて海難を生じさせた海技士等の懲戒を行うものとする。

(二) 国土交通省の特別の機関として海難審判所を置き、その事務の一部を取り扱わせるため、所要の地に、地方海難審判所を置くこと。

4 労働組合法、労働関係調整法等の一部改正
船員労働委員会の廃止に伴い、その紛争調整事務について、中央労働委員会又は都道府県労働委員会へ移管する等所要の規定の整備を行うこと。

5 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成二十年十月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

国土交通省の組織に関し、観光立国の実現に関する施策を一体的に推進するため、観光庁を設置するとともに、航空・鉄道事故調査委員会及び海難審判庁を運輸安全委員会及び海難審判所に改組し、それぞれ航空事故等、鉄道事故等及び船舶事故等の原因究明並びに海技士等の懲戒のための海難審判を行わせることとするほか、船員労働委員会を廃止し、その所掌事務を交通政策審議会等に移管する等の措置を講じようとする本案は妥当なものと認めるが、運輸安全委員会は、事故等の防止等のため講ずべき措

置について勧告を受けた原因関係者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じなかつたときは、その旨を公表することができるとすること、事故等調査の実施に当たっては、被害者等の心情に十分配慮し、これらの者に対し、当該事故等調査に関する情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供するものとする。及び運輸安全委員会の所掌事務を遂行するため必要があるとき、関係行政機関の長等に対し、資料又は情報の提供その他の必要な協力を求めることができるものとする。並びに政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、運輸の安全の一層の確保を図る等の観点から運輸安全委員会の機能の拡充等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。この等修正を行うことを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成二十年度一般会計予算(国土交通省所管)に、観光庁関係予算として約十一億七千七百万円、運輸安全委員会関係予算として約十億五千二百万円及び海難審判所関係予算として約四億五千六百万円が計上されている。

右報告する。

平成二十年四月十五日

国土交通委員長 竹本 直一
衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

(小字及び一は修正)

(航空・鉄道事故調査委員会設置法の一部改正)
第二条 航空・鉄道事故調査委員会設置法(昭和四十八年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 運輸安全委員会の設置、任務及び所掌事務並びに組織等(第三条―第十

七条)

第三章 事故等調査(第十八条―第二十五条)

第四章 勧告及び意見の陳述(第二十六条―第二十八条)

第五章 雑則(第二十九条―第三十三条)

附則

第一章 総則

第二十二條の見出しを「(意見の陳述)」に改め、同条中「航空事故若しくは鉄道事故」を「航空事故等、鉄道事故等若しくは船舶事故等」に、「これらの事故」を「航空事故、鉄道事故若しくは船舶事故」に、「建議する」を「意見を述べ」に改め、同条を第二十八條とし、同条の次に次の章名を付する。

第五章 雑則

第五條 雑則

(情報の提供)

第二十八條の二

委員会は、事故等調査の実施に当たっては、被害者及びその家族又は遺族の心情に十分配慮し、これらの者に対し、当該事故等調査に関する情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供するものとする。

(関係行政機関等の協力)

第二十八條の三 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があるとき、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、関係する独立行政法人の長又は関係する地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)の理事長に対し、資料又は情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

第二十一條の見出しを「(国土交通大臣への勧告)」に改め、同条第一項中「航空事故若しくは鉄道事故」を「航空事故等、鉄道事故等若しくは船舶事故等」に、「これらの事故」を「航空事故、鉄道事故等若しくは船舶事故」に改め、同条を第二十六條とし、同条の次に次の一條を加える。

(原因関係者への勧告)

第二十七條 委員会は、事故等調査を終えた場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、航空事故等、鉄道事故等若しくは船舶事故等の防止又は航空事故、鉄道事故等若しくは船舶事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき措置について原因関係者に勧告することができる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、前項の規定による勧告を受けた原因関係者に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる。

3 委員会は、第一項の規定による勧告を受けた原因関係者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じなかつたときは、その旨を公表することができる。

第十八條を次のように改める。

第十八條 削除

第十五條の二第一項中「第十八條」を「第二十三條」に改め、同条を第十九條とする。

附 則

(検討)

第九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後運輸安全委員会設置法第二

七条第二項の規定の施行の状況を勘案し、必要

があるとき、運輸の安全の一層の確保を図る等の観点から運輸安全委員会の機能の拡充等を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(別紙)

国土交通省設置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 観光庁は、行政改革の趣旨を踏まえ観光立国の実現に関する施策の推進を総合的、効果的かつ効率的に行うこと。

二 船員労働委員会の廃止が船員労働行政の後退につながることをいよう配慮するとともに、所掌事務の移管に当たっては、都道府県労働委員会への円滑な移管に配慮し、紛争事務の遂行に支障が生ずることのないよう万全の措置を講ずること。

三 運輸安全委員会は、本法改正の趣旨に則り、独立性を確保し、公正中立な立場で適確に事故調査を行うこと。このため、運輸安全委員会の委員については、専門性、中立性及び独立性の観点から、適切な人材を選任すること。また、事務局の機能については、適正な人員の配置を行い、十分な予算を確保するとともに、調査結果の蓄積・活用等、事故の未然・再発防止に寄

与する体制を整備するよう努めること。

四 運輸安全委員会と捜査機関は国際民間航空条約等の趣旨を尊重し、事故調査と犯罪捜査のそれぞれが適確に遂行されるよう、十分協力すること。

五 航空事故、鉄道事故又は船舶事故の被害者等に対する支援の重要性にかんがみ、これまでの事故に関する経験や知見を活かし、関係行政機関等の密接な連携の下、総合的な施策の推進のために必要な措置を検討すること。

六 運輸安全委員会が行う勧告の実効性を確保するため、原因関係者が事故等の再発防止や被害軽減に必要な対策を着実に実施するよう、正当な理由なく勧告に従わない原因関係者の氏名又は名称の公表を適切に行うこと。

七 運輸安全委員会は、事故を未然に防ぐため、事故再発防止に万全を期する必要があると認めるときは、積極的に、関係行政機関等の協力を求めるとともに、事故防止のため講ずべき施策について勧告・意見陳述すること。また、勧告・意見陳述を受けた国土交通大臣・関係行政機関の長は、関係事業者への安全対策の指導・徹底など講ずべき施策を着実に実施すること。

八 海難審判制度の運用に関しては、その沿革にかんがみ、受審人の権利の保護に万全を期すとともに、国際的動向を踏まえ、本法改正の趣旨に則り、海難の原因究明と懲戒が明確に分離されるよう必要な措置を講ずること。

九 本法の施行後五年経過後において、運輸安全委員会設置法の施行の状況を勘案し、業務範囲に自動車事故を加えることなど、運輸安全委員会の在り方について十分な検討を行うこと。

衆議院会議録第二号中訂正

二三ページ三段一四行から一五行「枝野幸男君外七名」を「枝野幸男君外六名」に、二三ページ三段二〇行及び二二行「細川律夫君外二名」を「細川律夫君外一名」に訂正する。

同 第六号中訂正

二七ページ二段一一行「長島昭久君外六名」を「長島昭久君外五名」に訂正する。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 二番四号区虎ノ門二丁目 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(本体 二二〇円)	本号一部 二二〇円